

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所3号機並びに高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機 設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）【7】」

2. 日時：令和4年11月9日（水） 13時35分～18時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、  
畠山安全審査官、上原安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全担当部長 他14名（14名のうち、6名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料－1 美浜3号機・高浜1～4号機 感知器BF設工認審査スケジュール
- ・資料－2 美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について
- ・資料－3 火災感知器バックフィット設工認申請スケジュール
- ・資料－4 美浜発電所第3号機 高浜発電所第1号機及び第3号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 火災防護設備の基本設計方針の見直しの方向性について
- ・資料－5 美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について
- ・資料－6 美浜発電所3号機 高浜発電所第1, 2, 3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 耐震関係他について
- ・資料－7 コメント管理表 美浜3号機、高浜1～4号機 感知器BF設工認

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・高浜発電所第3，4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請  
補足説明資料（抜粋）（10月7日のヒアリング資料－6）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子炉規制庁の畠山です。これより、高浜発電所及び美浜発電所の工事計画認可申請に関するヒアリング、火災感知器バックフィットに関するヒアリングを開始したいと思います。
0:00:14	それでは、関西電力の方から、江藤、今、ご提出いただいている資料に基づいて、まずちょっと進め方、どのように進めるのかっていうところを概略ですね、お話いただいた上で、その進め方ちょっとお話できればと思います。
0:00:28	ちょっとまず進め方、資料と進め方についてちょっと簡単にご紹介いただけますか。
0:00:34	はい、関西電力の駒井でございます。
0:00:37	本日はですね大きくよつつあるかなと思ってます。一つは、これまでいただいたコメントに対するコメント回答ということで資料5を中心に、まずご説明させていただきたいと思ってます。
0:00:52	そのあとですね、美浜と高浜共通でまだご説明できてないの耐震とか、感知以外の設計に関してこれ資料6の方でまとめてございますので、
0:01:04	こちらの方のご説明を考えてございます。
0:01:07	その上で、次回の審査会合のドラフトの方を作成して参りましたので、こちらの方のご説明をして、最後に、第3バッテリーとか特重の新設基準と、
0:01:21	この4点かなというふうに思っております。
0:01:24	ですのでまずは、コメント回答を準備して参りましたのでそちらの方から進めさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。
0:01:36	満規制庁ハタケヤマです。進め方については承知しました。規制庁側の皆さんも進め方に何か議論等はよろしいですね。はい。では、いただいた取り込むコメントの方をですね、
0:01:48	回答いただければと思いますので資料の方、ご説明いただければと思います。はい。それでは、一通りそれともう1問ずつ区切った方がよろしいですかね。
0:02:00	そうですね。まとめてご説明できるものを除いて、基本的には一つずつ質問回答という形、させていただければと思います。
0:02:10	承知しました。それでは1問ずつ簡単にだけかいつまんでご説明してそのあと質問という形で進めさせていただきます。
0:02:20	それでは竹田の方から、はい。よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	はい。関西電力の竹田でございます。まず、コメント回答としまして、説明させていただきます。資料につきましては、資料 7 で提出しております、コメント管理表。
0:02:43	こちらに沿って、コメントを順番に、回答資料の資料の 5、
0:02:50	及び資料の 6 を用いまして、説明させていただきます。
0:02:55	まず、資料の 5 の方を、コメント管理局におきながら、確認の方お願いします。
0:03:02	資料の 5 コメント回答についてという資料で、まず 1 ページ目お願いします。
0:03:11	まず 9 月 16 日のコメントNo.12 になります。
0:03:17	兼用する火災感知器を設置している隣接する場所が、同一火災区域内か区域外かというところを説明しなさいというコメントでございます。
0:03:27	で、隣接する場所の火災区域、
0:03:30	適正化するエリアが、美浜 3 号機で 1 ヶ所ございました。そちらをこちらに会議記載してございます。
0:03:38	こちらは、脱塩とフィルター室の換気設計で、隣接エリアとして感知器を兼用する場所としている場所が、当該のフィルター、脱塩塔室と、
0:03:51	あと別の火災区域でちょっと整理されておりましたので、こちらを同一の
0:03:57	火災区域内に見直したいと、いうふうに考えてございます。
0:04:02	で、具体的には、下の 3 ページ目をお願いいたします。
0:04:10	こちらに感知器の配置図の方と、下の方に写真を載せております。
0:04:18	見直す箇所につきましては、上の配置図の方の、
0:04:22	脱塩とエリアと、青の破線で示してある場所。
0:04:30	こちらが脱塩塔室のエリアになりまして、中二階の方が右の図になります。右の図で、この上屋隣接エリアに該当します上屋に該当するのが、
0:04:41	この黄色でハッチングしてある場所になります。こちらが現状の火災区画の整理で、別の火災区画に整理されておりますので、
0:04:52	こちらにつきましては、
0:04:55	脱塩とフィルター室のあるエリア側に和室を入れるという形で、火災区画、
0:05:04	の設定を適正化したいというふうに考えてございます。
0:05:09	下の方の左側の方には、脱塩塔室、
0:05:13	の
0:05:14	写真、右側には、脱塩土質外に含める宇和室の写真を載せてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:25	続きまして、隣接、
0:05:29	エリアで区画を見直す場所というのはこの、高浜美浜としましても、美浜3号機1ヶ所、
0:05:37	適正化する場所がございます。次に、4ページ目をお願いいたします。
0:05:42	4ページ目につきましては、上屋という場所が今火災区域区画に設定されていて、こちらについては、大井西郷と同様に、
0:05:55	火災区域区画外に整理すると。
0:05:58	いった箇所がございます。これが富山3号機のアスファルト固化。
0:06:04	装置建屋の屋上がございます。
0:06:08	へえ。
0:06:10	排気コウノ設置しているエリアになります。
0:06:13	で、当資料の下の方に写真の方つけておりますけれども、写真の左上の方、これが上屋の外観。
0:06:22	載せております。その右側に、上のその内部を載せております。
0:06:28	こちらにつきましては、廃校への負の影響防止を考慮した計上として、こういった計上をしております、
0:06:37	外気が流通する場所が上屋に当たるということで、大飯34号機と同様に、こちらにつきましては、火災区域区画外として、
0:06:49	境界を建屋の風に見直したいというふうに考えてございます。
0:06:57	で、すいませんもう1ヶ所あるんですけれども、ちょっと資料の方には、トイレ入ってないんですけれども、
0:07:04	すいません、10月、
0:07:07	7日の、
0:07:09	資料6で、すいません提出しておる資料なんですけれども、
0:07:14	高浜の三、四号機の主蒸気配管室と、
0:07:18	いうところの、排気ファンの排気孔これも同じように排気孔の設置されている、屋上にある。
0:07:24	場所なんですけれども、こちらにつきましても、現状火災区画が設定されている状況になってございますので、こちらにつきましても同様に、区域区画の境界を、
0:07:36	二つ矢の壁面と、
0:07:39	する形で見直したいというふうに考えてございます。
0:07:44	以上3ヶ所が、区域区画を見直す箇所となります。
0:07:49	本部説明は以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:54	はい。原子力成長畠山です。今竹田さん最後におっしゃられました、鳥栖前回提出資料の資料6の、
0:08:03	はいこれはページ何ページですか。失礼しました。10月7日に提出いたしました資料6の右下229ページ。
0:08:13	ふうになります。
0:08:43	とりあえず、はい。承知しました。その上で、規制庁側から確認事項等ありましたらお願いします。
0:09:02	衛藤ニシウチですけど、規制庁ニシウチですけど、
0:09:06	ちょっと趣旨の確認だけもう一度なんですけど、資料これ、5-
0:09:13	1ページ目。
0:09:14	のところ単純にその文章の流れの趣旨だけ確認したいというだけなんですけど。
0:09:21	1行、一段落目で、感知器を設置するのは異なる火災区画となるので、
0:09:29	火災、同一火災区画に見直す。
0:09:32	で、ていうそういう流れなんですって。
0:09:35	あれそもそも火災区域区画って、区域は斎木で囲まれた場所を、区画については、また以下平均は別に限定しないですけど離隔距離とか要は設備状況を踏まえて、
0:09:46	設置するもので設定するものですよ。その設定した後に、そこに対しての発生防止感知消火ってやっていく流れだと思うんですけど、それが基本だと思うんですけど、今のこの説明だと、
0:09:57	漢字とかの設計を考えたから区画区域を決めるっていう流れになっていて、これは正しいですかね、趣旨として。
0:10:12	関西電力吉澤でございます。火災区域区画につきましてはおっしゃるように、壁の配置であるとか設備の設置状況、それを踏まえて、
0:10:24	切った後に、それぞれの区画に対して換地設計をやっていくという流れかと思っております。今回バックフィット対応で、換地設計を実際、
0:10:36	実施するにあたって、この宇和室ですね、これ一んが結果的には別の区域区画に設定されていたと。
0:10:49	いうところで、ただ、開口部の状況とか、煙、熱の流れ、そういうのを踏まえたときに、この会、宇和室と
0:11:01	対象のエリアの間の開口部が、9期廃棄以降の役割も担っているというところで、実態としてその和室を、
0:11:13	隣の隣接の区画にするか、この当該の脱塩塔室にするかっていうのは、これは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:24	どっちでもいいと言ったあれなんですけど、どっちにでも実際でき得るもので、結果論としては、当初のもう切り方が、
0:11:36	よろしくなかったというところで、こちらで考え直しまして今回見直すという流れになってございます。
0:11:47	規制庁西内です。
0:11:51	そうですね。そもそもちょっとコメン等の趣旨が、
0:11:59	単純、例えばコメントの趣旨的にまだそこまでなんかいきなり行くのかなっていう気がしたんですけど、まずは、現状は高隣接ベ津久井区画ですっていうことですよねまず現状は、
0:12:11	その上で、改めて火災区画の割りを検討した結果、こっちの方が適切だと考えたってただそれだけの話ですかね。
0:12:22	なんかこのためっていう繋がりがすごい違和感がすごいあってですね、こういう考え方なんでしたっけっていうのがすごいちょっと、あまり入ってこなかったのでもっとこれまだ引っかかってしまったんですけど。
0:12:33	ちょっとまずそもそも火災区画の設定として、こうこうするんだっていうことをちゃんとうたっていただく必要があるのかなあとちょっと感じましたと。
0:12:42	衛藤大井のセンコーの大井の時には、確か上屋系は除いただけだ。確かちょうどその建屋、
0:12:52	縦や一の火災区域の一番外周側で要は除いただけだったと思うんですよ。今回みたいに変更ってことはしてなかったと記憶していて、そういう意味で若干そこがちょっと違和感を感じたところでしたと。
0:13:05	何かわざわざ変更する必要があるんではしたっけ別に隣接の区域、区画の感知器でもってという話じゃなくてまずはだから家火災区画内で感知するのは基本だから、
0:13:16	いやちょっと悪い言い方をするとですよ。
0:13:19	まず関西電力としては同じ火災区域ないし区画の中で感知をするっていうのを基本に考えてますと、ここはちょっとそういう火災区画にならなかったのでもっと区画そもそも絡み直して何かつじつまを合わせようとしたっていう説明にしか聞こえなくてですね。
0:13:33	言い方悪くあえてしてますけど、
0:13:37	多分そうじゃないんですよ。そういうわけではないのかなと思う。聞いてて思ったのでもっと説明プリがちょっと何か流れが違うんじゃないのかなって聞いていて思ったぐらいの感覚なんですけど。
0:13:48	ちょっと素行なのかなあと考えていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:53	そういう意味でちょっともう1回上屋の状況を確認したいんですけど、2ページ3ページ目か3ページ目のところで、
0:14:05	もともと、
0:14:08	右っかわのエレベーションの方。
0:14:11	の断面図でいう平面図でいうと、
0:14:33	下の方の番号のその火災区画。
0:14:36	だったんですよねもともと、実際の上屋の状況は右下の写真にあるように、
0:14:44	この同じエレベーションの平面においては他の場所とは区切り壁でちゃんと区切られていて、
0:14:52	開口部っていう意味でいうと、この上屋の下のこの脱塩とエリア。
0:14:56	能ところとの開口部しかないっていう状況なんですって。
0:14:59	開口部としては候補、いわゆるその繋がっている場所っていうのはこの脱塩とエリアとこの上屋部分が繋がってるんですって。
0:15:08	和室かすいません。
0:15:12	関西電力吉澤でございます。宇和室への入口が、下の方の区画のフロアからは入れるように入口ありまして、
0:15:26	真ん中は、写真の通り、コンクリートで覆われたところになっているという、そういった状況です。
0:15:36	だからこの右側のエレベーションにおいては、他の場所とはちゃんとコンクリート平気でも修復は区切られていていわゆる何かその開口部とかドアとかそういうものは特になんてことなんです。
0:15:48	理解でいいんですよ。
0:15:53	えっと
0:15:54	入口扉は、
0:15:55	あります。
0:15:59	はい。
0:16:00	わかりました。
0:16:03	わかりましただからそういう状況を考えれば、別に今のままでいいし、
0:16:08	ただ、
0:16:09	脱塩とエリアと同じ区画にしても、
0:16:12	いいし、区画の設定としてはどちらでも問題はない。
0:16:17	ような状況になっていて、
0:16:18	あとはどちらにするのが適正かって考えたときに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:22	そもそも多分消火のやり方とかそういうところも含めてあると思うんですけど、火災防護対策の方向性を踏まえれば、こっちの方が適切であろうと考えて改めて見直しました。
0:16:34	てことなんですかね。
0:16:37	だから実態としてはやっぱり火災区画とかを設定するタイミングで、火災防護対策をどういうふうにするかっていうのも考えて、何か区画割りしてるっちゃうことなんですかね。
0:16:51	それとどっちなんでしたっけ。
0:16:53	要は区画区域割りは、もう単純にその設備の配置状況だけ見て、
0:16:58	設定していて、
0:17:00	実際
0:17:02	実際の流れとして確認したいのが、
0:17:05	感知消火とかの設計を行う上で、こういう区画割りにした方が合理的だよねって言って見直す例とかも実際あるんですけどその設計フローというか設計の考え方の中で、
0:17:26	要は区画設定って総合的に勘案して設定してみたそういう意味合いで受け取ればいいんですけど。
0:17:31	実際どうしてるんですけど。関西電力熊倉でございます。
0:17:35	藤区画の設定ですけども、火災区画の定義っていうのがタイ開閉器離隔距離固定式消火設備等により分離された火災防護上の区画っていうふうに、
0:17:46	審査基準上も定義されてると思うんですけどもこれにあるように消火設備の設置状況ですとか、そういったものも勘案した上で、
0:17:54	最終的にこういうのが一番妥当だっというような形で設定しているものです。
0:18:07	火災対策室の齋藤です。
0:18:11	今、熊倉さんがご説明いただいた、1.2の(12)の火災区画の定義なんですけど、
0:18:21	結局、
0:18:23	関西電力側としては、
0:18:26	この定義の中の、
0:18:31	何を重視しては、この区画を設定してますって、いや結局、
0:18:35	耐火へきか、離隔距離、固定式消火設備等に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:41	より分離されたという言葉なのか、それとも、火災防護上の区画をいうという話を言っているのかどっちを重視して話してますっていうのをちょっと確認しておきたいんですけど。
0:18:53	教えていただいてもいいですか。
0:19:01	関西電力吉澤でございます。もともと火災区域、区画の設定の時に一番重視したのは、系統分離、
0:19:11	の観点で、常用系と安全系の設備の配置、壁で区切られていればそこで区画を切ると。
0:19:21	そういうところを重視して設定して参りました。
0:19:25	ですんで消火装置を消火困難な場所かどうかとか、そういう面での考慮が、ちょっと当初の区画設定の時には、
0:19:37	十分検討できていなかったという、いう状況があります。
0:19:44	火災対策室の齋藤です。その上で、今、吉田さんかをおっしゃっていただいたように、
0:19:52	要は、系統、この火災の感知だけではなくて、系統分離の観点も基本的には考えつつ、火災区画設定していましたよねと。
0:20:04	一方で、今回感知の今にアノニシウチの言葉を借りれば、要はカセアノ悪く言うんですよ、その火災感知の観点だけで、
0:20:16	火災区域、火災区画の、
0:20:20	線を変更しますと。
0:20:22	いうことを今ご説明いただいたわけですがけれども、
0:20:26	じゃあ逆にもっと悪い言い方をすると、そこで線を、今までの中、従前の線は、だから系統分離のところを考えると、要は背線を引いて、火災防護上の
0:20:38	単位してたはずなのに、その区画を、その境界を変更する。
0:20:45	てことはそもそもの系統分離のほうには影響ないんですかっていう話が出てくると思うんですよね。
0:20:52	それが、
0:20:54	どうなってんのかねという、いう花Cもあって、だから要は今回感知の観点での火災防護上の区画として整理したからそうですっていうのはなC。
0:21:06	だけでは多分説明になってないと思うんですよね。今吉田さんがご説明いただいたように、
0:21:12	そこら辺の整理はちゃんとできた上で、この話になっているんでしたっけっていう話を。
0:21:19	もう一度ご説明いただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:23	はい。関西電力吉澤でございます。この宇和指数につきましては内部に系統分離が必要な安全系の安全停止に必要な機器等は、
0:21:35	なくて、どちらに属し、
0:21:40	あと、変更今回の変更に伴ってですね、火災影響評価をやり直しが必要という認識はございます。
0:21:50	今回ちょっとその影響評価がどうなるかというところまでお示しできてないんですけども、そこにつきましては資料充実したいと考えます。
0:22:02	火災対策室のサイトウちょっと念のために確認するんですけど、このホアシⅡには、
0:22:07	機器はないんでしょうけれども、ケーブルも通ってないんですかね、ケーブル通ってないってことで大丈夫なんですか。いやそこ押せ要は、関西電力さんの話でこれまでの
0:22:18	検査等の話の中で、いろいろケーブルの話させ、議論させていただいてる中で、ケーブルの観点結構抜けてらっしゃるんで、一応そのケーブルも含めて案、今回変更する。
0:22:33	所の宇和室っていうのは、
0:22:36	そういう火災防護上必要なケーブルも通っていないと。
0:22:40	いう話でよろしかったんですけど。
0:22:45	はい。関西電力吉澤でございます。ケーブルも含めて、常用系のケーブルしかないということで、安全停止の
0:22:56	そういったケーブルがないことは確認してます。
0:23:02	はい。火災対策室の齋藤です。その上で、そこまで簿
0:23:07	議論させていただいた上ですいません追加でお伺いするんですけども、
0:23:12	ここの、今までの区画と今回の区画で今回の9区画で新たに、
0:23:19	線を引くってことは、要は、
0:23:22	この定義にあるように、要は火災防除、火災防護上の核として、
0:23:28	それぞれ分離しても大丈夫と。
0:23:31	というような話があってその一つの具体例が感知感知器の区画以外の観点っていうのが、その対価は耐火兵器であったり離隔距離であったり、
0:23:44	消火設備等であったりという話がかっついてくると思うんですよ。
0:23:49	その辺のところ、
0:23:52	区画を変更しても影響がないっていうような説明っていうのは、今のご説明の中に入りましたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:02	はい。関西電力吉澤でございます。区画変更に伴う影響については今回の回答には含まれておりませんので、今後記載を、
0:24:13	充実して、説明させていただきたいと思います。
0:24:19	はい。火災対策室の斎藤です。ちょっとそのところは今の
0:24:24	ニシウチからの話も含めて、ちょっと区画能変更というところについては、きちっと整理してくださいね実情とかについては要は影響がないとか、
0:24:36	そういった話について多分おっしゃりたいところはそういうことなんだろうなと思うんですけど影響がないってことについては影響がないなりの、やっぱり整理が要と思うんですよねそこは区画を変更したことによって、
0:24:48	火災防護上の単位として、の影響はないんですっていうことをきちっと説明し切らないといけないと思うので、とりあえずその部分はちょっとお願いしたいなと思ってますんで、
0:25:01	あともう一つの、
0:25:03	何だっけ。
0:25:05	1 ページ立て、
0:25:07	もう1個1ページのところで、
0:25:14	上屋は範囲外と整理する必要があるというふうに、明日あるアスファルトの
0:25:20	エコカー装置の建屋において、上屋は範囲外として整理する必要があるって書いてあったこれは、
0:25:28	今まではすいませんもう1回そこは事実の確認なんですけども今まではどうなってどうするんでしたっけっていうのをちょっともう1回教えていただいてもいいですか。
0:25:39	資料で言うと多分4ページのところだと思うんですけどね具体的な話は。
0:25:50	はい。関西電力の竹田でございます。4ページの資料で説明いたしました上屋につきましては、現在火災区域区画として、上の部分を含めて、設定されております。
0:26:04	見直し号におきましては、この上屋の部分、
0:26:09	区域区画から除外して、この
0:26:14	上のこの下の部分建屋のその壁の部分を区域区画の境界で見直すと、宇和部分を区域から外すと。
0:26:24	いう見直しとなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:29	火災対策室の斎藤です。多分、今のご説明で、今から私がお質問する内容ってのは多分、想像されてる通りだと思うんですけど
0:26:41	4 ページの写真の中に真ん中に
0:26:45	三つ、図が、
0:26:48	写真と、図があつて、真ん中の上の写真のところがおそらくこの来た手配機構と書いてある。
0:26:59	ところの、その床面のところで切りますと、
0:27:03	というような御説明だと思うんですね。
0:27:06	こっちは区画よりもちょっと話が違って、区域の話も、
0:27:12	火災区域の話と多分セットになってきてるんですね、火災区域ってそもそも。
0:27:19	で、先ほど熊倉さんが区画の説明をしていただいた通り杭区域の説明があつて、定義があつて、耐火兵器によって囲まれて他の区域と分離させてされている建屋内の区域をいうというふうに、
0:27:33	言っていて、実際に系統分離の観点とかかかると、2.3 のところで、
0:27:42	何だっけ。
0:27:45	火災の影響軽減の話の中に安全機能を有する火災区域については 3 時間能力を有するタイは、耐火兵器によって他の火災区域から分離することっていうふうに書いてあつて、
0:27:57	この辺ちゃんとアノ 2.3 の部分と、もうチェックした上で、変更、
0:28:04	区域の話についてはなおさらなんですけれども、かけられているのかわつていうところの確認は、そこはどのようにご説明を理解したらいいのかわつていうのをちょっと教えていただきたいんですね写真を見ると、
0:28:15	廃校があつたりするんで、そもそも、
0:28:20	笠伊井の区域として区切られてるのかどうかというところが、
0:28:25	あれどうやって理解したらいいんだろうという話なんですけれども、その辺いかがなんですかね。
0:28:49	はい。関西電力吉澤でございます。4 ページ目の図で、上屋、黄色ハッチングしている部分。
0:28:59	今回区域から外そうとしているところですけども、ここの区画についてはこの下の部屋と同じ区画設定、
0:29:09	になつてまして、その区画内に安全停止に必要な機器であるとか、ちょうど閉じ込めに必要な機器、これがあるのかないのかというところを、ちょっと確認させてください。
0:29:28	発電所お願いできますかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:35	山手線所でございます。ちょっとこちらも確認させてください。
0:29:40	はい。お願いします。火災対策室の齋藤です。
0:29:44	とりあえず、
0:29:46	この部分、区画の変更の話であれば、要は区域が要はあって、その中の区画の境界を変更するっていうのが前段の部分の話ですよね。で、今のこのアスファルトぽかー装置建屋の部分っていうのは、
0:30:01	区域の部分、その区域そのものを変更しようっていうようなお話なんで、それで私としては話として慎重に聞いているんで、そこら辺の 2.3 との影響軽減の話も踏まえて、
0:30:13	ちゃんとそこ変更してしまっても大丈夫なのかと感知の話だけで、それを安易に変更してしまっているのだからかというところをですねきちっとご説明いただきたいと思っています。あとすいません最後に
0:30:25	これうちの内部の話も含めてなんですけれども、火災区域とか火災区画の話って、今のこの設工認の中で変更するって話で、
0:30:35	できるんでしたっけっていう話を、要は認可の時とかに、
0:30:39	基本は火災区画、火災区画のところはどっか火災区域の部分って、
0:30:45	一番でかい火災区域の部分って、
0:30:49	許認可のところで作ってたような気がしたんですけれども、今回のこの設工認のこの話の中で、そこの変更って、
0:30:56	大丈夫なんでしたっけ、設工認の範囲でやれるんでしたっけって話をとりあえずあの区域については特に、
0:31:04	今までそういう事例あるんでしたっけと。
0:31:07	関西電力吉澤でございます。この上屋を区域外に整理するというのは大飯 34 号の先行の
0:31:17	審査で実績でございます。この区域区画の変更について、許認可にどう影響するかというところなんですけど、
0:31:28	許可については特に、申請書本文とか添付とか、そういったところには、設計方針しか出てなくて、実際の区画をどう設定するかというところは、
0:31:40	まとめ資料に載っているという状況で、設工認で初めて要目表ベースで、区画割りが出てくると、図面とかそういうのが出てくるという状況になってございます。
0:31:53	火災対策室の齋藤様の説明で一定程度理解しましたでは、であればなおさらの火災区域の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:00	ところについては、今までの話と、なぜその所がいいし、できるのか除外した時に火災防護上影響がないのかでそれ影響軽減の話も含めて、
0:32:10	大丈夫なのかというところについては、すみませんけれども、改めてご説明をお願いしたいと思います。私からは以上です。
0:32:19	はい。関西電力吉田です。承知しました。
0:32:26	衛藤規制庁西内です。
0:32:28	先ほど齋藤が話をしたその他対策感知消火以外の対策の部分の今日は説明をいただくようお願いした上で、ちょっと一度話して戻してそもそも火災区画の設定で何考えてるんだっけって話ですけど、
0:32:43	ちょっとすみません資料見てたんですけども、基本設計方針資料4とかでもつけてもらってますけど、
0:32:49	資料4の右下2ページ目、
0:32:57	これ工認の基本設計方針で許可でもほぼ同じような内容が書いてるともう理解してますけど、右下2ページ目の、
0:33:04	上から123IV56段落目、
0:33:10	建屋内等で設定した火災区域を系統分離の状況と、壁の設置状況と、
0:33:17	DBとSA施設の配置に応じて分割して設定するって多分これが基本のスタンスだったと思うんですよね。
0:33:23	で、先ほど中クマクラさんとかの方が消火設備の状況も含めてって話があったと思うんですけどそれを本当にやってたんでしたっけ。
0:33:31	という話がちょっとあって、ちょっとこら辺も含めてですよ。そもそも区画の設定ってどういうふうにやってるんだっけっていうところをもう一度ちょっと、笹井整理いただいて、
0:33:41	少なくとも、今この基本設計方針を見る限りですね、資料6で今回コメント回答いただき、資料5で、
0:33:49	今回コメント回答、1ページ目でいただけてますけど、感知器の設計を踏まえて、火災区画を設定する見直すっていうのは、多分基本設計方針からストレートに落ちてこないと思うんですよね。
0:34:00	今話を聞いてて思ったのは、感知器の設置状況を確認する上で、この火災、このこの部屋の火災区画の設定状況を改めて確認をすると。
0:34:11	壁の設置状況とかそういう設備の設置状況を踏まえれば、こうした方が適切だと思ったので、見直しましたっていうだけの話なんじゃないかなという気がちょっとしたので、そこら辺今の私の理解、
0:34:22	で合ってるのであれば、それがわかるように書いていただければと思いますし、いずれにしても今まで設定、基本設計方針とか、それこそ先ほ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ど齋藤から許可はないのって話もありましたけど、許可からせ、説明している火災区画、
0:34:35	の設定方針に沿った形で今回の話も変更したいのであれば、説明をいただく必要があると思ってます。
0:34:42	というのが多分現状事実確認ベースでちょっと気になる場所ですのでその部分はちょっと資料の充実化をその観点でいただければいいのかなと。
0:34:50	見直す方向性、結果は多分問題ないのかなっていう気はあの写真を見て、何となく理解できたんですけど、見直す理由持ってき方がちょっと説明が違うんじゃないかなというところでちょっと確認をさせていただいた次第です。
0:35:02	そちらの必要に応じて充実化等はまた引き続きお願いできればと思いますよろしくお願いします。
0:35:08	関西電力竹田でございます。承知しました。
0:35:13	議事録社長島山です。ちょっと今、お二方お話されていた内容を一部重複しますけれども、今、火災区域区画とか見直しますっていうことをお話いただいていたかと思えますけども、
0:35:27	具体的な詳細のところで見直すってことは、今お話いただいた通りかと思えますけども、区域区画の設定のそもそもの考え方っていうのは新規制の時に、
0:35:38	まとめ等でし、整理させていただいていると思っていてその考え方自体に変更を要するものではないと思っておりますので、まず、ちょっと過去どういうふうな説明をしていて、
0:35:50	何に基づいてどう変更させるのかっていうのはその当時出された資料等に基づいて、説明ができるように、資料のご準備をいただきたいと思ってます。
0:36:00	というちょっとそういった意味ではまずちょっと過去どういうふうな整理をしていって今回何をやるのかということが、きちんと分かるようにですね資料の方、起こしていただければと思います。
0:36:11	その上で、規制庁のほかに、確認事項と根拠ありますでしょうか。
0:36:17	よろしいですかね。はい。
0:36:20	はい。すみません。7%でございますけれども1点だけ、先ほどちょっとお話いただきました雑固体この●●(非開示情報)に何かあるかだけちょっと確認しましたのでお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。
0:36:32	一応

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:33	原子力発電所の安全停止に必要な機能はもちろんございませんし、放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を確保するための機器についてもこの二つを●●(非開示情報)というところには含まれてございません。イトウ事実確認として、以上でございます。
0:36:53	火災対策室の齋藤です。話としては承りました。ただ
0:36:59	火災区域って多分、火災区画としては多分、今おっしゃる通りだと思っ んですね多分林さんの事、お答えいただいたと思うんですけども、ただ火 災区域として本当にそれで大丈夫だっけみたいな話が、
0:37:11	あるんでそこについてはすいませんまた引き続き確認していただいて教 えていただければと思いますんでよろしく願いいたします。
0:37:19	はい関西電力タケダて承知しました。
0:37:26	原子炉規制庁畠山です。その後、規制庁よろしいですかね。関西電力 はもうよろしいですね。よろしければ次のコメント回答のほど願いま す。
0:37:40	関西電力の竹田でございます。続きまして、同じく資料5の6ページ目 をお願いいたします。
0:37:50	ヒアリングコメントでいうとNo.14になります。
0:37:54	こちらのコメントは、隣接する場所に設置され、された兼用する火災感 知器について、早期感知の観点から、感知器の作動温度、作動濃度 についても検討すること。
0:38:07	あと誤作動防止の関係についてもしっかり公表することというコメントで ございました。
0:38:12	回答といたしましては、高浜美浜それぞれの脱塩とフィルター室の感知 器設計としまして、隣接する場所に設置する火災感知器を兼用する設 計と、
0:38:24	している場所の、火災感知までの時間遅れ、あと感知性について、評価 いたしました。
0:38:32	兼用する感知器を設置します。宇和室、
0:38:36	及びバルブ設置エリア、
0:38:38	につきましては、いずれも消防法施行規則23条4項の通り、アナログ 式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計となっております、
0:38:50	そちらのエリアは、コンクリート壁で仕切られていて、県の高さは8メー トル未満と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:56	いったところになります。で、脱塩とフィルター室の煙が流出するという、想定される場所からもそれほど距離もなくて、感受性に問題はないというふうに評価しております。
0:39:12	ただし、隣接エリアの感知器を兼用するという設計、
0:39:17	から、早期感知の観点から、隣接するエリアの感知器につきましては、アナログ式の感知器を使用しておりますので、プレアラームの
0:39:27	機能を生かしまして、その設定を可能な範囲で、早めに入れる、低い値とすることで、したいと思います。具体的な設定値につきましては、環境条件、温度であったりとかを勘案して、決定していきたいというふうに考えてございます。
0:39:45	なお、作動温度、あと作動濃度自体の変更につきましては、やはり誤作動防止の観点から、適切ではないというふうに考えてございます。
0:39:55	下の第2-1図の方には、参考といたしまして、これ高浜三、四号機のフィルター室の感知器配置図の方をお示しております。
0:40:06	本件説明は以上になります。
0:40:12	原子炉規制庁島山です。この件、確認事項と規制庁ありますか。
0:40:19	火災対策室の齋藤です。多分このコメントを私が発したんだと思うんですけど。
0:40:30	要は、火災感知までの時間遅れ感知性についてまず一段落目で評価したと事実関係だけ確認してあって、
0:40:40	2段落目のところで、
0:40:47	隣接エリアはコンクリート駅で仕切られており、
0:40:52	天井高さは8メートル未満で、
0:40:55	煙熱を流入する開口部も隣接した場所にあるから感知性に問題ないと評価するって、
0:41:03	これって、
0:41:05	答えになっているのかなという気がしていて、なんでかっていうと、私が申し上げたい観点っていうのは、今一段落目で申し上げてるような、
0:41:17	時間遅れの観点であるとか、それからその完成であるとか、そうしたお話しCのところなんですよね実際感知性のところとかについては、
0:41:29	今まで前回以前のご説明の中でそれぞれの発電所において、煙リ一をタイて、すぐくマシーンで確認されてるはずなんですよね。その時に、
0:41:45	ナカノ煙の状況と隣接エリアの煙の状況等を、そ両方比較して、の時間であるとか、感性であるとかというところをちゃんと確認されてたと思うんですけれどもそういった内容が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:02	ここの中に記載されているべきだと思うんですが、その話が今のところ何も書いてないんですけれども、そういう意味で私はこれ答えになってますかねというふうに伺い、お伺いしてるんですが受けとめについてすみませんがよろしく願いいたします。
0:42:23	はい。関西電力の竹田でございます。まず、これまで実施してきました、現地の検証試験としまして、そのオオクマ心を使った、
0:42:33	実験ですけれども、こちらにつきましては、当間当該の部屋の中で、スモークを発生させて、どちらの方向にこの
0:42:44	煙、
0:42:46	が流れていくかといったところをまず検証するために実施したものです。
0:42:51	で、スモークマシーンで細かに煙を模擬しておりますので、実際に隣接するエリアでのその火災感知までの遅れ時間、そこまではちょっと
0:43:04	具体的な時間までは、測定はしておりません。
0:43:12	あと火災対策室の齋藤です。
0:43:16	趣旨としてはそういう趣旨で実験されたと思うんですけれども、フゾクの結果として、結果要は、そのオオクマ心をタイて、
0:43:26	実際の部屋の中に充満スルー。
0:43:30	要はタイミングとほぼ同じタイミングだったのか、ワntenポぐらいしかオクれなくて隣に行ったのかみたいな話は、多分、どうかとかをもしとられてたりすれば、多分記録としてはわかると思うんですよねそれがまず1点、それから、
0:43:47	感知性の話でいうと、要はスモークマシーンをタイた部屋多分、中アノ頑張って多分スモークマシーンタイていただいたと思うんですけれどもそういったところの、
0:43:57	要は三藤恣意的な話と要は私も定量的なところを説明してくださいという話ではなくって、
0:44:06	遅れがどれぐらいだというふうに認識しているのか、関西について、スモークマシーンみたいな実験で、具体的にやったときに、ほぼ同じ前、
0:44:17	ほぼ同じ濃度ぐらいでというか要はしっかりと煙として入ってきて感知できますよっていうご説明をされたから隣の区画でもOKですよっていうそういうお話を、
0:44:27	多分今までされてたと思うんですけれどもそういったレベルの話で、
0:44:32	きちっと輪作Ⅱ区画でも、感知できません。ただちょっと薄いですみたいな話があれば、当然今私、このコメントNo.14のように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:43	作動濃度とか、そうしたところについて、隣接区画のことも考慮しながら、アナログ式の特徴をとらえて調整しないと駄目ですよ。
0:44:54	ていう話に多分繋がると思うんですけども、そうしたところの話、今まで実験したところの話、それから今後、実際に設置して運用していくときの観点として、
0:45:06	鷺見オオクマ椎野話とかも考慮しながら実態のところの調整をどのようにやっていくかという話っていうのが、アナログ式の感知器をつけていく以上は考慮されるべきだと。
0:45:19	ということで私はこのコメントを発したはずなんですよ。
0:45:23	そこに対して、今のご説明ですと、要は実験は実験です。やることについてはまた別途やりますと、というような話なんですけれども、実際に、
0:45:35	実験をしたわけですから、もうちょっとそこはうまく生かして、やっていただかないとせっかく技術的な検討をこの場で議論させていただいてるのに、
0:45:46	そうした答えっていうのは非常にもったいないと思うんですけども、すいませんけどもちょっとその部分を整理して、お答えいただければなというふうに思います。
0:45:56	はい。関西電力の竹田です。ご指摘、増減も含めてありがとうございます。実際に現地の方でスモークマシンを抱きまして、当然ビデオ画像で記録の方とっておりますんで、そちらですけども、定性的になりますけれども、
0:46:13	部屋の中で1分程度で煙が充満して、あと3分過ぎた時に、隣接エリアの天井面に煙が溜まっていると。
0:46:24	そういったところもちょっと確認しておりますので、そういった実験結果も踏まえまして、こちらの評価のこの記載の方、ちょっと充実させたいと考えております。以上です。
0:46:37	火災対策室の齋藤ですということで、ちょっとこの部分の記載を見直しといてくださいねということをお願いしたいと思います。ついでに時間がもし、
0:46:47	遅れると、というような話があるのであれば、その時に、今度はその影響軽減の話として、遅れても問題があるのかないのかと、ただいまの火災区画の話カセ、先ほどの火災区画の話とかも踏まえたときに、
0:47:01	多分、そこについては影響がないんだと、というような、ご説明が多分、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:07	されと思いますんでその前の部分の話とあわせて、ちょっとすいませんが、説明ぶり、今の状態ではちょっと不十分かなと思いますので、よろしく願いいたします。
0:47:18	はい。関西電力の竹田です承知しました。
0:47:23	火災対策室の齋藤です。私からは以上です。
0:47:29	原子炉規制庁の武山です。このNo.14 の件に関して、規制庁側から他にありますか。
0:47:37	よろしいですかね。
0:47:39	じゃ、お願いします。
0:47:41	すいませんNo規制庁ニシウチです。すいません重要なさそうなのでちょっとその1個だけ戻らせてくださいすいません先ほどのコメント回答の中で、
0:47:51	一つ確認し忘れました、No.12 の方のコメント回答の2 ページ目のところなんですけど、
0:48:02	火災区画名称の確認なんですけど、
0:48:07	下から多分 123、下から 4 行目 5 行目辺りのところで、要目表の記載内容に変更がないって書いてるんですけど、実際これの
0:48:18	フィル脱塩塔及びフィルターエリアの方の火災区画に、宇和室を追加するイメージになるんですよ。
0:48:26	それを踏まえてもこの名称も変更ないんだっていう理解でいいんですかね。
0:48:30	単純に今まで育つや、単純にこれは関西電力の中のその現場設計に最後落としていった時の話かもしれないんですけど、
0:48:38	区画名称も変更しないで実際区画境界を変更してるっていうのがちゃんとその下までどう伝わっていくんだろうなっていうところとか、あとそもそもですけど、
0:48:47	脱塩塔及びフィルタエリアとして今まで運用していたところに、日下齊木各一部範囲を追加するのであれば、自然とそこに宇和室含むとか和室込みとか、なんかそういうのが出てくるのかなっていう感覚で、ちょっと思ったんですけど。
0:49:01	ちょっと区画名称を変更する気があるのかどうか。
0:49:05	も含めてちょっと今後資料充実化をいただければなと思います。
0:49:13	関西電力熊倉でございます。
0:49:15	あと火災区画の名称については、こちらは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:20	要目表に記載しているものでして、こちらについては特に変更する予定というのは今のところはないんですけれども、火災区画の境界につきましては、添付図面として、
0:49:31	金設工認の不正申請の時に、
0:49:37	修正後の添付図面を提出したいというふうに考えております。また、変更した後の火災区画なんですけれども、発電所の火災防護計画の
0:49:50	の方に、適切に反映した上で、変更があったっていうのは、そういう変更管理をしていく予定でございます。
0:49:59	わかりました。だから現状名称まで変更するつもりはもうなくて、添付図面とかで明確化していてそのあとの株価を後段の方にまわしていく予定でずっとそういうことですね。
0:50:11	はい。関西電力熊倉でございます。ご認識の通りでございます。
0:50:15	はい。規制庁西内です理解できましたありがとうございます。
0:50:22	はい。では、74 は終わったかと思いますので、次の確認事項にお願いします。
0:50:35	はい。続きまして、同じく資料 5 の 7 ページ目をお願いいたします。関西電力の竹田です。
0:50:43	コメントNo. 16 番、使用済み樹脂貯蔵タンク室は、大井と設計が異なることから、説明することというコメントでございます。
0:50:53	回答としましては、大飯 34 号機の使用済み樹脂貯蔵タンク室と後続で、同士の機器を設置するエリアは以下の通りとなります。
0:51:05	で、後続機で、同時期となるエリアにつきましては、高浜 34 号機で使用済み樹脂貯蔵タンク、使用済み樹脂タンク及び使用済み樹脂貯蔵タンクエリア、
0:51:17	今深山 3 号機高浜 1 号機につきましても、同様にも入るしタンク入り所蔵タンク廃樹脂供給タンクのエリアが、増収機種を設置するエリアとなります。
0:51:30	で、先行の大飯 34 号機におきましては、使用済み樹脂貯蔵タンクについては、排気ダクト内に設置する設計といたしまして、設計基準位置を、
0:51:41	満足する設計としてございました。
0:51:44	一方後続におきましては、上記のエリアにつきましては、設置許可の添付書類 8 におきまして、幹事機を設置しない設計とするというふうに整理してございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:59	環境設置の設計という形で後続では、設計の考え方が異なっております。で、下のバラグラフのところで、これらのエリアにつきましては、
0:52:11	現状放射線量が高い場所としまして、施錠管理されていると、あと可燃物を持ち込むことはなく、またその運用につきましては、保安規定に定めており今後もこれらの運用に変更はございません。
0:52:24	保安規定において、可燃物を持ち込まない運用について定めているというところで、添付のA3の1の方に、具体的に示してございます。
0:52:40	添付3-1としまして保安規定の方では9ページ目になります。赤枠でお示したところについて、
0:52:51	熱源を超えない持ち込み保管、
0:52:54	といったところが記載してございまして、具体的には、その下部の規定にあります、美浜の例で火災防護計画をつけてございます。11ページ目をお願いいたします。
0:53:06	具体的には、11ページ目の、このCポツのところ、赤枠で示したところで、具体的な、先ほどの当該のエリアにおいて、可燃物を置かない運用とすると。
0:53:18	ということで運用の方を定めてございます。あとまた、高浜の方の添付、
0:53:25	の方も同様の記載と。
0:53:27	なっております。
0:53:30	で、これらの感知器を設置しない設計といったところにつきましては、17ページから実際に補足説明資料の方を、
0:53:42	添付してございまして、
0:53:46	先行を34号機との、
0:53:49	変更点を赤字でお示してございます。
0:53:53	赤字をお示している変更箇所につきましては、まず、ユニットとか機器の名称のところ、
0:54:01	あと、大井では、感知器を設置しない設計としたところは、ピット。
0:54:08	の形状の記載となっておりましたが、後続におきましては、タンクとなるため、タンクの記載として、記載のほうを修正している箇所、こちらが赤字でお示してございます。
0:54:24	本コメントの説明は以上になります。
0:54:33	はい、原子力次長徳山です。
0:54:35	規制庁から確認事項等ありましたらお願いします。
0:54:41	規制庁西内ですけど大きく二つ、一つ目がちょっと保安規定の読み方だけちょっと明確に確認しておきたいというところなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:50	火災防護計画上也明確に書かれてて保安規定の上位規定的な保安規定のところどう書いてるかなんですけど、可燃物管理のところRAWの読み方だけなんですけど、
0:55:01	赤枠で示してもらって今 9 ページ目とかの美浜の例でいうと、
0:55:06	高浜も一緒だと思いますけど、書き方が総発熱量が制限発熱量を超えない管理となっていて、ここって多分イメージ的には火災影響評価とかで最後確認してると思いますけど、1 時間耐火の区画であれば 1 時間の発熱量に相当するような、
0:55:22	要は火災荷重とかも考慮してそこは逆算して決めてると思うんですけど、今回みたいにオカない場所については、この総発熱量が制限発熱量というところは、要は制限発熱量はもう火災が発生しない想定で、
0:55:35	オカないってしてるので、0 ですと、制限発熱量がゼロだから持ち込まないんですっていうそういう読み方で、その火災防護計画の方に落としていくってそういう理解をすればいいんですかね。
0:55:50	関西電力熊倉でございます。ご認識の通りでございます。
0:55:55	はい。わかりました。括弧Bの屋外の方は何かもうストレートに書いてあるんですけど屋内の方はだからここの囲いの方でそういう読み方をして落としていくということと理解しますと。
0:56:04	もう 1 点は実際に可燃物を置かない設計としているかどうかの確認なんですけど、
0:56:13	20 ページ。
0:56:18	ここはすごいちょっと若干疑問があって、
0:56:21	照明がつい、
0:56:23	出るのであれば、
0:56:26	照明って下限になりませんかねっていうだけなんですけど、これは何かあれですかわかりやすくするためにつけてるだけの話ですか。要は、
0:56:35	通常時は男性だとかの電源断にしている、基本的には影になりえないとかそういう説明が追加で来るんですかね。
0:56:44	はい。関西電力熊倉でございます。ご認識の通りでして、照明等、労働安全上、必要なものになりますので設置はしてるんですけども通常は切り運用として、
0:56:55	影にはなりえないものとして、整理をしています。
0:56:59	規制庁西内ですわかりました。多分は下限がないと言いつつ、照明が映ってる写真だけ見せられると何か矛盾してるようにしか聞こえないの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	で、そこら辺も含めてしっかり説明をいただきたいんです今、多分書いてもらってないですよ証明の、に対しての言及は。
0:57:16	どこに帰っていただきましたけど読み飛ばしたら申し訳ないんですけど、
0:57:26	監査委員の熊倉でございます。ちょっと今の、今回提出した資料の中では、読み取れるところがございませんので、その点、資料に充実させていただきたいと思います。
0:57:40	はい。規制庁西内です。そうですね、一方で点検とかで人が入るときには、照明とかをつけてってということになると思うんですけど。
0:57:50	そのタイミングでは基本的に人による認知に期待するってそういうことになると理解すればいいんですかね。
0:57:58	はい。関西電力熊倉でございます。照明つけてる間につきましては作業員、
0:58:04	おりますので、そちらに、そちらの人の目の目によって監視できるというふうに考えております。
0:58:14	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:58:17	中身見た限りそのタンクと、
0:58:19	多分付随する配管類と、あと照明があるくらいのエリアなのかなという気がするので、写真とかもつけていただいている状況も何となく理解できますし、あとはそもそも、ここってあれですよ高線量だから基本、立ち入らない運用って理解で、要は、点検保守とか、
0:58:35	あとは何かしらここに樹脂を入れる操作とかも遠隔操作が基本であってそもそもまで立ち入らない運用をしているって理解でいいんですよそこは。
0:58:49	関西電力熊倉でございます。
0:58:52	中にあるパンクですとか、配管ですとか、そういったものを、に不具合が生じた場合でない限りは、基本的には立ち入らないようにしているところでございます。
0:59:04	はい、規制庁西内ですわかりました。
0:59:06	そうですねコメント回答の7ページ目の部分ですけど、
0:59:10	施錠管理されておりってことだけ書かれてるんですけどそもそも立ち入らないような運用にしているのであれば、そういう趣旨まで含めてちょっと明確に書いておいていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:21	で、その上で、先ほど確認したような照明とかも、ちゃんとケアをしていては、格上げがない設計とまずしていますってということだと理解をしました。
0:59:32	はい。
0:59:33	衛藤。
0:59:37	そう。
0:59:41	いずれの部屋も、
0:59:44	ちょっと詳細の図面をまだ確認しきれてないんですけど、いずれもほかの部屋と何かツーツーになっているようなものではなくて、しっかりそのコンクリート平気で囲まれている区画って理解でいいんですよね。ちょっと図面とかがまだ確認が追いついてないんですけど。
1:00:08	はい関西電力の竹田でございます。このタンク個別個別でコンクリート壁で仕切られた。
1:00:15	有賀となっております。
1:00:18	はい。規制庁西内です理解しますと、
1:00:22	わかりました。ありがとうございます。ちょっと今お話したような内容をちょっと補足説明書の方には充実化しておいていただいてちょっと明確になるようにしておいていただければと思います。あとすいません2点と言いましたけどあと最後に1点だけなんですけど、
1:00:34	アノ金物を持ち込まない運用ってところなんですけど、
1:00:38	実際もん、実際の運用として、本当に何も持ち込まないのか、例えば点検のタイミングとか、
1:00:46	何か点検用紙とかって基本点検入らないと、運用だと思んですけど、点検とか巡視点検するときとかって紙持っていきじゃないですか。
1:00:54	そういうようなものも、
1:00:57	要は何、何て言うんですかね。
1:01:00	どういう管理をしてるかっていうところなんですけど、要は工事とかで仮置きをするようなそういうその仮置資機材的なものは管理してるけども人と一緒に入るようなものとかまでは、
1:01:10	いわゆる先ほど人による認知が可能だって話もありましたけど、人と一緒に入って出て行くようなそういう管理については基本持ち込んでもOKっていうそういう理解なんですかね。
1:01:19	実際これは発電所でどういう運用してるかっていうところなんですけど。
1:01:23	本当に一切持ち込まないのか、人と一緒に入って出るような管理をしっかりしているっていうそういう理解なのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:32	関西電力熊倉でございます。もう前者の方でして、もう
1:01:37	仮置きをしないとます。そういったところも完了している。
1:01:43	鉄拳。
1:01:48	点検のときは持って入ったりはするものの、それをこう置いて帰ったりはしないように、そういうふうにして、
1:01:55	ゼンショーの方でちょっと補足があればお願いします。
1:02:04	関西電力の峯です。今熊倉が申した通りで、そもそも高線量エリアというところで、立ち入りかむ極端に少ない。
1:02:13	いうところ、あと立ち入るという機会が少ないというところで、さっき1アノ、持って入っても、あの紙1枚ぐらいの、
1:02:21	思うんですけども、そういったものは、人と一緒に入って出るというようなところでしっかり管理して衛藤。
1:02:29	多分中に物が置いてこないというようなところで公表をしているというものです。以上です。はい規制庁西内ですわかりました今回説明いただいているエリアはそもそも高放射線量に立ち入らないってということだと思うんですけど。
1:02:45	他の例えば大井のピットエリアとかもそうだと思いますけど、基本的にはその
1:02:50	を置かない運用とするってというような理解で持ち込まないというよりかは、そこに残置しないようなせ、運用管理をしているって理解でよろしいですかね。
1:03:04	関西電力の見る園をご認識の通りです。
1:03:08	規制庁西内です。了解しました私からは以上です。
1:03:15	火災対策室の齋藤です多分私の質問多分事実確認レベルの話だと思うんでこの部分をちょっと教えていただければと思うんですけども。
1:03:25	20ページの、先ほど西内からご質問させていただいたこの写真をちょっと見てて、
1:03:33	ちょっと教えて欲しいことがあって、
1:03:36	まず、
1:03:40	タンク類の関係で、
1:03:43	何か配線とかあって、ここの部分については入ってないってことでよかったんでしたっけっていうのがまず1点目の確認なんですけども要はです、何を確認したいかっていうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:55	私の理解としてはこのエリアについては燃えるもの、燃える可能性があるものってのは今ここで書いてある②番の②番とか③番って書いてある署名等と関係の配線だけだというふうに、
1:04:09	認識をされていてタンク類の方には、それを制御するための何か配線とかそういうものはないってことでよかったんですけどつけるところのすみませんまずあの事実確認だけし、理解のために教えていただければと思います。
1:04:30	高浜発電所のほう回答お願いできますでしょうか。
1:04:38	関西電力のミイですがこれ美浜じゃなくて高高浜ですか。
1:04:42	いやどちら、浅利の棚橋です。
1:04:46	どちらでもいいけども、
1:04:48	例えば今おっしゃってるのは水位計とかね、そういったものをどういう形で、感知、感知ってか計測してるのかと。
1:04:58	この伝統だけかというお話だと思うんで、その辺わかりませんか。
1:05:05	高浜からミヤサカあごめんなさい。
1:05:08	どうぞ。
1:05:10	関西電力のミズタ永と確認させてください。
1:05:14	美浜は答えれますか。
1:05:20	すいません。深山発電所電気保修課深山先生のハヤシつけるの確認させてください。すいません。
1:05:26	火災対策室のサイトウはすいませんここはとりあえず事実関係を知りたいだけなので、ただ教えていただければってだけの話、多分その線が入ってたから、他にそういう線が入ったからといっても、
1:05:38	多分最も連携を使うのはおそらく、
1:05:42	照明灯なんだろうという認識があつての質問でとりあえず念のための話です。次に、
1:05:49	照明等関係の話なんですけども、
1:05:55	一応私の手今ここに写真で見せていただいている、照明灯とかはこれ一応防爆仕様だという認識があるんで、
1:06:05	もし何か何かその火災等があつても爆発の危険性はとりあえず爆発があつたとしても影響多分軽減させるための措置がとられているんだという認識でとりあえずいますということと、
1:06:18	本当にお伺いしたいのはそっちではなくて
1:06:21	真ん中の段の、右側の写真と下側の段の右側の写真の上の方見てると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:30	これってー。
1:06:32	コンクリートなのかそれとも金属なのかそれともこの金属の、
1:06:37	屋根みたいになってるところの上のところコンクリート比木できちっと区画がなされているのかっていう、すいませんその部分を本当はお伺いしたいんですけども。
1:06:46	ここは実際のところどういう
1:06:49	この照明等がついてる上の部分なんですけども、ここはどういうふうな
1:06:55	処理、処理がなされているとか要は金属なのかそれともコンクリートなのかそれともその上にコンクリート、この金属なんだけどその上にコンクリートが入っていると、ということなのかっていうすいませんその辺の
1:07:06	ことを教えていただければと思います。これ何で確認、知りたいかっていうと、要はきちっと区画されてますというご説明をフォローしたいからだけなんですけどもすいませんが答えいただけますかね。
1:07:22	はい。こちらにつきましても高浜美浜発電所のほう確認のほうをお願いできますでしょうか。
1:07:31	深山誠将前教授、深山発電所の話でございます。おそらくこのトタンの上にコンクリートがかぶっているものだと思いますけれどもちょっと確認させてください。以上です。
1:07:42	関西電力のミイです。同じく、こういうコンクリートで囲まれているというのは間違いないです。
1:07:49	以上です。
1:07:51	はい。火災対策室の齋藤です。ありがとうございます。
1:07:55	ここはすいませんコンクリートで囲われているということの確認ができればいいだけなのですみませんがそこまで重視はしていません。あと、
1:08:03	もう1個教えて欲しいのが11ページのところで赤枠のところ、
1:08:09	火災感知系を設置しない火災区画区域または火災区画のところ、
1:08:15	火災感知器を設置しないためって文章のご説明をいただいて、これもちょっと事実関係だけなんですけど、ここの理由の一つとして、
1:08:27	タンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっておりっていうふう書いてあるんですけども、
1:08:33	この水につかってるこの水の量ってというのは、
1:08:36	すみません運用上基本的には一定量以上のものが、
1:08:42	水井以上の水につかっているという理解でいいのかそれともほぼ水がない状態があったりするのかその辺のすいません

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:51	理解について教えていただければと思うんですけども実際の運用としてはいかがなんでしょうか。
1:09:01	関西電力の竹田でございます。基本的に樹脂全体が水につかるぐらいに、水が入っているという認識なんですけれども、ちょっと確認を、お尋ねの方をお願いしたいと思います。発電所お願いします。
1:09:17	大神力のミイです。今タケナカ申した通り樹脂が使えるような水の量でしっかり
1:09:25	タンク内は存知日は水に使う。
1:09:29	てると、いうものです。
1:09:35	火災対策室の齋藤です。ありがとうございました
1:09:38	この水につかっているというのは、要は、水の中、樹脂が水の中にある状態が維持されていると。
1:09:47	ということだという理解でよろしいですねすみませんそこだけ念のための確認です。
1:09:53	関西電力のミイです。今齋藤室長がおっしゃられた通りの認識で問題ございません。
1:09:59	関西電力棚橋です。
1:10:01	ちょっと補足しますと、
1:10:03	ちょっと私の認識間違ったらほ訂正してください。樹脂というのは、固形物じゃなくて、固形物なんですけど、小さいつぶつぶみたいな。
1:10:14	ものでして、そういうのが、タンク内に入ってまして、ある程度水があると、そういうイメージです。だから
1:10:21	何でなんていうかね、ある程度形があるものが功をオカれているというものではございません。
1:10:28	火災対策室のサイトウですありがとうございますすみませんこの部分について私のイメージが形成できなかつただけなんで、確認をさせていただいたところです。ということで多分、私の質問としては以上なので事実関係だけの確認だけにとどまってると思っています。よろしく願いいたします以上です。
1:10:48	見せる規制庁竹山です。その確認事項となりますか。
1:10:54	すみません美浜発電所ハヤシでございます。先ほどの定時貯蔵タンクの上の部分のところに関してですけれども、先ほど申しました通り、
1:11:05	この金属板の上にコンクリートがかぶっていることを明確に確認いたします。
1:11:11	ましたのでご報告させていただきます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:14	はい。火災対策室の齋藤です。状況わかりましたありがとうございます以上です。
1:11:25	はい。9。
1:11:26	規制庁の上原です。ちょっと続きましてはい確認させていただきます。
1:11:32	資料だと23ページなんですけれども、
1:11:37	はい。このエリアの可燃物がな火災が発生し、
1:11:42	フロートではないというのは重々承知してるんですけれども、下から5行目にですね万一火災の発生を想定しても、
1:11:51	もう貯蔵とか閉じ込め機能が火災によって損なわれることなくとちょっと書かれてますので、
1:11:59	ちょっとこの記載に沿ってちょっと一つだけ確認したいことがございます。
1:12:05	はい。火災が発生した場合には当然タンクが寝せられて、内圧が上昇しますので、
1:12:12	それで圧力が上昇して若干この貯蔵とかとじ込み機能に影響を及ぼす可能性があるんですけれどもそこについてはご説明をお願いします。
1:12:25	はい関西電力の竹田でございます。こちらの方は金属製のタンクになりまして、当然安全装置とつきまして、としまして、内圧が上昇した場合には安全弁、
1:12:38	というものがあって、それでマツノ逃がす、それによりタンクを守るといった機能が備えておりますので、真夏の情勢につきましては問題ないと考えてございます。
1:12:49	以上です。
1:12:51	はい。規制庁植原ですはい理解いたしました。その安全面で逃したものっていうのは当然なんかしかるべきなんかなんかは廃棄物処理処理系統みたいなところに行って、
1:13:03	そうですね、処理されるというふうには理解いたしました。
1:13:09	で、今おっしゃったのは高浜12のこの設備に限らず、美浜3とか高浜34の、
1:13:17	使用済み樹脂タンクについても同様にそういった安全面があるという理解でよろしいですよ。はい。関西電力の竹田です。すべてのタンクにおきまして、同様に設置されてございます。以上です。
1:13:31	はい。規制庁の植原です。はい理解いたしました私からは以上です。
1:13:39	現在成長ハタケヤマです。その他はあります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:46	よろしいですかね。ちょっと資料の読み方だけ、に周知を行ったことをちょっと深掘りするだけなので、確認なんですけども、今
1:13:56	資料 19 ページとかで、今可燃物を置かない運用については、
1:14:02	保安規定に定めて管理するっていうとらえてる部分があるとその保安規定っておっしゃっているところっていうのは、
1:14:08	今、具体的に可燃物を置かないって書いてるのは、
1:14:12	本店本則というよりはその下部規定側で定めているっていう意図なのかなと思ってるんですけども、ちょっとこの保安規定に定めて運用へと。
1:14:22	他にするっていうのは、
1:14:25	本店を更新するわけではないですよ。
1:14:28	まずちょっとそこだけ確認させてください。
1:14:35	はい。
1:14:36	関西電力熊倉でございます。
1:14:38	まず保安規定については、変えるという予定はございません。でも先ほど西井さんの方でおっしゃっていただいたように、
1:14:49	保安規定に書かれてる内容で、その読み方をちょっと他のところと変えることで、可燃物を置かないというふうに、
1:14:58	読み取れるようになっておりますので、変える必要はないという
1:15:04	承知しました。趣旨がまず保安規定で読めますよっていうことで保安規定に定めてますってことは書かれてるってことですね。理解しました。本規定を変更する意図がないということだけ確認したかったものです。
1:15:15	すいません。
1:15:17	熊倉です。
1:15:18	その通りでございます。
1:15:20	ありがとうございます。その他はよろしいですね。では、次の項目、ご説明をお願いします。
1:15:28	はい。次のコメントでございますけれども、同じ資料 27 ページ目をお願いいたします。
1:15:35	コメントNo. 26、
1:15:37	CV内の気体、水素が発生するということを想定して、煙感知器を防爆としていない理由を、補足に追加することという内容でございます。回答といたしましては、
1:15:54	アナログ式でない熱感知器につきましては、機械的な接点があるというその構造的なところから、火花の発生のか、恐れがあるということで、発火元とならないよう、念のため、防爆型としてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:16:11	一方アナログ式の煙感知器につきましては、検出プロセスにおきまして、ヒダカが発生する恐れはない構造であるということから、発火元とはならないため、
1:16:22	防爆型とはしてございませんで、中段以下に書いてございますのが、これにつきましては補足説明資料 1-1、
1:16:34	の方にも記載してございまして、こちらの資料感知器の概要を説明した資料でございます。こちらの煙感知器のところで、
1:16:47	動作プロセス、検出プロセス等、あと動作原理の概要図等を載せまして、同様に、火花を発生せず、発火減の恐れとなることはない。
1:16:57	いうことを、ここ、同様の記載がこちらにもございます。
1:17:01	本コメント回答は以上でございます。
1:17:08	鶴規制庁ハタケヤマです。この件について確認事項とありますか。
1:17:15	火災対策室の齋藤ですすみませんこれ記載の意図だけ、意図をちょっと確認させてください
1:17:24	要は、一番最初の赤字の部分については、これは
1:17:30	動作原理として、
1:17:37	機械的な接点があるってことは、何か倍メタルかなんかで、
1:17:43	作動させるからとそういう趣旨なんですかね。
1:17:48	はい。関西電力の竹田です。おっしゃる通りで、バイOMETALによる幾何的な接点と、
1:17:56	いうふうにとらえております。以上です。
1:18:00	火災対策室の齋藤です。
1:18:04	小、
1:18:06	理解はし、理解しました。要はアナログ式でない熱感知器は、要はアナログ式じゃないんで、アノてownスポット型のもので、その動作原理が、
1:18:19	温度素子ではなくて倍メタルになっていて、その場合メタルが温度が上がってきた時に、ペコッと動いてその時に節点を押すと、
1:18:31	というような構造になっていてその押す社員に、は、
1:18:38	要は念のため、雄をする行為自体で、火花が知るといことはないんだけれども、
1:18:45	でも機械的な接点である以上、そこを考慮して防爆型にするという理解でよろしいですか。
1:18:55	はい関西電力の竹田です。ご認識の通りでございます。以上です。
1:19:01	はい。火災対策室の齋藤です。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:11	水規制庁ハタケヤマです。その他規制庁側から確認事項とありますか。
1:19:19	よろしいですか。はい。では次の事項をお願いします。次は 28 ページ目をお願いします。こちらはクマクラの方から説明させていただきます。
1:19:32	関西電力熊倉でございます。下のページ 28 ページのところ、ヒアリングコメントNo.31 から 33 までのところの回答としたいと思います。
1:19:42	一つ目の矢羽根ですけれども受信機盤内部の蓄電池が非常時に機能を果たす容量であることを示すことということで、こちらについての回答については、次のページ 29 ページから 31 ページまで、
1:19:55	2、補足説明資料を充実した、しましたので、その抜粋をお示しております。
1:20:02	めくっていただいて 29 ページ添付 4-1 でございます。
1:20:06	まず
1:20:10	蓄電池の容量についてですけれども、
1:20:13	ディーゼル発電機または代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量というふうにしてございますので、まず、第 4-1-5 表のところ
1:20:24	ディーゼル発電機と代替電源から、電源が供給されるまでにかかる時間というのをお示してございます。このうち代替電源の方が約 20 分。
1:20:35	かかりますのでそれに対して、各火災受信機盤の蓄電池の設計容量が幾らであるのかというのを第 4-1-6 表の方におまとめしてございます。
1:20:45	で、こちらの 29 ページですけれども、高浜 34 号機のものをお示してございます。
1:20:50	いずれの火災受信機盤についても、代替電源から供給されるまでにかかる時間 20 分を、よりも大きい容量有していることを確認してございます。
1:21:01	同じような確認、同じように確認したものを 30 ページ 31 ページ、こちら美浜 3 号機と高浜 1 府他号機ですけれども、こちらにお示してございます。
1:21:12	ページ戻っていただいて 28 ページで二つ目の矢羽根ナンバーワン及び難波津野受信機盤が同時に発行した時に、火災対応が適切にできることを説明することということで、
1:21:23	こちらの回答としてるところの真ん中のところのパラグラフですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:27	こちらに記載させていただきます。
1:21:30	高浜 34 号機についてはナンバー1 とナンバー2 が同時に発行する可能性がございます。美浜 3 号機につきましてはナンバーワン。
1:21:37	ナンバー3、こちらが同時発表する可能性がございます。
1:21:43	で、
1:21:44	第 4-1 図なんですけれどもこちらに中央制御室。
1:21:48	美浜津発電所のものを、こちらに記載しておりますけれども、火災受信機盤ですねまとまって配置してございますので、もし同時に発報した場合においても、同じようなところで、
1:22:01	火災受信機盤を確認し、そのアドレス情報と配置図を確認することで発報場所を速やかに測定することができると考えてございます。
1:22:12	このように適切に関する設計としてございます。
1:22:16	最後三つ目の矢羽根ですけれども火災受信機盤で共用となる部分は、資料上明記することということで、これまで基本設計方針、
1:22:24	の記載案ということで提出させていただいておりますけれども、共用部分については、共用ということがわかるように記載をさせていただいております。
1:22:33	補足説明資料の方もですね、同じように反映させていただきまして、今回、抜粋で、添付 4-2 というのをつけておりますけれども、資料をめぐっていただいて下のページ 33 ページ、お願いします。
1:22:48	こちらの赤字でお示しております通り、受信機盤についても、共用してるものがございますので、そのことがわかるように明記する形としてございます。
1:22:58	あと、
1:23:00	以上で説明は終わります。
1:23:08	はい。規制庁竹山です。
1:23:10	ご説明ありがとうございます。社長から確認事項等ありましたらお願いします。
1:23:25	よろしいです。
1:23:33	規制庁ニシウチですけど、
1:23:39	ちょっと若干記憶が曖昧で申し訳ないんですけど、火災受信機盤の話については、中央制御室であれば中央制御室のどの辺りに配置されていて、どういうふうに認知するんだったっけっていう確認をした記憶があったんですけど、コメント回答。
1:23:55	等はここじゃなくて他のところに載ってましたっけすみません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:58	関西電力熊倉でございます。あとは一井につきましては、ちょっと現在確認中でして、次回の
1:24:06	コメント回答という形で資料を提出させていただきたいと思います。またいただいたコメントですね配置関係につきましてはコメント管理表の、
1:24:14	7、No.7 のところで、管理してございますので、またこちらの回答として、別途ご提示させていただきたいと思います。
1:24:24	はい規制庁西内です理解できました。ありがとうございます。はい。
1:24:37	えっと、火災対策室の齋藤です。
1:24:41	すいません。表の見方だけ、念のための確認なんですけども 29 ページ 30 ページ 31 ページの、
1:24:48	4、4-1-5 表のところの、のところで給電時間っていうのは、
1:24:55	要は
1:24:57	喪失してから給電が開始されるまでの時間という認識でいいんですよねというところだけすいません確認させてください。
1:25:09	関西電力熊倉でございます。残りの通りでして、外電喪失は全交流動力電源喪失時から給電が終わる、給電が終わると給電が開始されるまでの、
1:25:21	時間になります。
1:25:26	はい。火災対策室の齋藤です。はい。内容理解いたしました私からは以上です。
1:25:38	原子炉規制庁畠山です。ちょっと念のため確認ですけども、今、3、
1:25:46	29 ページからですかね、添付いただいている蓄電池っていうのは、ヒアリングコメントの頭冒頭で書いてある通り、受信機盤内部の蓄電池のことを指していてそれが 60 分、
1:25:59	供給できますよってことだと思っておりますんで、
1:26:02	4-1-5 強とかを見ると、
1:26:05	DG
1:26:06	等、代替電源である空冷式、
1:26:09	発電装置の話があると思いますけどもこれとは別に直流の、
1:26:14	蓄電池、或いは第 3 電源とかも、
1:26:18	配備されていてそれらによっても給電できるっていうことでしたよね。
1:26:24	これは蓄電。
1:26:26	地。
1:26:28	受信機盤にも供給できる設計でしたか、ちょっと確認させてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:40	関西電力熊倉でございます。これは火災受信機盤ですけれども、コントロールセンターから受電しておりまして、直流ではなくて交流で受電しているものですので、
1:26:51	先ほどおっしゃっていただいたような蓄電池ですとか第3電源関係、
1:26:56	というのは、そちらから給電するものではないというふうに考えております。
1:27:06	水規制庁ハタケヤマですとなりますと、DGとかが起動せず、
1:27:12	空冷式の方も起動しなかった場合は、
1:27:16	60分しか耐えられない。
1:27:18	ということですかね。
1:27:27	関西電力熊倉でございます。
1:27:29	基本的には火災受信機盤に繋がっているここでお示している蓄電池、この容量、
1:27:37	容量分は持つというふうには考えております。
1:27:48	いうところ。
1:27:52	あ、関西電力吉田でございます。ディーゼル発電機、空冷式常用発電機が起動しなかった場合、60分で、機能停止と、
1:28:02	ということになりますただ電源車っていうのが別でありまして、準備にもちょっと時間要するんで、一時的に停電はするんですけど電源車起動すれば、
1:28:14	また給電開始できるという、そういった構成になっております。
1:28:23	原子炉規制庁畠山です。承知しました。あれ、ちなみに、電源車ってどれぐらいで、
1:28:30	パパ
1:28:31	許可の添付の方ほうで何か、
1:28:34	どれぐらいで使えるっていう話だったやん。うん。記憶してるんですけど、どれぐらいの数字でしたっけ、もし記憶があれば、
1:28:41	ちなみこれ秘密だったらちょっとすみません。
1:28:45	機密かもしれないんで自分で確認します。はい。許認、関西電力ヨシダです許認可の技術的能力にタイムチャートあるんですけど、
1:28:57	1時間以上はかかったと記憶してまして。
1:29:01	ちょっと具体的に、
1:29:05	高浜12号、
1:29:07	何分とか発電所、
1:29:10	調べられますかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:15	確認してください。
1:29:20	議事録中ハタケます。一応、
1:29:25	許可の方見ればタイムチャートを載せるってことは、認識ができたので、今調べられなくてもおって、自分の方で確認します。
1:29:36	はい。関西電力です。吉田です。了解いたしました。
1:29:44	ミズタ規制庁竹松その他規制庁側から確認事項とありますか。
1:29:54	規制庁西内ですけど、今の電源車の話はあくまで参考って位置付けの確認でいいんですよね。これは田山さん向けですけど、そうです、参考の確認です。
1:30:06	一応ちょっと気になってたところとしては、
1:30:11	外部電源喪失時に機能を失わないように電源を確保する設計であることってところが既工認でどういう設計をしたんだっけなっていうところをですね、今申し上げたのは、
1:30:21	火災防護審査基準ですけども、ちょっとその観点で、そもそもどうだったっけっていうことをちょっと頭の整理をしたかったので、
1:30:29	これまでの整理を伺った次第です。とはいえ、
1:30:34	今お話し、私が聞いたような内容が、それが何分だから駄目だとかそういうことを、今申し上げたものではないので、一応申し伝えさせていただきます。
1:31:10	規制庁西主査わかりましたあくまで基本的に基準への適合性という観点では基本設計方針も書いてますけど、発電DJと、まだ空冷DGとそこら辺で対応するっていう話だと思うので、
1:31:23	そこら辺が明確にわかるようにここに書いてもらえばいいのかなと思います。そこら辺を資料で事実か、明確化いただければいいのかなと思いましたと。
1:31:31	あとちょっとすいません別の話なんですけど、共用のところちょっと確認をしたくてですね。
1:31:37	資料 5 の
1:31:41	33 ページのところが一番わかりやすいんですけど、
1:31:46	これ結局その受信基盤って四つあって、で、
1:31:50	四つのうち、上から三つは 1234 共用でしたのよ、日本だけが 34 共用って位置付けだと思うんですけど。
1:31:57	ちょっと資料 4 の基本設計方針に行きたいんですけど、
1:32:01	基本設計方針の 6 ページ目、右下 6 ページ目。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:10	これちょっとすみません何か過去に確認し、してたかどうかじゃ、ちょっと僕は記憶がないんですけど、変更後の、
1:32:18	(1)火災感知設備の1段落目の3行目のところから見ると、
1:32:24	1234 共用3号機に設置っていうやつと、1号機設備の1234 共用しか出てこなくて、ここに34 共用だけのやつが出てこないんですよ。
1:32:33	で、少なくともこの四つの受信基盤って耐震計算書とかでも、具体的な仕分けが出てきますけど、この火災受信機盤っていうワードの中にこの四つが含まれてるって私理解してたんです。
1:32:44	で、これ変更前の方を見ると、変更前は34 共用っていうものと1234 共用っていうもの二つあって、何か
1:32:51	赤字に特になってないんですけど、今回普通に変更がされてるように見えるんですけど、これって意図してこうしてたんだっけ誤記ですかねこれ。
1:33:00	ちょっとまずは確認したいのがまずここで基本設計方針で言ってる火災受信基盤っていうのは、この資料5の33ページで言うこの四つを総称して指してるっていう理解でいいのかっていうのが一つと、もう一つは、
1:33:14	イソダとすると表現できてない気がするんですけどこれ誤記ですかかっていう二つの確認です。
1:33:21	は関西電力熊倉でございます。まず、
1:33:25	まずですね
1:33:27	基本設計方針側で1234号機を3号機設置後1号機設備1234号共用1号機に設置、まずこの二つ記載してるんですけど、これは間違いございません。
1:33:39	で、あと、
1:33:41	今回の資料5の33ページの第4-1-1表、こちらについてこのNo.123、
1:33:49	この受信機盤のことを基本設計方針で指していると。
1:33:53	ナンバー4の火災受信機盤が何かと言いますと、ここ括弧の中に、
1:33:58	T34の建屋の
1:34:02	中を見るためのメッセージ表示器。
1:34:05	ということでこちらは今回の申請対象の範囲ではないと。
1:34:10	いうふうに考えてございます。
1:34:44	規制庁西内です理解できました。
1:34:51	そうですね。ちょっと間違えてもいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:11	あ、規制庁西内ですと理解できました。ちょっと基本設計方針との関係性だけすいません補足側で明確になるようにしておいていただいてもいいですか。
1:35:20	基本設計方針で言ってるこれはここだよってところがわかるようにちょっと書いていただければ幸いです。内容は理解できますありがとうございます。関西電力熊倉でございます。補足説明資料側に基本設計方針との繋がりをですね明記するような形で修正させていただきます。
1:35:43	いずれ規制庁島山です。その他規制庁側から確認事項等ありましたらお願いします。
1:35:51	よろしいですか。
1:35:55	では次の項目お願いします。
1:35:58	はい。関西電力竹田です。続きまして 34 ページ、こちらにつきましてはハッタの方から説明させていただきます。
1:36:11	あ、すいません関西電力の八田です。江藤ではページ 34 ページ。
1:36:15	の、ヒアリングコメントNo.39 から 41 についてご回答させていただきます。
1:36:22	こちらは屋外エリアのコメントとなっております。一つ目の矢羽根で空冷DGの炎検出装置、
1:36:32	について監視範囲の資格があっても、火災の感知に問題ないことを追記していくことをすること。また二つ目の矢羽根で、空冷DGエリアについては基本設計方針に沿って記載すること。
1:36:47	また立体図を示すことといったコメントを受けてございます。具体的に次のページ 35 ページご確認をお願いします。
1:36:56	こちらにですね補足、高浜 34 号機の補足説明資料を、
1:37:03	添付してございます。で、
1:37:06	こちらの記載の青文字のところを、2、基本設計方針というものを、をしっかりと記載
1:37:17	基本設計方針に沿って記載を修正させていただきます。
1:37:23	続いてちょっと飛ぶんですけども、
1:37:27	40 ページ、ご確認をお願いします。こちらが美浜 3 号機の補足説明資料となっております。同じく青い文字のところ、
1:37:35	基本設計方針に沿って記載を修正させていただきます。
1:37:40	最後に 45 ページになりますが、高浜 1 府他号機の補足説明資料の方にも反映をしてございます。
1:37:49	また、先ほどのコメントにございました、立体図とか、可視数監視範囲、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:37:55	のところが具体的に記載して欲しいといったコメントをちょうだいしてご いまして、そちらの方が 38 ページ。
1:38:05	2、高浜 34 号機、
1:38:08	の、実際に、3 号機 4 号機をちょっとポンチ絵ですけれども、記載したよ うな形で、断面図として、下の方に、
1:38:19	付けさせていただいてございます。
1:38:22	さらに、次のページの 39 ページですけれども、こちらの方に実際に中 央制御室の方から、どのように監視できるのかといった画像を添付させ てございます。添付させていただいてございます。
1:38:35	同じく、43 ページの方が、美浜 3 号機、
1:38:41	の実際に
1:38:43	配置図の断面図の
1:38:47	記載しまして、44 ページの方には、監視画像の方を記載させていただ いてございます。
1:38:55	最後に、48 ページ、こちらが高浜 1 府他号機となってまして同じく、配置 図と、次の 49 ページの方に、監視画像を、
1:39:05	記載させていただいてございます。
1:39:12	ヒアリングコメントですけれども最後の三つ目の矢羽根の方でして方 で、海水ポンプ室の炎感知器の監視範囲を示すことと、
1:39:22	いったコメントを受けてございます。こちらが 50 ページ以降になります けれども、同じく高浜 34 号機美浜 3 号機高浜 1 号機と、
1:39:32	補足説明資料の抜粋を添付させてございさせていただきます。こちらの修正箇所ですけれども、下の図、
1:39:43	ダイスに配置図を記載させていただいてございまして、そちらの監視範 囲というところをオレンジ色で、
1:39:53	どのような形で監視しているのかというところを図示してございます。
1:40:00	はい。こちらのヒアリングコメントの説明は以上となります。
1:40:09	規制庁竹山です。規制庁から確認事項等ありましたらお願いします。
1:40:18	はい。規制庁江原です。念のための確認なんですけれども。すいませ ん例えば 38 とか、
1:40:27	39 ページなんですけれども、
1:40:30	これ、38 ページで、
1:40:32	表してるのはこれは炎感知器の関心範囲で、その次の 39 ページはこ れ 3 オクメラーですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:41	おそらくこれ、サーモカメラの画像かと思うんですけども、ちょっと確認したいのが
1:40:48	この
1:40:49	三つの
1:40:50	この三つのプラントに関して炎感知器とサーモカメラってのは大体同じような位置に、
1:40:56	ついて、
1:40:57	ついてるという理解でよろしいでしょうかね。
1:41:01	関西電力の八田でございます。衛藤ご認識のと、今植原様がおっしゃったご認識の通りで問題ございません。
1:41:10	はい規制庁ウエハラです。はい。理解いたしましたはい。私からは以上です。
1:41:23	そうかあります。
1:41:26	火災対策室の齋藤です。
1:41:33	前にも確認、
1:41:36	したつもりなんですけども、今例えば 38 ページのこの図の中で、要は、色がついてない白くなってるところについては、
1:41:50	もしそこで火災が発生したとしても、
1:41:54	この部分、この部分の火災は見えてるところで、
1:41:59	確認できますと、というような花Cの整理があったと。
1:42:06	認識してるんですけどもその辺の説明はどこどこにあるんでしょう。どこにあるんでしょうかとすいませんそういうただ事実確認なんですけど。
1:42:22	はい。関西電力吉澤でございます。例えば 38 ページで、空冷DG2 台の間の部分は白抜きで、四角となっていますけども、
1:42:34	ここの部分で火災があったとしても、熱サー網であるとか、歩道が
1:42:42	印象を拡大して、歩道が上の見える範囲まで登れば、感知できるということで、空冷DG
1:42:53	の火災の監視は十分にできるというふうに思っています。ただこの死角に対するの考察という、
1:43:02	部分については今資料に書ききれていないと。
1:43:06	ということなので、それについては追記したいと思います。
1:43:12	火災対策室の齋藤です。私が申し上げたかったところは、前も議論、前も、そういった話です。ねちょっとご確認させていただいた。
1:43:24	ところで 4.2 メートルのところというよりも 4.2 メートルの
1:43:29	左右の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:30	ところの要は機械として立ち上がってるところのところで、火災がもしあった場合にそれとか、要は、炎が立ち上がるかあとは機械全体が熱くなるか。
1:43:44	の理由で、おそらくここが白くなってたとしても、
1:43:51	課題が確認できるというようなお話をいただいたような気がしたんですけれども、すみませんその部分についてちょっと、また別途補足していただければと思います。
1:44:01	あと、すみません 3、例えば 35 ページとか、
1:44:06	あと、これ書きぶりだけの話なんですけどね 40 ページとか 35 ページま ず見ていただければと思うんですけども 35 ページだと、
1:44:13	3-7-1 のところで、赤字の下のところでなお書きの部分なんですけれども、
1:44:24	書いてあることは、
1:44:26	屋外であって、消防法施行規則の対象ではないと。
1:44:31	で、今回のバックフィットの対象ではないと。
1:44:35	いうふうに書いてあるんですけれども、
1:44:37	この書きぶり。
1:44:48	ああいうのね。
1:44:49	はい。いや、
1:44:52	では煙として、今回のバックフィットの対象ではないと。
1:44:56	いう掛けフリーは残さないと。
1:45:00	いけないんですけどつけるところだけなんですけどね。事実としては、屋外であって、消防法施行規則の対象ではないと。
1:45:08	ということで、理解はしているんですけども、というだけの話なんです が、
1:45:15	記載ぶりを、記載ぶりが何か著しく、
1:45:19	何か事実確認をしなければいけないほどって話ではないんですけども ねっていう。
1:45:25	要は消防法施行規則の対象ではないんでこういう見方で、基本的には 全体として、
1:45:33	見れていますと、ということについては今ご説明いただいて事実確認をさ せていただいている通りだと思ってはいるんですけどもと。
1:46:00	すみませんこれは前野大井の時にもこれと同じ表現になってたという理 解でよろしいでしょうか。
1:46:10	は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:15	関西電力の八田です。今こちらに記載しています。補足説明資料につきましては赤文字、もしくは青文字のところ、衛藤大井 34 号の補足説明資料からの変更点となっております。
1:46:31	Dということで今、黒文字になってございますので、大飯 34 号と同じ記載となっております。
1:46:39	火災対策室の齋藤です大井さん要望とこの部分は同じ話ですねということを確認できればそれで結構です。
1:46:49	私からは以上です。
1:48:21	規制庁西内です。この部分前回の説明だと、1 種類目はここ 2 種類目はここをみたいという何か監視範囲を分けた説明だったと思うんですけど。
1:48:31	ちょっと説明の仕方が間違えていたってだけの話って理解でいいんですカナダ実際のその配置設計を変更しないって明記をいただいている、説明の仕方がちょっと微妙でしたっていうだけの修正って理解をすればいいですか。
1:48:46	関西電力の八田です。ご認識の通りで問題ございません。
1:48:50	はい規制庁西内ですわかりましたあとちょっと 1 点。
1:48:53	何かそもそもの話かもしれないんですけど、
1:48:56	38 ページ目で、
1:48:59	平面図があって、3 号の方見て欲しいんですけど、3 号の方って、そのカメラがあって、
1:49:10	建屋に対して垂直に並んでますよね。
1:49:13	で、30、
1:49:15	9 ページのこの写真を見ると、何か違うんですけどっていうところですね配置状況が、
1:49:22	建屋に対してこれ平行に並んでますよね。
1:49:25	わかりますかね。多分これ 4 号も同じで、建屋に対して垂直になっている。平面図と垂直に並んでるのが、
1:49:33	こちらと平行になっていて、これはどちらが間違い。
1:49:37	どちらかが違うと思うんですけど。
1:49:40	どういう状況でしたっけっていうところですね。
1:49:45	ちょっとこれは今、回答難しければ別に後日、適正化していただいても結構ですけどどういう状況でしたっけこれは。
1:50:03	関西電力のミイです。今のご質問は、3 号の空冷 DG の配置が 2 台並行。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:12	しているっていうのが、
1:50:14	30、
1:50:17	8 ページにありますけど、
1:50:19	それと、39 ページの画面の表示で、
1:50:24	平行になってないんじゃないか。規制庁西内です原子炉建屋と平行になってないっていう言い方ですねすいません。空冷DG2 台が平行に並んでるのは3号はYesなんですけど、
1:50:36	何かカメラ塚角度から見ると、原子炉建屋と垂直になって、垂直に配置されているのが、
1:50:46	長手方向で垂直に配置されているのが平面図の方なんですけど、一方で、
1:50:51	39 ページの方の配置図を見ると、原子炉建屋と長手方向が平行になるような形で配置されていて、
1:51:00	何か状況が違うような気がするんですけどっていうだけの確認です。
1:51:05	関西電力の宇井です。ちょっと
1:51:09	このずーと切れるところがちょっとあれなんですけど、
1:51:13	この廃棄の状態です正しいです。この丸衛藤 39 ページ、38 ページの、
1:51:22	⑤番というところが、
1:51:26	DB燃料取扱建屋と呼ばれるところの壁面で、ちょっと黄色線と、その壁面の
1:51:37	なんていうんすかね人が隠れてしまって、かぶって隠れてしまっているというところで
1:51:45	ちょっと
1:51:47	この図、図上ちょっと
1:51:50	何て言うんですかね、
1:51:53	ここに壁、壁っちゃうか建物がないようなイメージになってますけど、実際は
1:51:59	写真 39 ページの写真の通り、
1:52:02	Dの衛藤。
1:52:04	向こう側には建物があって、そこ、そこの次、そこに仕切りといいますか心線が書かれているという状況ですすみません黄色の 38 ページの、
1:52:16	感知方向という範囲というところの黄色線のところをとれば、黒線が見えるというような状況です。すみません規制庁ニシウチですが、理解できました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:26	ちょっと私の見方が微妙でしたね。ありがとうございます。だからこの平面図の状況と同じ状況で配置されているということで理解できましたありがとうございます。
1:52:43	規制庁畠山です。その他確認事項とありましたらお願いします。
1:52:49	規制庁側よろしいですか。
1:52:52	どうぞ。規制庁西内です。そういう意味でいうと、ちょっと若干勘違いした要因としてあるのが3号の平面図の方の監視範囲の黄色いやつを見てもらうと、
1:53:06	原子炉建屋がわ一の壁が何か一部かかるような形で何か表示されてると思うんですよねさ平面図の方の関心範囲に移って、
1:53:15	一方で実際に新しい範囲になってるかっていうと、39ページの方で多分建屋の壁までは見えないような配置ですよねこれって。
1:53:24	だから監視範囲としては多分、実際、まず、このカメラって、稼働するんですけど。基本固定のカメラでいいんですよね。
1:53:34	若干平面図の方
1:53:38	鍛冶はい。
1:53:39	だと、何か壁、原子炉建屋側の壁も見えるような監視範囲に見えてるんですけど、そうやって何かすみません、39ページを見たら、何か違うように見えちゃったってところだったので、多分、関心範囲が若干ずれるイメージなのかなっていう気はしました。
1:53:53	関西電力の八田です。衛藤今西様からのご指摘の件、ご認識の通りちょっと監視範囲がちょっと広がっているような形になってございますので修正させていただきたいと思います。
1:54:11	規制庁西内です理解できましてありがとうございます。
1:54:19	火災対策室の齋藤ですすみません赤外線カメラの
1:54:24	すみません増納処理のところについてちょっと教えていただきたいんですけどさ、例えば39ページを見ていただくと、比右側2実際の全体で見えてる写真があって、
1:54:40	左がわ一の赤外線カメラの映像っていうのが、その全部見えてるところを全部温度出してるのではなくって、その一部を切り取るような形で、
1:54:52	誤表示させてるんですけども、これの、
1:54:56	これっていうのは、要は技術上層の誤作動を起こさないようにするために、ここをあえてこう運用上も、その部分だけを見てますという形で切り取っているという理解でよかった。
1:55:09	アノか、それとも何か別納なんかあの花Cがあるのかすみませんが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:16	事実を教えてくださいでもいいですか。
1:55:19	関西電力熊倉ですけれども。
1:55:21	マスキングしております、というのは外向の反射ですとかね
1:55:27	誤作動を起こす可能性がございますので、見る対象のみを交通省な形にして、そういった可能な限り誤差等なくすような、
1:55:37	設計としてございます。
1:55:40	火災対策室の齋藤です。
1:55:45	すいませんこれはすでに技術上の話として教えていただければと思うんですけれども、このマスキングしてる範囲って例えば 44 ページだと、
1:55:58	いわゆるそそらに上空の部分についてはマスキング処理がされてるような感じがして、
1:56:06	39 ページの方に戻るとグレーチングの部分も、
1:56:10	逆に今度は建物のグレーチングの部分がマスキング処理されているんですが、この実際のこのマスキングの処理っていうのはいわゆるその反射の部分、光による反射とかそうした部分の誤作動。
1:56:25	防ぐという趣旨でこういうマスキング処理をされると。
1:56:30	いうことで、
1:56:31	理解しておけばよろしかったのでしょうか。
1:56:43	関西電力の八田です。ご認識の通り、齋藤室長のご認識の通りで問題ないかと思います。
1:56:53	39 ページにつきましては、衛藤、ちょっと奥の方に、広井空間とかもございましてそこに太陽光の光だったり、そういった反射、
1:57:04	とかも考慮したり、あとは工事車両とかツールとか、そういった懸念とかもいろいろございますのでそこもちょっと考慮した上でマスキング処理をかけてございます対象物に対してはマスキング会と、
1:57:20	してございます。
1:57:22	火災対策室の齋藤です。
1:57:25	マスキングの意図の趣旨は行理解いたしましたそれで、最後にすみませんに、この話の細かい話で大変恐縮なんですけども 49 ページに、
1:57:36	高浜 1 号 2 号機の話が、
1:57:40	例として挙げていただいている、
1:57:43	1 号機、上の写真の方なんですけれども、
1:57:48	多分見真ん中から、右上、
1:57:54	何だろうな、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:56	右側の写真で貸しコウノ写真があって、おそらく監視対象って、右側、左側から、何て言うのかな、上の方に、
1:58:06	斜めのラインで入ってくところかなと思うんですけども、でも実際の何かマスキングされてるところは何か、
1:58:12	それよりも上の方見てたりするんですけども、これは単なるの説明のために
1:58:19	やってたまたまずれているというだけの、
1:58:21	認識でよかったんでしょうかというすみません大変細かいところで私も
1:58:28	要はこの赤外線カメラをどういうふうに監視してるかっていうのを具体的に見させていただいてこういう話なのかなという事実をですね確認させていただいてるだけなんですけども。
1:58:40	要は監視対象と若干かぶってないのかそれともこれは要は私の
1:58:46	ここの技術上のところで見えてるところは正しいんですという話なのかすみません、どちらなんでしょうかというところだけ教えてください。関西電力の八田です。
1:58:57	今、斉藤所長からご指摘の件ですが、ちょっとカメラがこちら赤外線カメラとあと可視カメラというものが別々に、同じ位置なんですけれどもついてございまして、
1:59:10	そこのちょっと軸のずれといいますか、そういったところもちょっと入ってくるのかなと考えてございます。江藤今、しっかりとこちら、ちゃんと
1:59:24	1号側の空冷理事の方をしっかりと見れるように、他のところは、マスキングをかけて、完成してございます。
1:59:35	火災対策室のサイドですいません最終的に今のところは、お伺いしたかったところなので、話としては、内容としては理解いたしました。以上です。
1:59:47	石津規制庁ハタケヤマです。その他、規制庁側から確認事項等ありません。
1:59:54	よろしいですか。ちょっと私から1点、39ページちょっと確認いただいてよろしいですか。
2:00:03	マッピングされてる範囲ですけども
2:00:05	監視カメラのところで、
2:00:09	上の方ですかね。
2:00:11	水たまりみたいなのがぱっと見えるかなと思うんですけども、ちょっと確認したいのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:00:18	さっき、太陽光とかで誤作動を起こす可能性があるっていう話が止まっても、こういうふうな何か
2:00:24	地面に水たまりができた場合って、何か反射して太陽光が入射しちゃいそうな気もするんですけども、
2:00:31	こういうふうな、
2:00:34	ものに対してですねとか、
2:00:36	誤作動防止ってのはどのように考えられてるのか、これってもう運用されているのであれば何か、現状何かそういうふうな不具合はないのかっていう、
2:00:46	ちょっとその事実関係を教えていただけますか。
2:00:49	関西電力の八田です。こちらちょっと発電所の方で
2:00:55	すいません関西電力ハッタですと、
2:00:59	まず、まずは先ほどからご説明させていただいた通りマスキング処理を左側の画像の方でさせていただいてございまして、衛藤マスキングなのところであれば、まずは
2:01:13	反応しないのかなと考えてございます。衛藤、ちょっと、とはいえ、あるのかなのか、ちょっとそういった事象に関しては発電所の方でちょっと確認いただきたいと思うんですけど発電所の方でわかったりしますでしょうか。
2:01:27	何か不具合があったとか、情報ありますでしょうか。
2:01:31	関西電力のミイです。今、衛藤八田が申した通り、水回りの部分について、今映っているところですけども、マスキング処理とかしててできる限り対象物をねらうということで、誤操作防止をしています。ただ、
2:01:46	実際どうや、どうなんだというところなんですけども、やっぱりちょっと水たまりが移る部分もあります。あと太陽光の角度にもよるんですけども、
2:01:56	その条件が重なった場合には、この下感知機が動作するという事例はございます。ただ頻繁に起きるわけではなくて、全員に1回あるかないかという程度。
2:02:12	です。その場合でもこの可視カメラで炎の状態を見えますし、当然発報した場合には、現場に、運転員が駆けつけて、火災があるかないかということを確認しますので、
2:02:24	誤差どうだというのは、すぐ速やかにわかるようにはしてございます。以上です。
2:02:32	原子炉規制庁畠山です。ご説明ありがとうございます。今年1回ぐらい誤作動があるっておっしゃっていたのは、今言ったような、水たまりと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	か、何かしらの反射の影響ということで2に1回ぐらいなのか、或いはその他、
2:02:48	別の、
2:02:49	事例として何か、
2:02:51	誤作動の事案があったのか。
2:02:54	ちょっとそのお話をもう少し詳しく教えていただきたいのと、もし何か別の事例とかがあったということでしたらそれに対するのが誤作動防止、何か追加で対策されているとか何かあれば、ちょっとご説明いただきたいと思います。
2:03:08	はい。今年1回。関西電力のミイです。今ね委員会ともうサノ今島山さんがおっしゃっていただいた水たまりと、太陽光の反射の件での作動です。
2:03:19	それ以外に誤差等があったかというところ以外はないというのが実態でございます。以上です。
2:03:28	原子炉規制庁島山です承知しました。今お話いただいた内容のところで衛藤。
2:03:35	まずはあれですねマスキング等、
2:03:41	マスキングの範囲をできるだけ狭めるって
2:03:46	床面というか水たまりの部分が、できるだけ入らないように配慮は今、設計としてはなさっていて、極力誤作動防止には努めているということで、まずは理解はしました。
2:03:59	規制庁側さんの方はよろしいですか。はい。
2:04:03	ありがとうございます。では次の項目をお願いします。
2:04:11	はい関西電力の竹田です。続きまして、53 ページ目をお願いいたします。
2:04:17	こちらは、ヒアリングのコメントナンバーがNo.53 等 53-1 に、
2:04:25	で、藤高天井のアニュラスの説明を行った時にいただいたコメントでございます。
2:04:32	高添乗エリアで、もれなく確実にを達成するための説明になっているか、確認することと、あと、同様の説明の流れ、
2:04:42	になるように煙の流路上の説明ならば、空調の説明が必要であるといったところ、あと階段についての記載を
2:04:53	しっかり留意すること。
2:04:54	いうコメントでございますので、まず、回答といたしまして、高天井エリアの設計の考え方。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:05	の見直すといったところを、まずここで説明させていただきます。これまで、高天井エリアの感知器設計につきましては、発火元となり得る設備の直上というところで火災規模を考慮して、
2:05:19	発火元の直上及び河西飯野、規模、中途課題とかを考慮して、煙の流路上で有効に火災を感知といった形で区別して、
2:05:31	感知の設計の考え方を考え、考えておりました。
2:05:36	今回、煙の流量上で有効に火災を感知できる場所、
2:05:41	火災規模にかかわらず、そういう考え方で設計をするということで、以下に示します通り、感知器の設計の方を修正してございます。また、炎感知器につきましては、
2:05:56	グレーチング面からの天井高さ、
2:06:00	が天井面コンクリートの天井面がある場合で、8メートル未満の場合につきましては、熱感知器を設置するということも、ちょっと明記したいということで、反映してございます。
2:06:14	で、中段から以下のところで、整理した考え方が右側に書いてございますけれども、
2:06:21	もともとは8ヶ月なり得る直上及び煙の流量上で有効に火災を感じている場所という考えの煙の考え方。
2:06:30	あと熱につきましては、8ヶ月なり得る設備の直上に自主設置、
2:06:35	保存につきましては、防護火災防護審査基準に基づき設置するという高見城の感知器の設計の考え方がございましたが、見直し後につきましては、煙につきましては、煙の流量上で有効に火災を感知できる場所に設置する。
2:06:52	熱の自主設置のところをここは削除しまして、あと保存につきましては、どこか同様に審査基準に基づき設置で、括弧書きで最上部のグレーチング面から転動眼の高さ、
2:07:05	これも8メートル未満であれば、熱感知器を設置するということもここに明記してございます。
2:07:14	で、次に感知器の設置方法。
2:07:19	のところを、
2:07:20	を書いてますけれども、これまでの考え方は特に変わってございません。
2:07:26	次の54ページ目をお願いいたします。
2:07:30	赤字のアスタリスクで示しております通り、グレーチング階段、あと踊り場の扱い、ここを明記してございます。グレーチング階段。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:42	及び踊り場は、今作業員が通るため最低限の幅しかなく、狭隘な場所である、或いは可燃物はないと。
2:07:50	アドグレーチング階段踊り場は、消防法施行規則上において、今管理者対象となっていないということを踏まえ対象から除くというところを明記してございます。
2:08:00	下の第 6-1 表におきましては、各高天井エリアにおきます煙感知器の設置場所、考え方を整理した表となっております。
2:08:12	この説明については以上になります。
2:08:20	はい、原子炉規制庁、畠山です。
2:08:23	規制庁側から確認事項等あれば、
2:08:27	はい。規制庁上原です。ちょっと単なる確認なんですけれども、この第 6-1 表でですねすみませんこの空気の流れていうので、この常時ありというのと無期限ありというのもちょっと違いをご説明いただけますでしょうか。
2:08:54	関西電力の竹田でございます。まず、都丸で示しております常時ありにつきましては、2 番目のオペフロの時にも説明しました通り、経験値運転にかかわらず、
2:09:06	今空調の影響で数の流れがあるといった場所になります。またバツで示しております。
2:09:15	期間ありというところ、ここにつきましては、
2:09:22	例えば事故時でありますとか、人が立ち入るために一時的に回すとかといった、運用上、回すというところで、通常は止まっている。
2:09:31	といったところ。
2:09:33	になります。以上です。
2:09:40	はい規制庁植原です。ちょっと 2 月についてちょっと違いをちょっと教えていただきたいんですけど高浜 12 が常時あり、
2:09:50	となっている理由についてちょっとはい教え教えていただければと思います。
2:09:57	はい。関西電力の竹田でございます。衛藤。
2:10:01	M3T34 が、常時停止し、止まっているとバツになっていて、高浜 12 号機が 0 になっていると。こちらにつきましては、今回の安全対策工事の中で、
2:10:14	高浜 12 号機の格納容器のトップドームと言われるところ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:18	こちらをコンクリートの頭を追加するといった、大きな工事を実施してご ざいます。これに伴いまして、工事部のコンクリートへの冷却といったと ころ、設備改造後の
2:10:32	空気を流すという必要性があるということから、高浜 1 号機につきまして は、アニュラスのファンを常時運転すると。
2:10:40	運用に劣っておりまして、高浜金沖山、常時運転するとなるとという形に 違いが出てございます。以上です。
2:10:57	すいません関西電力竹田です。一部訂正いたします。アニュラスのファ ンと申しましたけれども、格納容器の総排気ファン、こちらの風を常時、 高浜 1 号機につきましては、
2:11:10	循環運転では数を流しているという運用をとっているために 0 になって いるという説明となります。以上です。
2:11:21	すいません補足します関西電力棚橋です。
2:11:25	今回、タケダ申し上げたように、高浜 12 号機は、トップドームをつけまし たので、外部しゃへい機がちょっと厚くなってるんですね。
2:11:35	だからこのコンクリートの冷却のために、運転中も、アニュラス内をちょ っと冷やしやらなきゃいけなくなり、なってます。
2:11:44	その関係上、運転中は使わない、し格納容器の冷却は格納容器の
2:11:51	総排気管を使いまして、アイナスに空気を送り込んで、冷却していると。
2:11:57	そういったものが、深山島の違いになります。
2:12:04	はい。規制庁江原です。はい承知いたしました。高浜 1 に関しては、ス マート格納容器の方からニュアンスの方に空気を流すと。
2:12:14	というような
2:12:15	空気を入れて、また、格納容器の方に空気を戻すみたいな形の流れが あると、関西弁はなしです格納容器の
2:12:26	定検中には格納容器の中を換気するために、格納容器外に、
2:12:33	空調が置いてあるんですけども、
2:12:35	それを用いて、
2:12:37	アイナス内を冷却しているというものですから格納容器の中の空気を出 してるわけじゃないです。
2:12:46	はい。規制庁植原ですはい。承知いたしました。はい。そういった
2:12:53	給排気設備というのをマニュアルに持ち込んで今コンクリートを冷却さ れているということではい。理解いたしました。
2:13:03	そういった違いに基づいて何かそのニュアンスで美浜とかと比べて高浜 12 で何か

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:10	そうですねか感知器の
2:13:13	設置に関して何かその違いというのは特になんないという理解。
2:13:19	でよろしいでしょうか。はい。関西電力吉澤でございます。この換気空調系による空気の流れ、これを考慮しているエリアは、Cvのオペレーティングフロア、
2:13:32	等、あと新燃料貯蔵庫エリアのに、床面またはグレーチング面から 20メートル未満の高さとなる場所、ここにどのようにつけるかというところで、
2:13:44	空気の流れ考慮してましてそれ以外の部分は、特に空気の流れ、関係なく、
2:13:53	設置しているという状況でございます。
2:13:59	背景とウエハラですそういうふうなニュアンスで非常に幅が狭いエリアですので、そうですね
2:14:06	戦争そういった換気が危ないということで特に感知器設計の方には
2:14:14	と特段裁判ないということでは理解いたしましたはい。私からは以上です。
2:14:29	火災対策室の斉藤です。まず、53 ページ 54 ページの部分で申し上げると、まず理解として煙のところについてはこれまでの大飯の
2:14:42	議論をイデの審査会合での議論を踏まえてそこで整理されたというところについては、
2:14:50	理解はしました。その上で、炎感知器のところの整理なんですけれども、
2:14:57	改めてすいません整理し、
2:15:00	されたところの考え方を教えて欲しいんですけれども。
2:15:04	火災防護、炎だからグレーチング面を床と見立てて、最上部のところ以外ワー、炎感知器を、
2:15:15	火災防護し、消防法施行規則通りに設置しますと。
2:15:20	いう整理だと思うんですね。
2:15:23	その上で、グレーチング面よりも最上部のグレーチング名よりも高さが高いところについては、今この整理だと 8メートル未満であれば、
2:15:35	熱感知器を設置しますと。
2:15:37	いうふうに書いてあるんですけれども、結論としてそう書いてあることの方考え方として、なぜその最上部のグレーチング面から上のところを、
2:15:48	熱感知器を設置するという考え方に至ったのかと。
2:15:52	いうところの説明が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:55	今抜け落ちてるんですけども、そこは今までご説明、すいません私がひょっとしたら忘れてるからかもしれないんですけどもこれまで、
2:16:05	この話について、
2:16:07	整理される前にご説明いただいたことって何かありましたっけ。
2:16:35	関西電力吉澤でございます。ちょっと先のQAの、
2:16:40	部分になりますけども、75 ページ。
2:16:44	これ大井の時に整理したフローチャートをつけておるんですけども、左から煙感知、熱感知、
2:16:54	この感知方式の順で、右側に行くんですけど、真ん中の青色の矢印の部分、これ熱感知方式の選定のところで、
2:17:06	上の図でいくと取付面高さが、消防法施行規則で規定される高さ以上かというところでYesに来たときに、最上部のグレーチング露点鏡面の間の高さ、
2:17:19	8メートル未満かというところで、ここで熱感知地域、アナログ式の熱感知器ですけども、それが選ばれて、次の
2:17:29	干潮式この感知器方式に移るというフローになりまして、その一番上以外の場所はアナログでない炎感知器。
2:17:41	を選定するというので、優先順位として煙熱炎の順番できて、流れていくというところで、
2:17:51	極力アナログの熱使える場所はアナログの熱を優先的に使うということで、こういった設計にさせていただきます。
2:18:06	火災対策室のサイトです。
2:18:11	も、
2:18:12	もともと、大井のときからの説明を考えたときに、今 75 ページのチャートで説明いただきましたけど、
2:18:24	本来はその前に 74 ページの、
2:18:28	火災感知器の選定のところの、
2:18:31	話があって、75 ページの図っていうのは具体的にそれを設置するための条件を示していたと思うんですよね。その時に、
2:18:43	まず煙をまず第、できれば煙をまず第一選択でやって、
2:18:49	第 2 の選択として、
2:18:54	ネット炎。
2:18:57	をやるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:59	ここのな、74 ページで言うと、赤線を引いてるところで異なる感知器方式として熱感知炎感知の優先順位で組み合わせを選択するっていうのが、
2:19:11	これでまずは熱感知器を、
2:19:13	選択することが優先だということを謳っていると。
2:19:18	いうことを示し、
2:19:21	示しているということなんですかね。
2:19:25	関西電力吉澤でございます 74 ページの河相赤井下線のところ、おっしゃる通り熱感知方式、
2:19:35	炎感知方式の順番で選択していくということで、熱は炎より優先。
2:19:44	選択。
2:19:46	するという考えでございます。
2:19:51	はい。規制庁西内ですけどその考え方の根本はアナログ式を優先するところから来てるんですけど。
2:19:59	確かそういう私記憶なんですけど基本的に 74 ページの今下線引いてもらってるところで、まずここで異なる種類をやりますよとだから煙がまずここでトップに来ますよと。
2:20:11	で、等で煙がトップに来て煙を選択するんだったら熱か煙なんだねとかほんだけど、その次のボックス、その次の一番下のボックスのところで、
2:20:21	感知器を検出装置を優先する、あとは、誤作動の防止のためアナログ式を優先するってくるので他は基本的にもう非アナログになるので、この考え方で熱が先に来る。
2:20:31	という理解をしてるんですけどそう同じ理解でよかったですかね。
2:20:35	はい。関西電力よさでございます。同じ理解で問題ございません。この 74 ページの箱、黒黒枠。
2:20:48	ウのところ、感知器及びkⅡ装置の誤作動を防止するため、アナログ式の感知器を優先して使用することを基本とします。
2:20:59	ということでまずアナログ式ということが念頭にあって、ここから煙熱炎というところの順番にも繋がっているという理由。
2:21:09	ことです。
2:21:21	火災対策室の斉藤です。
2:21:25	ということは、
2:21:27	今ここについてアニュラスDについての音通感知器は、これはアナログの熱感知器でよかったんですよ今のご説明でいけば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:21:38	はい。関西電力吉澤でございますその通りでございます。
2:21:42	火災対策室の齋藤です。理解いたしましたその上でそうすると、今のこの整理として、炎感知器を説明する理屈としては、
2:21:57	この感知器が先にありきではなくて、
2:22:00	熱感知器をまず設置する話があって、
2:22:06	そっから、熱感知器が設置できないところについては炎感知器を設置すると。
2:22:13	いう説明でナイトウ。
2:22:16	何か理解が通らないかなというふうに思った
2:22:21	読めるんですけども。
2:22:24	そこは、その理解で正しいですか。
2:22:27	はい。関西電力吉澤でございます 1 回イデ問題ございません。今の記載は熱と炎の優先順位の部分がちょっと記載不十分なので、
2:22:39	そこら辺明確になるように、記載修正したいと思います。はい。火災対策室のサイトウですこの部分についてはすいません補足いただいて綺麗に整理いただければと思います。ただ、
2:22:54	実際にアニュラ数をやる際には、最上部のと、2 種類目の感知器の設置にあたっては最上部の、
2:23:04	グレーチングよりも最上部のグレーチングよりも下で、
2:23:08	感知方式を変えざるをえないと。
2:23:12	いうことに、その選択したらなるということで、理解はいたしました。二つ目のちょっとご質問させていただきますと 54 ページの、
2:23:23	赤字のところなんですけれども、
2:23:27	グレーチングと踊り場は、
2:23:30	施行規則 20、23 条 4 項において、
2:23:34	対象の
2:23:36	を基にして対象から除いたと、いうふうに記載されているんですけども、
2:23:41	これ、
2:23:43	以前の説明等、何かちょっと違ってるとような気がするんですけどいうのも、
2:23:49	以前の説明は、23 条 4 項に直接書いてあるわけではなくって、
2:23:55	その、
2:23:57	補足する消防庁の通知であるとか、それから何だっけ。
2:24:03	工事基準章でしたっけ。
2:24:06	のところから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:08	が根拠でこういう運用にするっていうご説明だったと記憶してるんですけども私の記憶の間違いですかねもし間違いであれば、23条4項のところ、どこに側溝の話が該当するのかと。
2:24:22	いうところについて、教えていただけると助かるんですけども、よろしくをお願いします。
2:24:31	関西電力吉田でございますちょっと監視対象となっていないというのは、ちょっと書き過ぎだったかもしれません。明確には記載がない。
2:24:42	記載がないというのが、正しい表現かと思っております。グレーチングについてどのように扱うかというところですね。
2:24:52	明確な記載がないというところかと思っております。
2:24:58	火災対策室のサイトですということは、
2:25:03	1行目のところで書いてある、狭隘な場所で、可燃物を
2:25:10	置くことができないから、ヶ年この部分について対象から除くという理解で、
2:25:19	いいんでしょうか。
2:25:21	いや、この部分すいませんもう少しあの表現表現というか、
2:25:25	説明ぶりとして、
2:25:27	実際はどっちのことでこの表、この記載になっているのかなっていうのをすいませんちょっと理解したくてですね、お伺いしてるんで、すいませんがよろしくお願いします。
2:25:39	はい。関西電力吉田でございます。狭隘な場所で可燃物ないというところで、感知器を設置しないというところが主で、
2:25:50	あります。ただそうは言っても消防法施行規則でつけなさいという要求があるならば、それはつけないといけないということになるんで、その記載について、
2:26:04	とりわけそういった要求事項ないと、いうことを確認して、対象から除いたという意図で、ここを書かせてもらっております。
2:26:14	ちょっとその辺、伝わりにくい文章になってますんで、ちょっと修正したいと思います。
2:26:22	火災対策室の齋藤です。またすいませんこの部分は整理いただいてからまた内容の確認を改めてさせていただきたいと思います。私からは以上です。
2:26:38	水規制庁の竹山です。衛藤その他規制庁側から確認事項ありますか。
2:26:45	よろしいですか。ちなみに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:49	図面とかを、何か再提出して、してくださいということをお願いしたいと思 いますけどもこれは次回提出。
2:26:56	されるということによろしいですか。
2:27:00	はい。
2:27:01	関西電力吉田です。2月の図面については、次回、ヒアリングで提出さ せていただきます。
2:27:08	はい、わかりました。その際に改めて確認させていただきます。
2:27:13	その下に3件ありますか。
2:27:16	よろしいですか。
2:27:18	はい。ちょっと今、次。
2:27:20	次の質問事項移る前に、結構時間も経ってますので、一同、
2:27:26	ヒアリングを一時的に停止して、休憩をとりたいと思います。よろしいで すか。
2:27:33	はい、じゃあ、あと一時的に中断します。
2:27:43	原子炉規制庁の畠山です。それではヒアリングのほどを再開したいと思 います。では次のヒアリングコメントについて事業者、関西電力の方か ら説明のほどお願いします。
2:27:54	はい。関西電力の竹田でございます。次のコメント回答ですけれども、 資料5の55ページをお願いいたします。
2:28:03	こちらのコメントは、格納容器のオペレーティングフロアを説明した際に いただいたコメントで、その時にお示しておりました、空気の流れ、
2:28:14	を示した図におきまして、この流れを考慮した場合に、どのように網羅 的に管理するのか確認することというコメントでございます。
2:28:24	回答といたしましては、格納容器オペリースオペレーティングフロアの煙 感知器の網羅性につきまして、先ほど説明しました通り、
2:28:34	煙の流路上で有効に火災を感知できる設計、
2:28:38	できる場所に煙感知器を設置するという考え方で、設計の方を確認して 見直しの方を行ってございます。
2:28:48	で、見直しの具体的な内容といたしましては、55ページのまず下の方 に、高浜34号機、
2:28:57	の図をつけております。左側に説明いたしました時の現設計、右側に設 計見直し後、
2:29:06	の図をつけてございます。ここで青丸で示しておりますのが、アナログ の煙感知器の既設の部分に設置されていたもの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:16	これに対しまして見直し後は、これに加えて、赤丸で煙感知器を追設すると。
2:29:23	いう設計に見直してございます。
2:29:27	数の流れ、
2:29:29	等考慮した場合に、そのルール上で、煙感知器がちょっと不足していて網羅性が十分ではないと考えられる場所に、赤で示した煙感知器、
2:29:41	を追加する形で設計の見直しを行っております。
2:29:46	続きまして 56 ページ目お願いいたします。こちらには、美浜 3 号機、下段に高浜 12 号機のオペレーティングフロアの配置図を示してございまして、これも同じように、
2:29:59	右側の赤丸で示しました煙感知器、これを煙の流用上、
2:30:05	当機構、
2:30:07	付近といったところも考えまして、網羅的に
2:30:13	火災の煙を感知できる配置に見直すという形で設計の方に反映してございます。
2:30:19	説明つきまして以上になります。
2:30:22	原子炉規制庁畠山です。まず私から 1 点確認させてください。このオペフロー、
2:30:29	見直し、
2:30:31	案として書かれているところってのが、上から見た。
2:30:36	高さ、図面で、
2:30:39	平面図という状況なので、
2:30:42	同一の高さに関して説明になっているかと思えます。で、実際給気口と排気孔がちょっとどの高さにあるのかがちょっとこの図面だとわからない状況なので、そういった意味ではその空気の流れが、
2:30:56	今示されております。
2:30:59	感知器に、
2:31:01	当たってるのか、ちょっとこれじゃちょっとわからない状況なので、
2:31:05	その平面図だけじゃなくてどんどん、
2:31:09	横から見た図として、
2:31:11	空気の流れ、
2:31:12	に沿って設定されているのかどうかというのをまずお示しいただきたいんですけども、そういうことはお示しは可能でしょうか。
2:31:22	はい。関西電力の竹田でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:26	給気口の位置につきましては、ちょっと抗力読み取れ言いませんので、こちらの資料に反映する形で充実したいと思います。以上です。
2:31:38	はい、原子炉規制庁畠山です。では資料反映ということで承知しました。今ちょっと私横から見た図ってことは申し上げましたけども、
2:31:48	給気口等は移行後は感知器の位置関係がわかれば良いと思いますので必ずしもその今私が申し上げた通りではなくても構いませんので資料の方ですね、充実させていただいた上で、
2:32:00	空気の流れに沿っているというところをですね、立証いただければと思います。
2:32:05	その上で規制庁側から何か今回追加で確認事項等ありましたら、お願いします。
2:32:17	他あります。よろしいですか。
2:32:21	火災対策室の齋藤です。55 ページと 56 ページのところについては皆惜しいましたという結果だと思うんですけども、
2:32:33	ごめんなさいませ、
2:32:35	今のアノハタケヤマの話とちょっと株かぶるところなんですけど排気孔の高さって、
2:32:41	高さにあるんですかそれとも別の高さのところにあるんですかねちょっとそこの話を教えていただきたいんですけど。
2:32:49	給気口というのは機構、
2:32:52	の方は機構、うん。
2:32:59	関西電力竹田でございます。排気コウノへの高さ方向の、次ですけれども、これ発電所の方、
2:33:07	わかりますでしょうか。
2:33:14	先にちょっと挟みますけど高沢秘密情報だと思いますので、ご意見をつけください。すいません。そしたら今お示しいただいてるところよりも高いところにあるのか低いところにあるのかだけ教えてください。
2:33:32	関西電力穴井です。
2:33:34	いいですか。
2:33:37	ちょっとこのオペレーティングフロアよりもは、少し高いところにありますけども、例えば、何十メートルとか上とかそういうものではなかったと認識していますが、
2:33:47	高浜さんそれでいいですかね。
2:33:50	関西電力のミイです。今、棚瀬棚橋が申し上げた通りの赤堀で問題ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:00	深山辻の方は、
2:34:02	いかがでしょうか。
2:34:05	深山発電所の林でございます。美浜も同様の認識でございます。
2:34:11	はい。火災対策室の齋藤です。位置関係は大体把握いたしました。で、
2:34:19	三つ詰め、お示しいただいて、
2:34:25	それぞれについて、
2:34:30	すいませんちょっと定性的なイメージ感を教えていただければと思うんですけども、まず高浜 34 の話なんです、真ん中辺に矢印が三つ入って、赤い矢印が三つ入って、
2:34:46	これらの廃棄の方向ってどっちの方向に行くのかなっていうのが、この真ん中ちょうど真ん中辺りに矢印が、ミイっつう。
2:34:58	ありますよねこれわあ、あれですか右側の方の、
2:35:02	はい機構の方に流れていくようなイメージそのあとは右側の方の、に流れて本になるんですかそれとも左側の方に流れていくイメージになるんですかね。すいませんそこら辺の
2:35:14	定性的なイメージ感を教えていただけそれとも完全にもうこちら辺はもう逆に風の流れなんてもうこあんまりなくて、大体この辺で
2:35:26	煙の流れが滞留するみたいなイメージになるのかっていう、そういうことを示しているのかと言う事のすいません。定性的なイメージ感をちょっと教えていただいてもいいですか。
2:35:46	はい。関西電力吉澤でございます。55 ページの高浜 34 号のこの矢印、真ん中の方に 3 本項、集中していつてるように見えてますけども、
2:35:58	この、これについては、左右にある排気孔を、どちらにも、
2:36:04	流れていくということで考えております。火災対策室のサイトウということは、タイ一旦滞留してから、左右の方に分かれて流れていくというイメージなんですね。
2:36:19	はい。関西電力ヨシダでその通りでございます。
2:36:23	次に美浜の 3 の方なんですけれども、
2:36:29	この理解としては、空気の流れは、左右で、
2:36:35	全体の話としては左右に二つ、何て言うんですかね気流の流れが生じると。
2:36:44	いう理解でよろしいですかね。
2:36:53	はい。関西電力吉澤でございますその理解でこちらも考えております。
2:37:00	いや、高浜の 12 の話は給気口ちょっと一つ排気孔一つなんで、これ大体そういうものなんだろうなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:11	ということで理解はしました。で、ちょっと教えて欲しいのは、
2:37:20	高浜 34 と高浜 12 の方は意外と
2:37:25	排気孔にそ排気孔に沿ってですね廃校に近いところにも、
2:37:30	追設して漏れなく確実にされてるんだらうなというイメージあるんですが ちょっと美浜の方で、
2:37:38	右側の不右側の流れの方は、これも排気高に、
2:37:45	それなりに近いところであるんですけど、左側の空気の桐生の方は、真 ん中の方ですね。
2:37:56	一定程度開いてるところがあるんですけどもこれはこれで、何て言う んですか間に何もなければってそういうことになるんですかね。
2:38:09	えっと言ってる意味わかりますかね
2:38:12	肥田今さっき確認させていただいた、美浜は左右に分かれますよねと。 で、
2:38:19	右側の方は
2:38:21	廃校に近いところで確認ができるようになってんですけども、
2:38:26	左側のラインの真ん中の方、左右分かれてる間、右側の方かな、左側 の右側の要は真ん中のラインですけども、
2:38:34	ここは逆に、もう一つの桐生のところにある、
2:38:38	追設したもので、兼用するようなそんなイメージになってるのか、それと も、
2:38:44	何、こっから先は基本的に何もないので、煙の感知はここでできれば、 確実に廃棄コウノ前までで確認できると。
2:38:56	ということなのか、その辺が、どんな設計になってるのかなってというイメー ジだけ教えていただければと思います。
2:39:04	関西弁の棚橋です。
2:39:06	この今中央部に書かれてます。しか、何かこう、変則的な、
2:39:12	エリアというのは、原子炉容器がありまして、それを燃料格納容器から 出すためのキャビティーというのがあるんですけども、そのエリアになっ てます。
2:39:23	そこには何も興味は置かれてません。
2:39:26	おっしゃったように、置かれてないところなので、その前段階でつかまえ ればと。
2:39:34	いう概念だと思いますんで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:37	あと、周辺に多いのはですね周辺にはいろいろ機器とか配置されていますので、そういった意味で周辺に置かれている、そういう設計だと考えております。
2:39:46	深山もそれでよろしいですかね。
2:39:50	はい。深山発電所、林でございます。今棚橋がおっしゃった通り、申しました通り、キャビティ付近につきましては物が置けないような状況でございますので、その手前のところで、煙感知を行うと。
2:40:04	それ以外のところは全体的な監視で確認できるというふうに設計してございます。以上で、
2:40:13	火災対策室の齋藤です。
2:40:16	書いてある内容と、その設計の考え方については私の段階では理解いたしました。以上です。
2:40:30	三井規制庁武山です。その他規制庁から確認事項等ございますでしょうか。
2:40:35	よろしいですか。
2:40:38	はい、では、次の項目をお願いします。
2:40:44	関西電力の武田です。続きまして 57 ページ目、こちらのハッタの方から説明いたします。
2:40:55	あ、関西電力の八田です。では、57 ページ目のヒアリングコメント回答について説明させていただきます。
2:41:03	ヒアリングコメントナンバーが 46 から 49 の燃料取扱エリアとなっております。
2:41:10	まず一つ目の矢羽根のところで、は下限となり得る設備の直上に設置する煙感知器がないことから、誤解を与えない記載図面とすること、あと、あわせて三つ目の矢羽根になるんですけれども、古い説明が資料上残っているため、理屈に合わせて適正化すること。
2:41:29	そういった共通のコメントを受けてございます。こちらですけれども今回ちょっと美浜 3 号機のご回答とさせていただきます、
2:41:39	高浜 34、高浜 1 府他号機につきましては次回以降にご説明させていただきたいと考えてございます。
2:41:46	衛藤。
2:41:48	資料ですけれども 63 ページご確認をお願いいたします。
2:41:53	63 ページのところで、こちら高天井エリアというところ、ございまして先ほどアニュラスの方で、高天井エリアの設計の見直しを行ってございま

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	したが、こちらの方も高天井エリアということで設計の見直し、同じようにさせていただきます。
2:42:10	江藤 1 種類目のアナログ式の煙感知器ですけれども、煙の流量上で有効に火災を感知できる場所に設置すること、あと 2 種類目に関しましては、設計の変更ございませんでして炎感知器、
2:42:23	ピットの水面及び床面に対して、設置するといった内容となっております。
2:42:31	続いて衛藤、二つ目の矢羽根ですけれども、6、57 ページのヒアリングコメントに戻りまして二つ目で、
2:42:39	燃料取扱エリアの補足説明資料と、等その時に出しました感知器配置図、こちらの方と、ちょっと図面が整合とれてないというコメントとなっております。
2:42:52	こちらにつきましては 61 ページ、ご確認をお願いいたします。
2:42:58	61 ページのに示してますの平面図となっております。こちらの方のもと炎感知器のみ、記載させていただいてございましたが、煙感知器の方もしっかりと記載するものとしてございます。
2:43:14	さらに先ほど申しました通り高天井エリアの設計を考慮しまして煙感知器を一部
2:43:23	配置等を変更してございますので最新の状況にしてございます。
2:43:27	また 62 ページの BB' 断面図におきましても、炎感知器しかついてございませんでしたので、煙感知器の方を対追加で記載してございます。
2:43:41	続いて四つ目の矢羽根にも、なりまして A' 断面図ではないため修正するといったコメントとなっておりますこちらの方が、
2:43:54	衛藤。
2:43:56	すいません。
2:43:57	ページ 67 ページ、ご確認をお願いいたします。
2:44:03	67 ページに配置図を記載させていただいてございます。こちらの A 棟、A' 断面図ですけれども下の方に記載してございまして、
2:44:15	こちらの方を記載の適正化を行ってございます。ちょっと前回ですと A とした上の方の図面でいきますと左下の方に、
2:44:25	扉がありますが、それがちょっと下の方にも記載されてまして、A' 断面の場所ではございませんという、
2:44:35	いうものでしたのでそちらの方を修正する。
2:44:39	させていただきます。
2:44:42	はい。こちらの説明は以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:52	三代規制庁ハタケヤマです。
2:44:55	とりあえずご説明承知しました。
2:45:01	この 67 ページ。
2:45:06	図面、A´断面図の、
2:45:11	これマスキングです。右側にあります。
2:45:15	この感知器、これは今、具体的にどれを指してるんですけど。
2:45:23	関西電力の八田です。衛藤。
2:45:25	今ちょっと
2:45:29	当場所で行きますと、右側の方にある扉のすぐ左側にございます。炎感知器、こちらの方をちょっと距離的には離れてるんですけども、
2:45:41	例示として記載させていただいている状況となっております。
2:45:46	承知しました。この
2:45:48	実
2:45:49	左斜め
2:45:51	名手前側です。
2:45:54	これですねはい。
2:45:59	まず承知しました。原子炉規制庁側から確認事項と、この範囲であればお願いします。
2:46:09	先に規制庁ウエハラです。はい。先にちょっとこのコメントとは若干ちょっとずれるかもしれないんですけども。すいませんちょっとちょっと1点確認したい点としましてちょっと、
2:46:21	61 ページちょっと見ていただきたいんですけども、
2:46:25	はい。61 ページで除染ピットですかね、除染ピット。
2:46:31	頭の方にカセアノ炎感知器がありまして、
2:46:35	’断面でもこういうふうに、
2:46:39	書かれているんですけども、ちょっとすいません
2:46:44	前回のヒアリングは高浜 12 なんですけれどもすいません高山市の場合、ちょっとその除染ピットのところに、
2:46:51	何かこの感知器が見当たらないような気がするんですけども。
2:46:59	すみません何か高浜 12 にはアノの除染ピットには炎感知器はあるんでしょうかっていうのと、あとないようでしたらちょっと理由を説明いただければと思います。
2:47:14	安西電力の新居です。次回以降のコメント回答のときにご説明させていただきますけれども、高浜 12 号機についてもこの除染ピットのところにこの感知器をつける。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:25	ように設計を進めてございます。以上です。
2:47:29	はい。規制庁植原です。はい承知いたしました。はい。私からは以上です。
2:47:37	何か規制庁側から。
2:47:39	はい。火災対策室の齋藤です。
2:47:44	一番、多分わかりやすいのが 67 ページのところの話でいうと 67 ページの、
2:47:52	図なのかなと思うんでちょっと 67 ページの図を用いてちょっとお伺いをしたいと思います。
2:48:01	煙感知器キー
2:48:03	すみません
2:48:05	多分聞き忘れてるとだけなんでもう一度すみません次、教えていただきたいなこの左側にあるこの兼用する煙感知器って何でしたっけっていうのすみませんもう一度まず教えてください。
2:48:22	関西電力の八田です。衛藤。
2:48:25	67 ページに記載してます兼用する煙感知器ですけども、こちらは大きく二つのエリアで分かれていると考えてございまして左側に記載している使用済み燃料ピットエリア、
2:48:37	と、あと新燃料貯蔵エリアがございます。新燃料創造エリア、こちらに関しては高天井エリアということがございまして消防法施行規則度の 20 メーター。
2:48:48	を超えるエリアとなっております。ですのでちょっとそこの設計の考え方というところで、高天井エリアっていうところを考慮しましてそちらの煙、
2:49:02	が、
2:49:05	なんていう火災が発生した際に、
2:49:09	隣接エリアで感知するといった設計も考慮してございます。
2:49:17	えっと火災対策室の齋藤です。この兼用するというのは、燃料全ピットエリアと新燃料高新燃料貯蔵庫エリアの
2:49:27	両方、一部を兼用しているという意味での兼用という理解でよろしいでしょうか。
2:49:38	関西電力の八田ですご認識の通りで問題ございません。
2:49:42	はい。火災対策室の齋藤です
2:49:46	はい。その部分はすみません改めて理解いたしましたその上で、高さが低く、低い、この診療済み燃料ピットエリアのところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:58	その市、
2:50:00	使用済み燃料ピットエリアのところにて、隣の新燃料所属エリアの
2:50:05	ものを兼用して確認するというときには、基本的な考えとしてそっち側に煙が流れるというようなことを考えていらっしゃると思うんですけれども、
2:50:16	何かこっち側に年使用図ミイのエリアの方に、何か廃棄効果なんかがあるという理解でよろしかったんでしょうか。
2:50:37	関西出るかなって少々お待ちください。
2:51:11	関西電力の八田です。すいません。前回の
2:51:15	感知器の配置図になりますけれども、そちらの方にオレンジ色では、記載してございます。具体的には診療し、使用済み燃料ピットエリア、
2:51:26	こちらの方に給気口並びに排気孔がございまして。
2:51:32	火災対策室の齋藤です。今回の資料が、いろいろ修正していただいた上で、整理されたというお話だったので、その部分が
2:51:45	反映されているのかなと思ったんですけれども、その部分は、
2:51:50	反映されて、とりあえず今回の話の中では、前回のものは所与として今回のものはその部分を、
2:51:57	修正したということだと思んですが、基本的にこの兼用する煙感知器の役割については、
2:52:06	これまで
2:52:09	いろいろご説明いただいたように、事実としてどこを兼用して、どういう理由で兼用してるんだっけっていう話がどっかでわかるように、
2:52:18	いただきたいなと思ってますのでよろしくお願いいたします。あともう1点ですね
2:52:23	この感知器の設置なんですけども、
2:52:27	壁面カラー
2:52:30	ちょっと話して、何かステイかなんかで多分出して設置されてると思うんですけれども、
2:52:38	ステーターなんかで出して設置しているところと、壁面の間の、
2:52:44	感知ワー資格になっていないかどうかという確認をしたいんですが、例えばですね、67ページでいくと上の平面図のところ、上の方に、
2:52:55	多分石綿からステイを出して、
2:52:58	設置するようなニュアンスで、多分平面図として記載いただいていると思うんですけれども、
2:53:05	このステージ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:06	のiステイで出してこの間については、これは資格になっているのか資格になっていないのかそれともこの図面の読み方が私が間違っているのか。
2:53:16	その辺を教えていただければと思います。
2:53:25	関西電力の八田です。江藤ミイ浜津伝書答えられますでしょうか。すみません。
2:53:33	はい、深山発電装ハヤシでございます。
2:53:36	ちょっと物にもよりますが、例えば、上にあります三つのこの感知器ですと、これ、建屋の柱のところに、近くにつけるということを考えておりました、
2:53:50	そういったところに関して、死角になるようなことはないと考えてございます。一方で、この中ほど右の方にあります、左を見ているような、
2:54:00	この感じありますけれどもこれはちょっと、そういったところに課題がありましてその課題から取りつけることを想定してございます。ちょっと今、まだ詳細、さらに精査中で、ちょっと1個の感知器を追設しようかなという話をしておりますちょっと高浜。
2:54:18	等の図面の提出、調整等含めて、あわせて、
2:54:23	修正させていただこうかなと、すみません考えてございます。
2:54:28	そういった配慮いたしまして基本的には網羅的に見れるようにいたします。
2:54:35	ちょっと回答になってるかあれなんですけれども、美浜の設計としては網羅的に見れるように場所ごとに応じた、この感知器の設計を進めているという状況でございます。以上です。
2:54:50	火災対策室の齋藤です。徒歩の感知器については、
2:54:55	基本的には面で網羅されてるかどうかというのを、基本的には
2:55:02	私としてはサット平面図見ながら見ているんですけれども今申し上げた通り
2:55:09	壁面にあれば壁面、猪直下ぐらいからは、多分確認できていると認識してるんですけれども、壁面の直下よりも、へこんだところがもしあればそこが死角になるのではないかという認識で今ご質問させていただいた通りです。
2:55:24	あともう一つ、若干気になっててひょっとしたら気にしなくてもいいのかもしれないんですけれども、
2:55:34	67 ページの、その平面図のところで、
2:55:42	場所をどういうふうに言えばいいかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:45	一番右側ですね、ちょっと下ぐらいのところにこの感知器飲む気が、上から左向いててその右下が上向いてて、
2:55:58	その下が下を向いてるっていうところがあって、このエリア、ここの辺が何か少し死角になっているんじゃないのかなというふうに、
2:56:10	見えなくもないところがちょっとありまして、すいませんがそういったところについて、改めて確認されたいとされるというお話なので、ちょっと死角がないかどうか改めて確認いただければと思います。
2:56:26	深山発電所の林でございます。送致いたしました。
2:56:31	火災対策室の齋藤です。とりあえず私としては以上になります。
2:56:38	市末市長竹山です。その他規制庁の確認事項ありますか。
2:56:47	ちなみに、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、先ほど炎感知器を、
2:56:52	1個追加される予定だということをおっしゃってましたけども、今検討されてるのは炎だけですか、煙とかは特段、追加の予定はない。
2:57:02	ということですかね。ちょっとその見直してのは、何を検討されてるのかってお話できる範囲で言っていただいてよろしいですか。
2:57:10	はい。関西電力の林でございます。
2:57:12	まず、この感知器に関しましては、
2:57:16	網羅的に見るという観点で、1台追加する予定でございます。ちょっと紹介は今後さらに検討を進めたいと思っております。
2:57:25	煙感知器につきましては、基本的にふやさなくても十分な監視できる個数を整えられていると考えております。一方で、
2:57:35	例えばちょっとこの図の、
2:57:40	3×3で9個並んでいるところの、ちょっと右のところの右下の、
2:57:46	この感知器が指さしてるようになっている。
2:57:50	煙感知器あるんですけども、こういったところに関して、もう少しより良いところに置けないかということで、この建屋の左上の方に以降置けないかっていうのを検討中でございます。
2:58:02	また使用済み燃料ピットエリアにちょっとくぼんでいるところで、三つ感知器つけてございますけれども、ここの平面の平米的に100平米程度の場所でございます、煙感知器としては、
2:58:16	2個あれば、きちんと監視できる範囲でございますけど今三つございます。さらに、ちょっとピットの上にかかるような設計となっております、
2:58:26	今後の管理物管理上の観点からも上に置くんではなくて、もう少し効率的な置き方で、2個にできないかというのも検討してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:37	今の検討状況としては以上でございます。
2:58:42	はい。はい原子炉規制庁畠山です。煙についても、
2:58:46	一部見直しを図る予定だということで、承知しました。見直し後の
2:58:51	ものを後日提出いただけるものと認識してますので、その際にその網羅性、
2:58:56	ですね、事実確認を、
2:58:58	させていただければと思います。
2:59:01	伊勢津川他はよろしいですか。
2:59:04	はい。
2:59:05	では次の項目ですかね。
2:59:09	お願いします。
2:59:13	テーブルJSSI続きまして、関西電力の竹田です。続きまして72ページ お願いいたします。こちらタカハシの方から説明させていただきます。
2:59:32	はい。関西電力高橋でございます。こちらの矢羽根の三つの回答させて いただきます。
2:59:38	まず一つ目に断面図に増設する感知がわかるように示すことと、
2:59:42	いう、
2:59:45	依頼をいただいてまして、これM3の位置付けケーブルチェイス。
2:59:50	にも反映させてございます。反映した結果については、第8-1図に朱 お示ししてございまして、今回新設するものに関しては炎感知器が、
3:00:01	対象となっております。炎感知器を赤で新施設ということがわかるよう に、修正してございます。また凡例の箇所においても、新設記述がわか るように、
3:00:13	その旨、記載しております。
3:00:15	矢羽根の二つ目ですけども、ケーブルの未収具合がわかるように写真 を示すことというところで、10ページに、高浜1号機及び美浜3号機の ケーブルチェイス室の写真を、
3:00:27	それぞれ補足説明資料に概略図を載せてますので、
3:00:31	その概略図のそれぞれの矢印の番号ごとの写真を載せております。
3:00:38	矢羽根の三つ目ですけども、天井部の方ではなく熱感知器とする考 え方について、
3:00:44	説明することというところで先ほどもアナログ式を優先するというところ で、フローに基づき、天井面は、アナログ式の熱感知器と、
3:00:55	いう設計になってございます。簡単ではありますけども説明は以上とな ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:06	原子炉規制庁畠山です。
3:01:09	衛藤。
3:01:11	ちょっと、まず確認させていただきたい。飯野が、
3:01:16	この美浜、
3:01:18	ですかね美浜3号機の現場状況の図で、73ページの上のところ、⑦番のところ、
3:01:29	何か上に何か伸びて、
3:01:32	何か何かこれは床なのかな、ちょっと何かしら跳びてる部分あるけども、これはゆ上に何か床面があるってわけではなくて、
3:01:44	何の何が上にあるのかちょっと右上の方の写真なんですけども、
3:01:50	7番の、これは何かわかりますか。
3:01:59	すいません美浜発電所お答えできますでしょうか。
3:02:04	関西電力の林でございます。
3:02:06	⑦番のこのオクの方については、このちょっと上ったところからも見えるような、ちょっと高台エリアみたい一部なっているところがございます。
3:02:20	これは床面とはみなさなかった理由はどのようなものでしょうか。
3:02:28	関西電力の林でございます。すいません
3:02:32	そういう意味ではおっしゃる通り、床面に近いものでございますけれども、天井までの高さが、8メートル範囲の中のグレーチング面ということで、熱
3:02:44	及び煙で監視できる範囲の一部ということで、ちょっと記載から外させていただいておりました。
3:02:53	原子炉規制庁の竹山です。何か趣旨は、半分理解しつつ、現場状況は、
3:03:01	ある程度、
3:03:02	わかるように、ちょっとう。
3:03:05	記載をいただきたいかなとは思いますが。
3:03:08	で、その上でその7番の、そのちょっと下の方ですかね。
3:03:15	グレーチングがあって、
3:03:21	を、
3:03:22	ちょっと確認したいんですけども、73ページの7番の下のところだと、
3:03:27	グレーチングの人に、
3:03:29	熱と煙がついていて、前のページに戻ると。
3:03:35	浮彫しか見当たらない。
3:03:39	これはどっちの図面が正しいんでしょうか。これは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:03:44	8-1 の図っていうのは何か古いものなんですかね。すみません関西電力高橋ですけども。
3:03:51	と今 73 ページにある、熱が記載されてますけどもこちらは以前の図ということで、最新版が 72 ページでお示しているものになります。
3:04:03	すみません、消し忘れです。
3:04:06	以上です。
3:04:09	72 が最新なんですね。あ、わかりました。
3:04:13	この 72 の方消されている理由というのは、
3:04:21	上の、
3:04:24	三つで感知するっていうことで、ここの部分のも、もう一つの方の監視はどのようにされるのか、一度ご説明いただいてよろしいですか。
3:04:38	この部分の一番上には熱がありましてそれより下の部分に関して炎で監視という設計になってございます。
3:04:48	原子炉規制庁竹山です。ここは、
3:04:51	その下の、
3:04:53	グレーチングの部分まで炎で監視できているこの 6 番の下の、
3:04:58	この感知器、
3:05:00	から、
3:05:01	一番奥のところまで監視ができているっていう。
3:05:05	はい。でしょ。はい。関西電力高橋です。その認識で問題ありません。
3:05:17	原子炉規制庁の立山です。
3:05:20	図面的にはこの 3 番のところよりもちょっと高い、今 3 番の写真撮ってもらってますけども、それよりもちょっと高い位置に、
3:05:33	それが、
3:05:34	炎で見えるのかというと、ちょっと 5 番とかを見ると、結構なかなか入り組んでて何か、
3:05:42	その監視範囲を阻害してないのかってのは若干気になるんですけども、これは、
3:05:47	実際
3:05:48	この感知かな。
3:05:51	6 番の扉の下のところのこの感知器から、
3:05:57	505 のところのグレーチングのところまで床面を監視できていますでしょうか。ちょっとそのところ、
3:06:05	ご確認ご説明いただきたいんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:08	関西電力の畠です。すいません。衛藤こちらの図に関してはあくまでもちょっと例示という意味合いでちょっとつけさせていただいているものでございます。
3:06:18	具体的には感知器配置図、事前に、以前、10月20日、2、ご説明させていただいた感知器配置図の方に、
3:06:29	当間EL●●(非開示情報)
3:06:33	あ、ごめんなさい。
3:06:34	大変失礼いたしましたマスキング箇所でございます。
3:06:38	すいません。衛藤。
3:06:40	感知器配置図のページ番号12ページのところ、
3:06:45	の建物の
3:06:49	真ん中下のところ、
3:06:52	具体的な数字で言いますと③番のところ、実際こちらのエリアとなつてございまして、衛藤麻花、この感知器については複数行、つけてございます。
3:07:06	複数個で管理することでグレーチング面、網羅的に監視できているといった設計となっております。
3:07:15	原子炉規制庁武山です。ということだと、これは今つけてもらってる、美浜3号のこの
3:07:25	断面図の概略図は、あくまで概略であつて、ここで書かれている笠井衛藤炎。
3:07:33	感知器は、
3:07:36	いうなれば、正確な設置場所を示してるわけじゃないということです。
3:07:41	正確な設置場所というのは、実際の図面は、どの事業でしたっけ、ちょっともう一度ご説明いただけますか。
3:07:49	いつ出された、どの資料かちょっとご説明お願いします。
3:07:58	関西電力の秦です。衛藤。具体的な図面ですけれども、10月20日の資料の4。
3:08:06	の、
3:08:08	12ページ。
3:08:10	になります。
3:08:13	こちらの衛藤ちょっと見づらいですけれども建物の一番下の方に、③番。
3:08:22	あ、そうします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:24	③番のエリアになってきますが、ちょっと補足説明資料に、しっかりと記載するようにさせていただきます。
3:08:36	そうですねちょっと今、
3:08:38	ちょっと、ケーブルジェイスの写真を見ると入り組んでいる状況で、
3:08:43	今の概略図だと、
3:08:46	網羅性にちょっと、
3:08:49	もう私が担保できないのかなっていうふうな図面になってますので、ちょっと改めて、
3:08:54	この概略図の方を見直していただけますでしょうか。
3:08:58	関西電力畑です。承知いたしました。はい。
3:09:01	お願いします。
3:09:03	あとは、
3:09:06	お待ちください。この
3:09:10	いいのか。
3:09:19	とりあえず以上です。社長から他にありませんでしょうか。
3:09:24	火災対策室の斉藤です。
3:09:28	今 73 ページのところ
3:09:32	ケーブル数の現状について写真をいただいたので、
3:09:39	結構形ブルー
3:09:42	奴隷が密集してるところなんだなという、け言うことは理解いたしましたその上で、
3:09:49	もう一度ハタケヤマからご質問さしたな、質問した内容をちょっと再度確認したいんですけども、この感知器見ているのは、
3:09:59	床面だけですかねそれともこうしたケーブルトレイとかそうしたものもすべて含めて確認してるんですか。ちょっとすみませんこの感知器で見ている対象が何なのかと。
3:10:12	いうことをすみません改めて確認をさせていただきます。
3:10:22	関西電力高橋でございます。
3:10:25	監視対象としましては、床面とグレーチング面、
3:10:30	ということになっております。
3:10:33	火災対策室の齋藤です。そうすると、
3:10:37	要は火災区画の中で、
3:10:40	漏れなく確実にっていうふうに言ったときに、そうしたケーブルトレイみたいな可燃物が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:47	あると思うんですけども、実際にはその煙り—感知器であれば、ぜ、エリア全体の中で、
3:10:56	どこで発生したとしてもひっかけると思うんですけども、この感知器の場合、
3:11:01	要は、
3:11:05	要は、床メインとあと全体として、ここのエリアとしてはその特殊な条件としてケーブルトレイがあると思うんですけども、そこを網羅的に見ておかないと、
3:11:19	火災の感知が確実にできているのかと。
3:11:23	いう花Cについて、
3:11:26	へえ。
3:11:27	どうなのかなというところもないわけではないのでちょっと事実確認として、すみませんここのエリアで後で図面を示していただくというようなお話だったと思うのでその際にあわせて、
3:11:40	何を見ているのかと、いうことと、その火災か、火災区域の中で、
3:11:47	もともとの設計の思想の話ですね火災防護審査基準である。
3:11:57	要は火災をきちっと確認すると。
3:12:00	いうところを、どこを見て満たしているのかという、いうところですねちょっとご説明を合わせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
3:12:11	関西電力高橋です。承知しました。
3:12:16	火災対策室の齋藤です。あとすみませんその部分は、全体的なお話としてちょっと後 72 ページのところで、前回もちょっとお伺いしたんですけども
3:12:30	これ宮、美浜だけだと思って美浜だけでしたかね倉庫っていうのが真ん中であって、
3:12:36	ここの部分も多分一緒に多分確認、今回の話の中で一緒に確認するエリアだと思ってるんですけども、一応何か部屋が区切られてるような形なので、
3:12:47	すみませんここについても、別途ご説明をいただけると、
3:12:53	全体の確認ができるかと思しますので、よろしくお願いいたします。
3:13:02	関西電力のハッタです承知いたしました。
3:13:07	火災対策室の齋藤です。以上です。
3:13:17	すみません関西弁の棚橋です。今のお話なんですけども、
3:13:21	それは倉庫の中の写真とかそういうことでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:28	すいませんまず
3:13:31	73 ページのように、
3:13:35	要はこのエリアが、
3:13:37	ケーブルチェーン室の
3:13:41	全体の中で、
3:13:42	区切られているので、そことあと周りと同じような形で見ておけばいいのかという確認をまずし、イメージとしてしておきたいと。
3:13:51	ということと、あと設計として、
3:13:55	要はこの中に何があって、ぜ、全体的には倉庫みたいなもの、前、今までのご説明ですと、全体の倉庫みたいなところだけれども、何かケーブル等が、
3:14:08	何かちょいちょい入っていると、というような、
3:14:11	御説明だと思ってたんで、そういったものが、そのイメージがわかるようにしていただきたいと周りと同じなのかそれとも周りよりも、ものが少なくて、火災の感知がしやすいようなエリアなのかと。
3:14:25	というようなことがイメージでわかるようにしていただきたいなっていうのが、
3:14:29	今のお願ひ、お願ひしている趣旨です。
3:14:33	関西人の話です。承知しました。
3:14:47	理事規制庁武山です。その他規制庁から確認事項等あればお願ひします。
3:14:55	よろしいですかね。
3:14:57	では、次の項目お願ひします。
3:15:00	はい関西電力の竹田です。続きまして 74 ページになります。こちらにつきましては、先ほど吉澤の方から説明しました通り、
3:15:12	説明の記載の順番につきましてはフローに従って、煙、熱本能の順番で記載するといったところで、補足説明資料の方にも、順次こういったところを反映したいと考えてございます。76 ページの方には、
3:15:28	例といたしまして、高浜 12 号機のご指摘いただきましたところのケーブルチェイスのところの修正案。
3:15:37	のところを赤字で修正箇所を示して、添付してございます。こちらにつきましては以上です。
3:15:47	結露規制庁ハタケヤマです。原子炉規制庁側から確認事項等ありますか。
3:15:54	よろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:57	火災対策室の齋藤です 76 ページの修正箇所の赤字の部分なんですけど、
3:16:08	先ほどの、
3:16:10	の確認と同じような話なんですけど、2 種類目の感知器は、基本的にはまず、
3:16:18	8メートル未満であり、高さ 8メートル未満のエリアについては熱感知器を優先して設置すると、それ以上の部分については、熱感知器を設置できないため炎感知器で網羅的に確認すると。
3:16:30	というような趣旨の理解でよかったですよねと。
3:16:34	はい。関西電力竹田です。ご理解の通りで間違いありません。
3:16:39	すいません赤字じゃなくて先ほどのまた、一番最後の段落、一番最後の行ですねまたって書いてあるところは、
3:16:47	要はこの傘火災区画または火災火災区域または火災区画において、
3:16:54	網羅的に確認するものが床面だけでいいのかということについては、改めて確認して、ご説明いただければと思いますこれは先ほどの 72 ページ、73 ページの
3:17:07	ケーブルSSの感知器の
3:17:10	設計の話と一緒にしますので、ここについて
3:17:13	改めて回答は要りませんが、
3:17:15	お願いしたいと思います。
3:17:17	関西電力竹田です。承知しました。
3:17:24	原子炉規制庁の竹山です。その他確認事項と、本件ありますか。
3:17:29	よろしければ次の項目に行きたいと思います。はい。関西電力の竹田です。資料 7 のコメント管理表で、本日説明等、説明示しましたところで、すいません資料の一番最後の 6 分の 6 ページ。
3:17:45	一番最後のページをちょっとお願いできますでしょうか。
3:17:51	江藤。こちらのナンバー 76 のコメントですけれども、こちらちょっと資料の方には入れてないんですけれども、アナログ式での、
3:18:02	アナログ式の炎というところを、アナログ式でないものに修正すると、一括して久郷比嘉。
3:18:08	ございまして、こちらの方は資料の方にも反映しましたと。
3:18:12	いう形で、すいません資料ないんですけれども、本日回答という形でちょっと補足させていただきます。
3:18:20	最後になりますけれども、資料 5 の方の
3:18:27	77 ページの方、こちらのクマクラの方から説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:36	関西電力熊倉でございます。資料 5-77 ページですけれども、こちらコメント管理表には残さなくてもいいんですけども、ちょうだいしたコメント。
3:18:48	です基本設計方針関係で今回申請対象外としているところについて、3点ほどコメントをちょうだいしておりますのでその回答になります。
3:18:58	一つ目と二つ目ですけれども文章の修正ということで、基本設計方針の見直しの方向性のものを抜粋して、一つ目は地震等々が抜けてましたのでこれを追記してございます。
3:19:11	二つ目はちょっと文章が、読めないような文章になっておりましたので、余分な、
3:19:18	頭のところを削除する方向で修正したいというふうに考えてございます。
3:19:23	3点目で水素を内包するポンペでM3と34で基本設計方針の記載分違いがあるので、それをちょっと確認することというコメントをちょうだいしております。
3:19:34	こちらにつきましては、添付 10、10-1 ということで、美浜発電所の火災防護計画と、大飯発電所の火災防護計画を抜粋してございます。赤枠で囲んだところが水素を内包するポンペに関する、
3:19:50	運用面なんですけれども、
3:19:52	いずれにし、いずれの発電所につきましても、
3:19:56	水素を内包するポンペを持ち込む場合は、ポンペ使用時にポンペ元弁を開弁して、使用時以外は、ポンペの元弁を閉止すると、同じ運用としてございます。
3:20:09	基本設計方針上は新規制の時の記載の差異ということで、ちょっと記載ぶり、異なるんですけども、ここについては、同じ運用をしているということで回答させていただきたいと思います。
3:20:21	併せてですねコメント管理表の
3:20:28	コメントNo. 15-4 ということで、基本同じ基本設計方針の記載案に関するコメントをちょうだいしております申請対象外。
3:20:38	というところで、記載漏れがあったというコメントをちょうだいしておりますそれについても、今回資料 4 の基本設計方針の見直しの方向性についてという資料で、
3:20:49	反映して、今回提出させていただいております。
3:20:53	具体的に言いますと、高浜 3 号機を例に挙げますと、
3:20:57	下のページ下の番号で、
3:21:06	15 ページですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:09	右下の備考欄のところで申請対象外というのが抜けておりましたので今回、そちらを反映しております。
3:21:15	また大井参与、大井3号機につきましては、
3:21:20	補正申請して認可いただいた。
3:21:23	基本設計方針を左側に、
3:21:26	今回載せております。
3:21:28	資料4につきましてちょっとあわせてご説明させていただきました。以上です。
3:21:39	一部規制庁ハタケヤマです。ご説明ありがとうございます。この件について規制庁側から確認事項等あればお願いします。
3:21:55	よろしいですかね。はい。承知しました。
3:22:00	コメント回答については、以上だと認識してますが、まず、他にコメント回答はよろしいですかね。
3:22:10	はい。
3:22:11	その上でさっきお話いただいた進め方ですと、今から美浜の高浜の耐震とその、
3:22:18	家財以外の条文についての説明ということとあと、次回ドラフト資料のご説明、
3:22:24	等いただいてましたけども、他方、
3:22:27	もうヒアリングが残り時間わずかだということがあって、
3:22:32	どれか説明するかということは取捨選択した方が良いかと思ってます。そういった意味では、まず、関西電力と説明したい内容っていうのは、今日説明したいのはどれでしょうか。
3:22:43	はい関西電力の小森でございます。優先順位高いのは次回審査会合の資料のドラフトだと思いますのでこちらの方を優先してご説明したいと思っております。
3:22:55	はい。規制庁側も、まず、次の審査会合を向けて次回ドラフトの資料の内容について事実確認を進めた方が良いと思いますが、これで方針よろしいですか。
3:23:07	よろしければ、まずは次回のドラフトの資料ですね、審査会合の資料について、
3:23:13	簡単にご説明のほどお願いします。
3:23:17	はい。下関西電力吉澤でございます。それでは資料2に基づきまして、審査会合資料ドラフ等について説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:23:27	1枚めくって右肩1ページですけども、第1回審査会合においていただいたコメントに該当するというので、コメントについては大きく、
3:23:38	四ついただいていると認識しております。ナンバー1ですけども、大飯34号機における審査実績について適切に反映することと、また環境条件等の類型化を行い資料に反映すること。
3:23:51	ということで、今回後続のプラントについて大飯34号機の審査実績を基本設計方針、火災防護に関する説明書に反映していきますので、その内容について説明いたします。
3:24:04	ナンバー2のコメントで脱塩塔室及びフィルター室の感知器設計について、感知器を合流ダクト手前の個別ダクト設置できない理由を資料に落とし込むこと。
3:24:15	あとNo.3の合流ダクト内に感知器を設置することで、各エリアの火災を漏れなく確実に感知できることを説明することというコメントをいただいておりますけども、
3:24:26	ナンバー2のコメントについては、理由を説明させていただきます。ナンバー3、膨隆ダクトの話についてですけども、今回合流ダクト内に感知器等を設置する方針から、
3:24:39	隣接エリアの感知器と兼用する設計に変更しておりますので、その設計変更について、もれなく確実に漢字できるということを説明させていただきます。
3:24:51	ナンバー4のコメントとして、脱塩塔室及びフィルター室の火災発生場所特定と消火方法の考え方について説明すること。
3:25:01	いうコメントをいただいておりますので、その主火災が発生した場合の対応について説明させていただきます。まず大飯34号の審査実績の範囲について、
3:25:13	右肩2ページから4ページで説明させていただきます。
3:25:18	まず右肩2ページですけども、火災感知器の選定から設置までの設計の流れというところで、大井、34号の基本設計方針で、
3:25:30	感知器等の選定、次に、感知器等の誤作動の防止、
3:25:35	その次に、感知器等の組み合わせ、これを設計進めまして、その結果に基づいて感知器等を設置するというふうな流れ。
3:25:46	で、基本設計方針に記載させていただいております。美浜3号、高浜1から4号につきましても、同様の基本設計方針で、
3:25:57	設計を進めることを考えておりまして、
3:26:02	基本設計方針に記載する内容としては、感知器等の設置でいくと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:10	火災防護審査基準 2.2. 1 です。
3:26:13	(1)の②に定められた方法で、誤作動を防止するための方策を講じて設置しますと、火災の感知支障がないことを確認した上で、
3:26:24	以下の 1 からさらに掲げる方法についても適用するというので、これについては、大飯 34 号と同じ内容になってございます。
3:26:34	その下の 2 ポツ目ですけども、ただしというところで、火災防護審査基準に定められた方法で設置することができない、または適切でない以下の、から法に該当する場所は、
3:26:47	基準と同等水準で、火災を乾燥機に完治できる設計、または火災を漏れなく確実に感知できる設計ということで、
3:26:57	基準通り設置できない環境条件、イロハニ方で整理しまして、それぞれ設計する方針としております。この環境条件の
3:27:08	イロハニ方につきましても、大飯 34 号の審査実績を反映しております。
3:27:14	次、右肩 3 ページいきまして、
3:27:18	火災感知器の選定から設置までの流れの中で、基準通りに感知器を設置することができない、または適切でないエリア。
3:27:29	の感知器設計については、大飯 34 号と同様に、設計基準を適用する方針としておりまして、詳細については、
3:27:39	火災防護に関する説明書に記載する予定としてございます。
3:27:44	設計基準の定義としては、設計基準①と②という、2 種類定義しまして、①については、
3:27:53	消防法施行規則に基づき設置して、した場合と同等水準で感知できるように設置ということで、定義しております。
3:28:04	設計基準②につきましましては、感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する河成を漏れなく確実に感知できること。
3:28:14	いうことで定義しております。
3:28:16	設計基準を適用するエリアにつきましましては、高天井エリア、放射線量が高い場所を含むエリア、水蒸気が多量に滞留するエリア、
3:28:27	ということで、大きく分類しまして、それぞれ、深山さんは高浜 12 号、高浜 34 号、該当するエリアを、
3:28:37	表で整理した上で、イロハニ方のどの条件に該当するかというところを、表にまとめております。
3:28:47	その下、黄色ハッチングの部分については、屋外エリア屋内に準ずるエリアということで、大飯と同じような整理をしてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:00	で、次右肩 4 ページ。
3:29:04	行きますけども、火災感知器を設置しない場所の設計ということで、許可、
3:29:10	添付書類 8 に記載していたエリア、
3:29:14	感知器を設置しない設計とすると記載していたエリアを、今回設工認の本文で、どのように、基本設計方針に書くかというところですけども、
3:29:25	基本的には、許可の記載を踏襲した内容で、発刊がない設計と、
3:29:33	そういうことから、火災が発生する恐れはない。
3:29:37	可燃物を置かない運用については、保安規定に定めて管理するということをも明記したいと考えております。対象エリアを表にまとめたようなエリアになってございます。
3:29:50	続きまして、
3:29:53	脱塩塔室及びフィルター室の換気設計についてということで、5 ページから 7 ページまででまとめております。
3:30:04	まず右肩 5 ページですけども、これらのエリアの環境条件として、個別ダクトに感知器を設置できない理由と、
3:30:15	いうものを 1 ポツに記載しております。
3:30:17	まずは、脱塩塔室及びフィルター室は、エリア内の放射線量が高く、感知器等の設置または保守点検時における作業員の被ばく。
3:30:29	を考慮した場合、エリア内に感知器等を設置することが適切ではないということで、まずはエリア内に感知器を設置できないと、いうことを記載しております。
3:30:41	また、各エリアの個別の排気ダクトがダクト径が小さく、感知器等を設置するスペースがない水。
3:30:49	垂直だく等のため、消防法施行規則で規定される取り付け方法で設置できない、またはエリア外の放射線量が低い場所は合流ダクトしかない。
3:31:01	いった理由で、
3:31:03	個別ダクトに感知器等を設置することができないと、設備配置とか、場所の関係で、個別策等に感知器を設置できないと。
3:31:14	いうことを記載させていただいております。
3:31:17	その上で、2 ポツ目で、換地設計の見直しというところですけども、前回審査会合で説明しました合流ダクトに感知器等を設置する設計、
3:31:29	につきましては、火災による煙、熱が複数エリアからの配置で希釈され、傘を有効に感知できない可能性がある。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:39	いうことを判断しまして、完成及び火災発生場所特定の観点で、よりすぐれている隣接エリアに設置する感知器と兼用する責任に直すことにしております。
3:31:52	具体的にはどういった見直しするかということですが、脱塩塔及びフィルター室、いずれも排気ダクトは1項より、
3:32:03	上部の天井面、または壁面に開口部がありまして、火災による煙、熱は一部排気ダクトから廃棄されますけども、
3:32:14	基本的には、時間の経過とともに、排気ダクトによる排気の影響を受けにくい位置にある開口部から、隣接エリアに流出するというふうに考えてございます。
3:32:27	そこで、隣接エリアに設置する感知器を兼用する。
3:32:31	ことで、設計基準 02 位を満足するように設計をするという予定でございます。
3:32:40	イメージ図、図 1 の方に書いておりますけども、
3:32:46	天井面から、排気ダクトがあつて、高いうちに排気孔があるような場合、
3:32:53	こういった場合は、壁面の方からですね、煙熱が隣接に出ていくということで、隣接のバルブ室等、
3:33:04	の感知器を兼用すると。
3:33:06	その右側いきまして、排気ダクトが結構下まで伸びていて、配置校が下の方にあつて、開口部が上の方にあると。
3:33:17	こういった場合は、天井面の開口部から、宇和室の方に煙熱がまた出ていく。
3:33:27	というふうに考えております。
3:33:32	次に、
3:33:34	右肩 6 ページ。
3:33:36	行きますと、
3:33:38	脱塩塔室とフジカワ市の感知器設計について、それぞれのプラントの対象となるエリアを整理してございます。
3:33:48	このピンク色のハッチングした箇所については、申請時には、合流ダクトの設置としていましたけども、今回、隣接エリアの感知器を兼用する設計に、
3:34:01	見直したエリアでございます。
3:34:04	青色ハッチングにつきましては、申請当初から、隣接エリアの感知器を兼用する設計としている部分でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:34:14	で、赤字のエリア名赤字にしているところについては、隣のバルブ設置エリア等の感知器を兼用するエリア、
3:34:26	青字で記載しているエリアについては、宇和室に設置する感知器を兼用するエリアということで、このように整理させていただいております。
3:34:38	次 7 ページに行きまして、
3:34:42	下、具体的な設計、
3:34:44	についてですけれども、開口部の位置を考慮した感知器設計の具体例ということで、壁面の開口部が、
3:34:54	配置の影響を受けにくい位置にあるエリアということで、代表として、高浜 4 号の C 再生熱イオン交換器室というところのエリアを記載させていただいております。
3:35:07	このエリアにつきましては、実際、天井面には開口部がないということで、壁面にしか開口部がないと。
3:35:18	ただ、排気ダクトによる配置が行われているという、そういったエリアでございます。
3:35:24	このエリアにつきましては、壁面にしか開口部がないので、液面から隣のバルブ室に煙熱が出るだろうと。
3:35:35	いうことは、予想できるんですけども、そこにつきましては実際に現地検証試験を実施しておりますして、参考 3 につけておりますけども、
3:35:46	スモークマシーンで煙を出してですね、実際に隣のバルブ室に煙が流出すると。
3:35:56	いうところを確認してございます。
3:35:59	その右側ですけれども、天井面の開口部が排気の影響を受けにくい位置にあるエリアということで、
3:36:07	排気ダクトが、
3:36:09	床面からかなり近いところまで伸びているところで、天井面に開口部があるというところですけども、ここ
3:36:21	代表としては、高浜 2 号、2 号機の上流駅、脱塩塔室、これを例に書いておりますけども、排気ダクト貫通部の方から、
3:36:34	わしの方に煙熱が流出するというので、それについても、
3:36:41	現地検証試験で確認してございます。
3:36:44	結果については、参考 4 の方にまとめております。
3:36:51	以上が、脱塩塔室、フィルター室の感知器設計についてです。最後火災発生は諸特定と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:01	消火方法についてということについて 8 ページ 9 ページでまとめております。ここにつきましては高浜 34 号の
3:37:13	具体的なエリアを例に記載させていただいております。まず火災発生場所特定ですけれども、各脱塩塔室フィルターし、
3:37:25	隣接するエリアに設置する火災感知器が動作した場合には、現場確認を行い、火災発生場所の特定を行います。その次に、
3:37:37	各フルタ室脱塩塔室のいずれかの室内で火災が発生した場合には、隣接エリアの開口部から、
3:37:45	煙が流れていると、ということなので、各フルタし雑円筒室共通の場所で、すべての開口部に渡して、
3:37:55	どの室内から煙が流れて出ているかと、いうことを確認して、火災発生場所の特定ができるというふうに考えております。
3:38:06	その際ですね、バルク設置エリアに煙が充満していた場合は、管理区域内に補保管している可搬型排煙機、
3:38:17	これはダクト等の附属資機材も含んでおりますけれども、
3:38:23	これを使用しまして、煙を排煙して、
3:38:26	どの室内から煙が出ているかと言うことは、確認できるというふうに考えております。
3:38:35	最後右肩 9 ページに行きまして、
3:38:39	火災発生場所の特定をしましたら、実際に消火活動に移るんですけども、(2)として消火活動の基準というものをまとめております。フィルター数、脱塩塔室、
3:38:53	共通ですけれども、①としては、現場の火災状況、火災に係るアクセス性を把握する。
3:39:01	②として、煙の充満により、消火活動に支障があると判断された場合はハタ延期によって、バルブ設置エリア及び、
3:39:12	火災発生エリアの煙を排気すると。
3:39:15	で、③番。
3:39:17	そして、ここは各部屋の構造の違いで記載変わっていますが、フィルター室については、各フィルターの宇和室から、
3:39:29	室内への出入口にあるコンクリートプラグを開放しまして、可搬型の消火器または消火栓を使用して消火を行う。
3:39:39	行うと。
3:39:40	コンクリートプラグの開放が困難な場合は、隣接寄りなエリアの開口部より、償還を行うということを考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:39:50	脱塩塔室については、各脱塩塔室の隣接するバル設置エリアと、室外の間の入口から、
3:40:01	可搬型の消火器または消火栓を使用して消火を行うということで考えております。
3:40:08	消火栓から、各火災発生場所、
3:40:13	につきましては複数の消防ホースを連結して、放送延長して、消火活動できるということで、まずの方に、
3:40:24	各エリアについては、青色ハッチングで書いておりますけども、ここに最寄の
3:40:32	消火栓から消防ホースを伸ばして、消火活動するというので予定しております。
3:40:40	説明以上になります。
3:40:46	原子炉規制庁島山です。ではまず、ちょっと資料について、確認をさせていただければと思っておりますが、大前提として、この資料、審査会合に使う資料ということですので、木野様の審査会合に、
3:41:00	おいて、必要な情報ができるのかっていう観点、事実確認。
3:41:05	として、まず、議論ができるのかっていう観点でこういう資料がないのかっていう観点で皆さん意見いただければと思いますそういった意味で規制庁側から、
3:41:15	こういう資料を充実化するべきとかそういうふうなご意見とかがあればお願いします。
3:41:21	ちょっと私から先に、9 ページ。
3:41:24	をお開きいただいていいですか。
3:41:33	今、フィルター室であったり脱塩塔室、消火活動の手順とかを記載していただいておりますけれども、
3:41:40	これは
3:41:41	例えばコンクリートプラグを開放して消火を行いますとか、困難な場合は、隣接エリアの開口部により消火を行いますってありますけども、
3:41:51	この具体的な場所っていうのは、
3:41:55	ここで示されているって理解すればいいんじゃないか。
3:42:02	関西電力吉澤です。
3:42:06	各フィルター室の
3:42:11	具体的に回すどこからというところはないんですけども、図でいくと、
3:42:17	青でハッチングしているエリア、これがフィルターす、または脱塩塔室になっていて、その中 2 階の部分が宇和室というところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:42:30	になりましてそこから、
3:42:32	コンクリートクラブを持ち、
3:42:38	標準設備であげてですね、入って、消火器または消火栓使用して消火と、そういう流れになります。
3:42:51	ニシウチハタケヤマです。ちょっと今、ご説明として、概略としては理解はしつつも、現場状況は今ちょっとぱっと見わからないなと思ってますので、
3:43:03	ちょっとそういった意味では、現場状況も少しわかるように参考。
3:43:09	とかで落としていただくか、或いは、
3:43:12	まとめ資料の形で別資料としてご用意いただくか、ちょっとご検討いただけるとありがたいです。
3:43:21	そういった意味では、フィルター室の③番を例示させていただきましたけども、
3:43:27	脱塩塔室は入口だから、
3:43:31	自明だっていう部分はともかく、
3:43:35	例えば今言ったようなコンクリートプラグって、
3:43:39	どこにあるんですかとかそういう話は多分、
3:43:41	一見してわからないなと思ったのでちょっとそういった充実化をお願いしたいと思います。
3:43:48	はい。関西電力ヨシザワで承知しました。
3:43:53	土岐社長から他にありますか。
3:43:59	はい、慶長の植原です。
3:44:01	はい。ではちょっと何点かちょっと気づいた点はい。
3:44:05	はい確認させていただきますまずちょっと4ページ見ていただきまして、
3:44:10	はい。
3:44:11	4ページですね。
3:44:15	美浜の、
3:44:17	美浜の廃樹脂供給タンクなんですけれども、
3:44:21	こちら申請書の方見ますとこれ123号機共用で3号に、
3:44:28	3号機に設置っていうふうに、
3:44:30	括弧書きが書かれていますのでちょっとあの、もし共用されてるようでしたらちょっと、これらの機器全体的にちょっと見直していただいて張り付けていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:44:44	はい。関西電力吉田でございます。ご指摘のタンクにつきましては3号機設備、1から3号機共用、3号機設置になりますので、追記いたします。
3:44:57	はい、原子力規制庁ウエハラです。はい。よろしくお願いいたします。
3:45:01	あとすいません次のページ5ページでちょっと、ちょっと日本語的な、
3:45:06	ところで恐縮なんですけれども、
3:45:09	4番目の矢羽根ですね、この一番下のところなんですけれども、感知器を兼用することで、を満足する設計とするってなってますので、ちょっとこのところはヤノ修正いただければと思います。
3:45:25	はい。関西電力吉澤でございます説明しながら、同じことを思ってます、修文いたします。
3:45:35	はい、原子力規制庁ウエハラです。よろしくお願いいたします。あとちょっと6ページ目、次の6ページ目ちょっと見ていただきまして、ちょっとここでですね、ちょっと①とか②ですとか、番号が付されてるんですけども資料上、
3:45:50	あと前回の会合資料とかを見てもですねこの番号が何を意味するのかがちょっとわかりにくいのでちょっとご説明をお願いします。
3:46:08	はい。関西電力吉澤でございますこの番号につきましては、ちょっと今資料上、後のページで、町オオシオ
3:46:18	しておりませんが、
3:46:20	会合等のやりとりの中で、この①番とか、何かそういう番号がついていたら、やりとりしやすいのかなということも考えまして、
3:46:33	各プラントごとに①から順番に番号を振ったと。
3:46:38	ことです。
3:46:42	はい、原子力規制庁ウエハラですはいアノ。
3:46:45	そうですね愛称理解いたしました確かにちょっと長いいろんな名称もあったりするので、はい、曾根高浜さんの丸さんはとかっていうふうに、
3:46:56	言うと確かにちょっと、ちょっと楽な気がしますのではい。それについては承知いたしました。
3:47:03	はい。
3:47:04	あと8ページ名次見ていただきましてですね、8ページ目なんですけど、
3:47:10	右の図でですね上の図の方には空気の流れっていうのが青く書く書かれているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:47:18	ちょっと下の図の方にはちょっとそういった空気の流れが記載がないように見えますのはい
3:47:27	そうですね対甲斐、今井多田。
3:47:30	追加した方がいいかなというふうに考えてますあと、若干、若干、ちょっと気になるのはちょっと上の分でちょっと緑色の丸がちょっとなんか位置がずれてるような気もするのでちょっとて、
3:47:42	はい。
3:47:44	そうですね適正化についてちょっと検討いただ。
3:47:48	けるとありがたいです。
3:47:50	はい。関西電力吉澤でございます。ずれている部分もありますんで全体的に整合とれるように適正化いたします。
3:48:03	はい。規制庁植原です。
3:48:06	はい。すみませんで、次の参考なんですけどちょっと16ページですね。
3:48:12	その辺ちょっと16ページ行っていただいて、
3:48:15	すみませんちょっと
3:48:17	これまでのヒアリングでちょっと議論にもしなっていたら、恐縮なんです、ですけれどもちょっと、
3:48:24	確認したい点としまして16ページのこの、
3:48:28	現地での検証試験ですもんね16ページのが、煙を2ヶ所で発生させてまして、入口トークですね。
3:48:38	で発生させているのに対して次のページの17ページがちょっと奥川の1ヶ所、
3:48:44	ということなので、
3:48:45	何か、
3:48:46	ちょっと若干その煙の発生という観点でちょっと条件が若干違うように見えるん違うかなと思うんですけれどもちょっとここについてお考えをちょっとはいご説明いただければと思います。
3:49:03	はい。関西電力吉澤でございます。右肩16ページで入口部オクが2ヶ所や、
3:49:16	大丈夫。
3:49:20	16ページの試験では入口オクが2ヶ所でやってますけども、結論としては特にその煙発生場所で、
3:49:31	煙共同にそういうなかったという結論なんで、あまり場所に依存性はないのかなというところで判断しまして、その次の試験では、
3:49:42	1ヶ所で試験を実施したというところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:49:49	はい、原子力規制庁ウエハラですはい理解いたしました 16 ページのこの試験をまずやってみて、入口トークでそうですね、流動が異なるかというのを、
3:50:00	検証されて間違いがないということで、17 ページは 1ヶ所でやったということではい。理解いたしましたはい。
3:50:07	あともう 1 点なんですけれども、前回の会合資料です
3:50:12	この申請スケジュールですかね。
3:50:16	このスケジュールを示していただいたんですけれども、今回最新のスケジュールっていうのは、この審査会合とは別の資料 3 です。
3:50:27	資料 3 で示していただいているんですけれども、結構認可目標、
3:50:37	認可も、認可希望か、はい、認可希望の時期等がちょっと変わったりしてますので、介護資料の方にも何かこのスケジュールを
3:50:47	何か、
3:50:49	何かこのスケジュールが一応何か変わりましたよっていうのをこの会議、
3:50:54	この会合の中で間瀬、説明、
3:50:57	MaaS マースするかどうかについてちょっと事業者としてのご意見を聞かせていただければと思います。
3:51:05	関西電力吉田でございます。第 1 回で出したスケジュールから変わっておりますので、改めてスケジュールをつけまして、認可希望も含めて、
3:51:15	説明させていただきたいと思います。
3:51:19	はい、原子力規制庁ウエハラです。
3:51:22	はい。はい。よろしく願いいたします。
3:51:26	はい。私からは以上です。
3:51:43	はい。技師補審査部門の奥でございます。
3:51:46	ちょっと教えていただきたいところがありまして、8 ページ 9 ページのところ、煙が充満した場合に、
3:51:53	そのオカハマダ排煙機、
3:51:55	によって煙を排気すると。
3:51:57	いう記載があるんですけれども、これは消火活動の
3:52:01	成立性というかその前提であるような作業だと思うんですが、
3:52:04	これ機械が煙が充満した状態において可搬型排煙機を使って煙を排気するっていうのが問題なくできる。
3:52:11	かなと。40 分かけて、若干ちょっと、
3:52:14	セイキにちょっと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:17	疑問があるようなところあるんですがこの度についてもし、
3:52:20	その説明が可能であれば追記だろうがいいのかなというふうに思いました。
3:52:25	この作業は特に問題なくできると考えてよろしいでしょうか。
3:52:30	はい。関西電力吉田でございます可搬型延期出会いへ反映できるというところの成立性については発電所で確認済みでございますので、どのように、それを使用して、
3:52:43	反映するかとか、アノは、可搬型範囲っていうのは、そもそもどんなもんかというところを、資料に追加しまして、説明できるようにしたいと思います。
3:52:57	ありがとうございます。あともう1点なんですけれども、ちょっと表現ぶりが細かいところで恐縮ですが5ページ。
3:53:05	です。1ポツのエリアの環境条件の一つ目の矢羽根のところなんですけれども、
3:53:10	作業員の被ばくを考慮した場合、設置することが適正ではないというふうに結んでいただいているんですが、
3:53:16	もう少しいるんであれば作業員の被ばく線量が基準を評価する恐れがあることからってそんな言い方がよりダイレクトかなという気がするので、そういう表現ぶりを検討したらどうかなと思いました。
3:53:30	はい。関西電力吉澤でございます承知しました。
3:53:42	傾聴中です。資料ちょっとざっと見て、
3:53:47	少し整合性とかそういうところも含めてなんですけど、
3:53:52	最初の1ページ目で、
3:53:55	1ポツのコメント内容で、
3:54:03	大飯の審査実績を適切に反映することでそのあとの、
3:54:09	また環境条件等の類型化を行い資料に入れてこれに対する回答。
3:54:15	どこで見るんですかね。
3:54:19	はい。関西電力吉澤でございます。この類型化につきましては、イロハニ方の、この環境条件のパターン化、
3:54:29	これ一のことを言っております、これを各該当エリアごとに整理するということで、
3:54:39	回答したいというふうに考え
3:54:43	規制庁中です。
3:54:45	実態は多分そういうことだと思いつつ、
3:54:48	何かどっかにちゃんと反映しますとかっていう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:54:51	のが、ここの対応の欄に書くのか或いは、2 ページ目で
3:54:57	感知器等の選定で環境条件を考慮しとかいろいろバラバラとこう出てくる中で、何かこういう
3:55:04	具体的な類型化を行ってちゃんと環境条件、
3:55:07	を踏まえてというところが、
3:55:10	わかるようにした方がコメント回答してるところだと。
3:55:14	いうふうには思いました。
3:55:18	あとは1個、
3:55:20	コメント内容の1の、
3:55:22	すいません、ちょっと私が質問するのもなんですけど
3:55:26	類型化を行い資料に反映することってこの資料ってというのは、どこまでの範囲を言ってるんですかね。
3:55:45	はい。関西電力吉澤でございます。具体的、
3:55:51	資料については、
3:55:56	ヒアリング等でご説明させていただいた整理表であるとか、ああいった審査資料のことだと認識しておるんですけども、
3:56:07	最終的には、火災防護に関する説明書で対象エリアとこのイロハニは、の対応関係、これ添付でついてきますんで、
3:56:19	そこで整理されると。
3:56:21	いうところになります。
3:56:24	規制庁ナカセ何とこれが、用語の使い方がすごいありまして、
3:56:30	結局申請書、対応メール等では基本設計方針及び、
3:56:34	火災防護に関する説明書に反映だカラー
3:56:38	申請書に入って仕事な。
3:56:40	で、
3:56:42	そもその前提として今ヒアリングでやってるようなあ、補足説明資料自体はもう出さないという方針ってということなんですかね、ここも出すんでしょうか。
3:56:54	はい資料としてはこのパワポと、
3:56:57	この
3:56:59	補足説明資料も出すという理解でいいんですけど。
3:57:03	ということですね。
3:57:05	ちょっとイメージが全体のイメージがよくわかんない。
3:57:08	ということですね。栗野社長。
3:57:13	麻生そうだな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:58:03	岸野長井です。ちょっと私の基本的なベースの考えだと、
3:58:08	パワポを中心に説明して、補足は補足で一応別添として付けて別にそれ自体はそんな説明しないっていう、
3:58:16	イメージだったのかなあと思いつつ、本日の
3:58:20	何かその構成だけ見ると、このパワポだけを出すような、
3:58:25	イメージでとらえてしまったんですけどそうではないということで、何かそこで全然違うと思うんですけど、対応。
3:58:32	ただ
3:58:33	先ほどから少しあった時に何かこの説明だけではわからないからその資料充実を見たいのは、
3:58:40	多分補足説明してると見ると大体もう書いてあることで、
3:58:44	何か出さないでですね、アノ'アノ。
3:58:46	安保だけだと足りないのでまた後日出しますみたいな。
3:58:49	ことになるぐらいだったら補足も出した方がいいのかなという感じもしてるし、というところなんですけど。
3:58:55	関西電力吉田でございます。ちょっと3サイト分だ、美浜3号高浜1234全部出すと、またすごいボリュームなるん。
3:59:06	ので、大代表。
3:59:09	はい。
3:59:15	アノすみませんちょっと中で、まだ意思統一できてないんですけども、
3:59:20	私の認識も長尾さんと同じで、基本は、
3:59:25	この資料でご説明をするんですけども、必要なところは、
3:59:28	補足説明資料を見に行くというスタンスなので、積むのは進むんじゃないかなという、そういう認識でございましたけども、それで、
3:59:37	よろしいですかね。
3:59:40	代表というのは、
4:00:04	議題があります。
4:00:18	規制庁長沼寮が多いのはそれはそれで大変だとは思んですけども、
4:00:24	何か今回で終われる、終わるんであればっていうところと、これだけで何か頑張ってますね、
4:00:31	やろうとしても結局足りない情報がいっぱいあって、
4:00:34	て、
4:00:35	足りませんねとかその場で言われて追加する。
4:00:38	最初の、
4:00:40	をしたた。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:00:41	あくまでもヒアリングで事実関係確認を行ったというまとめとして出す。
4:00:48	なんか逆に出さないと、実は裏でこんな資料あるんですっていうのが、
4:00:53	何かそれはそれでどうなのかなという気がして分けました
4:00:57	基本的にパワーポイントを補足説明資料で、審査会合は望むというところですかね。ここで資料に反映することはだから、
4:01:08	今実態ベースとして、申請書である基本設計方針なり、火災防護に関する説明書を添付書類を含めて、
4:01:18	反映すべきところ反映するし、
4:01:21	当然その前提として補足説明資料でも、
4:01:24	すでに書いてあるんだけど、
4:01:27	逆にちょっと細かいところですね、少し足りないだとか指摘されれば、
4:01:32	それはそれで補足説明しろレベルという話で後日、ここは、
4:01:37	手続きも、
4:01:38	検討すると、何かそういうようなイメージって持っていればいいのかどうか、私あんまりそのシナリオの監査委員の話ですアノを全くおっしゃる通りだと思ってます。そうですか。わかりました。
4:01:52	はい。
4:01:53	あとはちょっと細かいところで、
4:01:56	やっぱり1ポツでその火災防護に関する説明書に反映するといいながらですね。
4:02:02	3ページ目だと、
4:02:04	詳細火災防護に関する説明書でここは合ってるんですけど、
4:02:09	4ページ目許可整合に関する説明書に記載するとなってるんですけど、
4:02:14	だからそもそも許可整合性に関する説明書っていうのは、
4:02:19	課題も説明書に記載すればそれでいいんじゃないかっていう気もするんですけど、あと、当然野本施設なんか、
4:02:26	それで別にいいんですけど、ちょっと1ページ目と少しかう整合はしてないというところがあったんで、
4:02:34	ちょっと資料の中でのですね、少し、
4:02:38	整合というのはちゃんと取っていただければほか見たところそんなになんかと思ったんですけど。
4:02:46	ええ。
4:02:47	ちょっとそこは再度ご確認していただければというところです。
4:02:53	はい。関西電力吉澤でございます。整合については再度チェックしまして、整合とれるように記載を修正いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:03:04	はい。
4:03:05	あとは、これ感想ですけど 1 ポツのコメントの対応が余りにもオウム返しすぎるかなという気がしてですね。
4:03:14	何か反映することで反映しますで、
4:03:17	説明することで説明します。
4:03:21	あんまり何かここもこだわる所説明ページが書いてあるのでここで詳細進めせればいいですということなんですけど
4:03:28	サマリーすサマリー的にですねタイをかけるものは変えてもいいんじゃないかなという気もしました 1 ページ目であればそれを、
4:03:36	反映するってのは、何を反映するのかっていうところは、
4:03:40	2 ページ目から言えば火災感知器の選定が設置までの設計等についてということだと思うんですけど、
4:03:48	何となく、
4:03:50	言われたことの反映とあって、そのまま入ってるんで、ちょっと、
4:03:55	サマリーとしてはちょっと 1 ページは何か不十分かなと言いつつ、感想なので別に
4:04:01	それはそれで、これでも別に進行はできると思うんですけど、
4:04:06	見る人が見ると、
4:04:08	何かここどうなんだっていう話になるのかなという感想だけです。
4:04:13	以上です。
4:04:15	はい。関西電力吉澤でございます。
4:04:18	今のコメントを踏まえまして、もうちょっと具体的に書ける部分は、書きたいと思います。はい、規制庁ナカセアノ核としてもですね、ちゃんと網羅的に書いていただきたくて、
4:04:33	部分的に書くと何かそれはそれで中途半端なので、多分そういう難しさがあるので、
4:04:38	あまりそういうことで悩むぐらいだったら別にこのままでいいと思うんですけど、
4:04:43	そういうことも含めて少し検討いただければと。
4:04:52	火災対策室の齊藤です。今、ナカガワから、
4:04:58	申し上げた内容にさらにちょっと追加してお話をしておきたいんですけど、理解、私の息子のものを見た理解として、
4:05:11	まず 1 ページを見る等、その 3、中川柄沢李と申し上げてますけれども、
4:05:17	要は、説明する構成を目次的に話をされているんですよ要はと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



4:05:25	その中
4:05:30	このコメン等だけだったっけっていう話が、
4:05:34	何かあったような気がして私が確か 1 回目で今だんだん思い出してきたのは、
4:05:41	要は、
4:05:44	大井でお話した内容をこの審査の中で、
4:05:48	技術的な内容が必要であれば再度きちっと説明していただいしてくださいねという話を審査会合でお話したはずなんですけれども、そのコメントはどう対応されるんですかねと。
4:06:01	いう話もあるんですよねだからこの話って一部だったような気がするんですよって話がまず、感想感想的な話としてありつつ、ちょっとすいません全体の構成としてすいません
4:06:14	教えていただければと思うんですけれども、2 ページ等、3 ページで、まずあれなんですかね全体の
4:06:23	考え方を、
4:06:26	網羅的に説明しているという、3 ページまでが全体の話を網羅的に説明していて、4 ページ以降の話が、
4:06:38	4、4 ページまでが、あれか、全体の話をしている、5 ページ以降が脱塩と須藤フィルター室の設計について、
4:06:49	事細かにご説明いただいているという構成でまずよかった。
4:06:53	という理解でまずいいんですよ。
4:06:57	はい。関西電力、吉澤でございます。そういった構成になっております。
4:07:04	はい。火災対策室の齋藤です。その上で、まず前半の
4:07:11	全体の構成についてなんですけれども、
4:07:15	一番わかりやすいの多分 3 ページだと思うんですね、3 ページで、
4:07:22	一番重要なのは、瀬、
4:07:26	その下の下についての表だと思うんですが、
4:07:31	この表の全断前提として設計基準①設計基準②がありますねと。
4:07:39	ということで、下に設計基準 01 とか設計基準②をどのように反映させてますという説明の表があると思うんですけれども、
4:07:50	この表の中でまず、これまで議論、審査会合で議論があった話っていうのがサンコーの大飯の 34 号機っていう前、全体の話でこういった話で、
4:08:03	最後、整理しましたよねという話がありますと、ということですよね。それに対してそれに比較するものの説明をされたいというのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:08:13	この右側の、美浜高浜 1234 というこの三つの、
4:08:19	表だと思うん
4:08:22	ですが、その中で、
4:08:24	特に高天井エリアのところとかで言うと、大飯 34 号機は 2 段に分かれていて下の段が、新燃料貯蔵庫エリアの話があって、
4:08:36	新燃料校長増、新燃料貯蔵庫エリアのところについては美浜も高浜 1234 とすべて、この三つの整理全部入ってますけれどもその下にもう一つ、
4:08:46	セルが分かれてますよね。
4:08:48	このアニュラスとか、一次美浜で言うと一次系エイチ・アイ・エスそれから高浜 12 で言えば、
4:08:55	ケーブルJですとか、
4:08:57	燃料取替を単系、用水タンクエリアとかっていうのがありますけれども、この辺は多いとは違うという話で、
4:09:08	ご説明を多分、
4:09:10	してたんですけどこの段話って 7 月の段階でご説明いただきましたっけ。
4:09:16	審査会合で、
4:09:21	としてお伺いしたいんですが、
4:09:32	あほ関西電力思いですけども、審査会合資料の中でも、大飯 34 号との違いということではお示しはしております。
4:09:42	ただ、同じかトン天井エリアという整理でございますので、大井の高天井エリアと同じような設計をするというふうにご説明しております。
4:09:56	はい。火災対策室の齋藤です。そうした中で、実際に今まで事実確認させていただいた内容とかについて、
4:10:06	改めて審査会合の場で、ここの概要について、
4:10:12	お話しをする必要が私は大飯 34 号との差であるのではないのかなと思うんですね。その先に、
4:10:21	後方高い放射線エリアのところがあって、
4:10:26	大飯 34 号とちょっと違ってるところがあってここがあれなんですかね今回で言うと 5 ページ以降の話で代表的な説明としてされているという形になるん。
4:10:37	構成としてはそういうふうになるんだという理解だと思うんですけども。
4:10:43	その理解でまずよかったですっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:10:46	はい関西電力、桃井です。ちょっとそのつもりで構成しておりますで今ほどの話というのは、まさに斎藤さんが一番最初に、
4:10:57	おっしゃってた、大井との技術的な差異の説明をしっかりとするというコメントの部分かと思っておりますで我々としては、そこは
4:11:07	後段のヒアリングの場で、しっかり説明スルーという宿題だと認識して、ちょっとこの資料にはちょっと含めてはなかったんですけども。
4:11:20	ただその内容も含めて審査会合資料 2 ということであればこれは書き加えることは、
4:11:29	ちゃんと我々も説明しておりますし、ヒアリングの中で、その内容を盛り込むというのは、はい。ご指摘通り実施。
4:11:38	しようと思えます。はい。
4:11:41	火災対策室の斎藤です内容として、要は前、ここの話を全体として話をする際に、
4:11:49	どんどん、
4:11:50	要は大石、もともと 1、
4:11:56	2 ページのところで、審査実績の反映で選定から設置までの設計の流れがあって、その中で、実際のこの方針として、
4:12:06	7、第 1 回の審査会合でお話された内容を忠実にこうなぞっていった時に、大飯 34 号の話と、今回の美浜 3 と高浜 1 から 4 号機の
4:12:20	話の中で、何が違ってるんですかっていうところが明確に明示されてるのが 3 ページだと思うんですよ。その 3 ページのこの表の中で、
4:12:30	どこが違っているのかという話の中で一つ大きな、大きく違ってますよねっていうのがわかるのが、大井のところから、美浜永戸さんから高、右側の表のところで、
4:12:45	猪瀬が二つに割れてるようなところ。
4:12:48	ていうのは基本的には
4:12:52	カテゴリーがちょっと変わってるからこういう分け方を多分されてるんだと思ってる、その部分については
4:13:00	要は大井 34 と違うということで、今まで事実確認をさせていただきましたけれども、そういったところを、
4:13:07	きちっと反映されるべきものなのかなと。
4:13:12	その説明の仕方と、議論の仕方と、審査会合での議論をどういうふうに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:13:18	説明されたいのかということについてはご検討いただく話なのかなと思っていてですというのが、3ページのこの表の中から読み取れるのかなと私は思ってますんで、
4:13:32	4ページ
4:13:37	ところ
4:13:40	で火災感知器を設置しない場所の設計のところについては、
4:13:51	すいません、これはすいません私が
4:13:53	理解をし、
4:13:55	しているの。していないだけなんですけれども、
4:13:59	これは大飯と基本的には一緒ですよっていう説明をされたいという、
4:14:04	意味なんでしたっけ、これがすみません
4:14:09	どういうふう理解すればいいのかなっていうこの4ページのこの3分の3というところについては、
4:14:16	コモリですけれども、
4:14:18	これに関しても基本大井と一緒にいうことを言いたくて、何かと言いますと一番多いの最高だのですね、補正をさせていただいたタイミングで、
4:14:30	修正を、の方でさしてもらいましたと。それを大井の場合は、エリアがちょっと違うんで書きぶりが違うんですけども、
4:14:41	同じような考え方を適用して、
4:14:44	基本設計方針を修正させていただきますと、大井と一緒にいうことが言いたいこと。
4:14:51	火災対策室の齋藤です。
4:14:54	すいませんそうしたところが、
4:14:57	審査会合の中で、
4:14:59	明らかになれば、本来御説明されようとしたところが、
4:15:06	わかるんではないのかなあというふうには思います。あと、5ページ以降の話ですけど、ここ、香田の話ですね。
4:15:17	話としては、
4:15:21	ポイントをわかりやすく説明されて残りの話は先ほど中川から、
4:15:28	申し上げた内容とほぼ一緒なんで、それはそうなんだろうなと思いつつ、
4:15:35	は、
4:15:37	7ページのところまでは、
4:15:40	それでいいんですが、他のその後ろにつけてるこの参考との、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:15:47	関係については、この補あ、そうかそうか、3項についてはその該当する3項のところそれぞれ、
4:15:55	該当の場所を書いてあるということでよかったんですね。
4:16:00	具体的に7ページのところで参考の3と3コウノ4っていうのが、
4:16:06	ここを見ていただければ実際に実験して確認しましたよと。
4:16:11	ということがわかるという理解でいいんですねここの部分。はい、おっしゃる通りです。
4:16:31	で8ページと9ページのところはじゃあ実際それで支障がないのかということの説明するために、記載を8ページ9ページで記載をいただいているんですけども、
4:16:48	これを着、ここのご説明のときに前、
4:16:52	に確認さこのやり方でもいいです。
4:16:56	C、
4:17:00	時系列で説明していた方が話が早いかなとも思うところもあるんですがここは説明のされ方だけなので、はい。
4:17:11	ということなんですが、9ページの、
4:17:16	消火の
4:17:20	配置のところで、
4:17:22	消火消火器とか消火栓の配置のところで、
4:17:26	ここって、さっきの給気口排気孔の高さの話ではないんですけども、
4:17:32	この
4:17:33	高さのところって、と同一の高さで、ここに書、特に消火栓の部分ですけども、
4:17:39	消火栓があるっていうふう理解すればよかったんですけどつけという話が、先ほど
4:17:45	中二階ってご説明をされたようなところがあったんで、ちょっと気にはなっていて、要は消火栓はここにあるんだけども実際にはその階段を通過していかないと。
4:17:56	ホースの展張ができませんとか、そういう話は、
4:17:59	なってないですよねみたいなところがわかるようにしていただいた方がいいかなとは思っています。
4:18:08	具体的後段の方話は具体的に李只野。
4:18:14	審査会合の中でどのように、
4:18:19	理解していけばいいのかなというところの観点で、とりあえずお話をさせていただいた。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:18:25	ところです。はい。はい。
4:18:28	関西電力小森です。一番最初に畠山さんからコンクリートプラグのところとか、どうなってるかとかですね、もうちょっと具体的に消火の仕方、
4:18:39	というのがわかりやすくなるようにですね、説明資料を充実したいと思います。
4:18:49	あとすいません事実関係で、すいません、前段の3ページのところの表なんですけども、
4:19:04	色がついてるところで赤色のところが設計基準1青色が設計基準に、黄色のところが、施行規則、対象外のエリアというふうに分けていただいて、これはこれで、
4:19:17	へえ。
4:19:19	理解はしてるんですが、黄色のこの消防法施行規則対象外のエリアは、
4:19:26	結局この設計基準の①と②って、
4:19:32	どちらかという②押せ、試験設計基準①は、同様の
4:19:38	話でやってますよって話だから②の、
4:19:41	設計基準②をとりあえず反映してるっていうふうに理解しとけばいいってことなんですかね、施行規則外のエリアなんで、
4:19:53	すいませんここはあの話の流れの中で、先に設計基準01と設計基準②を、
4:19:59	設定します。具体的にはこのエリアですと、
4:20:02	というのがこの3ページの
4:20:04	流れだと思ってるんですけども、
4:20:07	この黄色の部分は結局は、設計基準もあるよう、事実上、
4:20:12	反映してるというふうに理解すればそれでいい、よかったんですかねという、ただすいません、確認だけです。
4:20:26	関西電力吉澤でございます。この黄色の部分につきましては、設計基準①②、どちらにも該当しないエリア。
4:20:38	消防法施行規則対象外ということで、再稼働工認から設計に変更がないエリアという扱いで整理しているところでございます。
4:20:54	火災対策室の齋藤ですその部分は、今まで確認させていただいている中出大井と比較しながら見てるんですけども、
4:21:03	要は、設計の考え方としては、
4:21:07	要は網羅的という、そっか、網羅的というよりは確実に感知できるように設計してますよというエリアだという理解でよろしいんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:21:20	はい。関西電力吉澤でございます。
4:21:24	確実に感知すると、その対象についてはSA設備であるとか発火元となりうる設備、対象は、
4:21:34	特定した上でですけども、かぶりつい感知ということで設計しているところでございます。設計基準0には漏れなく確実になんで、ちょっと範囲が異なりますけども、
4:21:47	確実に感知というところは、設計上考慮してやっているところです。
4:21:55	火災対策室の齋藤です。理解としては、
4:21:59	今まで大井の話の中でそうだという理解なんで、
4:22:04	ですけど、
4:22:07	実際、大井と同じですよと。
4:22:10	考え方同じですよというふうにこの
4:22:12	消防接種、施行規則の対象外のエリアの考え方について明らかに。
4:22:18	なっていないところがあったんでとりあえずすいません内容の確認をさせて、す。
4:22:23	ここのパワーポイントの3ページの内容を確認させていただいたという次第でございます。
4:22:29	とりあえず今、パッと見た感じで、前回の7月5日のコメント等を考えた上で、ちょっと思い出しつつ、
4:22:39	今の
4:22:41	この御説明資料で、
4:22:42	全体の説明としてちょっと網羅できているかどうかという話をですねちょっと確認をさ、
4:22:49	実際のところですね、内容をすいません、お伺いしたところでございます以上です。
4:23:08	規制庁竹山です。その規制庁側。
4:23:11	あります。
4:23:12	規制庁ニシウチですけど、審査会合資料としての、単純に掲載の確認、体裁のコメントですけど、
4:23:20	衛藤。
4:23:22	8ページ目と9ページ目、まず8ページ目ですけど、
4:23:28	これ補足説明資料の抜粋だと思うんですけど、凡例を追加したい欲しくて、水色の線が何を示してるかがわからないんですよこの図だけ見たときに、
4:23:39	右側の方の図ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:23:41	換地区画だと思うんですけど、わからないので、そもそも、この説明をするときに、換地区画の説明がいるかって話なんですけど。
4:23:51	何か、逆に見つらくなるだけなんじゃないかなっていう気がしていて、ここで説明したいのは隣接してる部屋で感知しますよっていうだけなので、むしろその例えば次のページ、
4:24:00	このようなずーで要は部屋の構造躯体とかを、
4:24:04	示した図パターン端的に部屋の構造躯体がわかるような図面で説明いただいた方が明確なのかなという気がします。少なくともこの図で説明したいということであれば、凡例を追加マストかなと思います。
4:24:16	一方で、そもそもここで説明したいのが何かっていうのを踏まえてちょっと図は、多少編集いただいた方がいいのかなという気はちょっとしましたと。
4:24:24	というのが一つと。
4:24:25	これは同様に次の9ページ目も一緒に、今度はこの赤江線が何かっていう話でこれは火災区画だと思うんですけど、そういうちょっと図上の、
4:24:35	要は白い
4:24:36	アノ元の構造躯体だけを示した図面に何かアドオンして記載しているのであればそういう判例は漏れなく各もれなく確実に反映をいただければと思います。
4:24:47	相対としてじゃないですけどすみません。はい。というのが一つと。
4:24:52	と多分図でいうと多分この二つの部分だけかなと思いますけど、その判例の追加をお願いしたいのが一つと、あとこれはちょっと審査会合資料というよりは、ちょっとすいませんそもそも今までの補足説明資料とかで内容をご確認いただいている、どっちかという内容の事実確認だけちょっと追加でさせていただきたいなと思ったんですけど。
4:25:11	衛藤。
4:25:13	持つ。
4:25:16	5ペー、あ、右肩4ページ目の、
4:25:22	火災感知器を設置しない場所の設計のところで、大飯34と同様になってというのが最初の一行目で書いてもらってるんですけど、
4:25:30	ちょっと土用かどうかをもう1回しっかり確認をいただきたいくて、
4:25:36	大井参与のときにワー基本設計方針で確かコンクリート平気で囲まれておりっていうしっかり限定された区画である場所であるよってということを示していただいてだと思ってますと。
4:25:46	これ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



4:25:47	これは別審査じゃなくて意見徴収会基準改正の時の意見聴取会の時に、多分当時の内野ヤマダ部長とかも発言をしてたと思いますけど、要は、すごい、例えばの例でいうとオープンな火災区画。
4:26:02	要は火災区画は別に耐火平気でここまでじゃなくてもいいので、
4:26:06	オープンでその他の火災区画とツーツーのようなエリアがあったとして、
4:26:10	その火災区画には可燃物はないかもしれないけど、隣接する場所にはすぐアノ可燃物があったりとか、そういう発言があったりとかそういう状況においても、感知器を置かなくていいのかっていうそういう話がちょっとあったと思ってます。
4:26:22	なのであくまで設置しないっていうところの前提条件にはしっかりコンクリート兵器とかで囲まれている区画であるっていう要素は、あると、まず大井のときには少なくとも私はそう認識していたので、
4:26:35	そういう部分でも含めて大井と同様なのかっていうのは大井の基本設計方針も含めてしっかり、もう一度ご確認をいただいて、
4:26:41	これは別に何か会合しろとかそもそもまずの、内容の確認ですけど、そちらの方でもしっかりご説明をいただきたいなとまず思ってます。
4:26:50	結論から言うと多分これらの場所は全部同じ状況なのかなと先ほど多分先ほどのヒアリングメニューの中でも確認をさせていただいた記憶あるんですけど、改めて基本設計方針を見るとその部分は何か書かれてないなと思っていて、
4:27:03	大井と同様かっていうところはしっかり確認をいただきたいというのがまず一つです。
4:27:08	なので必要に応じてこの記載も修正するのであれば修正をいただければと思います。というのが一つ。
4:27:14	もう一つは、
4:27:21	所、8 ページ目右肩 8 ページ目の部分なんですけど、
4:27:31	衛藤。
4:27:33	煙は、要は開口部から出てるので、火災の発生場所特定できますって話があるんですけど、
4:27:41	無煙火災の場合ってどういうイメージ、逆か遊園火災か。
4:27:45	要は、その熱だけ熱がヒットして煙が出てないような場合ってどういうふうに特定するイメージなんだろうかとというのはちょっと確認したいなと。
4:28:15	関西電力竹田でございます。資料の方でも、
4:28:21	現地の試験の方でも煙といったところに着目して

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:28:27	記載しておりますけども、補足の方では煙等熱についても県民と同様の流れになると。
4:28:34	いうところで、により周囲の温度が上がれば、その熱流として、熱感知器の方で管理できると、いうふうに考えてございます。
4:28:45	はい。感知性は、理解してるつもりで、今は消火の話で要は場所を特定して消火するわけですよ。その場所の特定に煙を、
4:28:56	視認して、特定するっていうことかというと、熱はファーストフィットして、熱でヒットしました現場行きました煙出てません。どうやって特定するのかっていうところがちょっとよくわからなかった。
4:29:23	開校からという形でもちょっと考えるんですけどもちょっと持ち帰りまして、発電所の方とも、実際の運用の方確認いたしまして、その辺ちょっと整理したいと思います。
4:29:34	はい。そうですね。ちょっと、
4:29:37	あと特定方法とした時に7人だけだとよくわからないなあと思ってしまったのでちょっとそこはまた、すいません確實確認引き続きさせていただければなど。
4:29:48	そもそもですけどここのエリアって、首藤ショッカーでよかったんですね児童館、自動消火はついてないんですよ。
4:29:58	はい関西電力竹田です。ご認識の通りで同窓会のみです。
4:30:05	はい。規制庁西内です。そうした時に、
4:30:10	9 ページ目とかでも記載いただいているんですけど、そもそもなんです煙が充満し得る場所っていう評価をしているんですけど、いや
4:30:20	結局ショック神経症の時とかに火災対策で確認をしたのは、煙が充満し得る場所については自動消火つけますよっていう基本的な考え方があったとあって、
4:30:31	し得るんであれば、多分つけてるのかなと思ったんですけど一方で、つけてなくて一方で何か、
4:30:38	消火活動にし煙の充満をするんであれば、何か排煙活動しますって言ってますけど、排煙活動とかってそもそも加古金、新基準のときとか、
4:30:48	からご説明いただいている内容でした。ここは追加で説明いただいているって理解でした。
4:30:54	要は緊急時の時から一部変更して、追加でご説明をいただいているって理解なのか、新規のときから同じ説明をしますって同じ考え方なんです。目には書いてないかもしれないけど頭で書いていてそこは同じ考え方なんですけどどういう説明でした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:31:15	関西電力吉澤でございます。このエリアにつきましては実際可燃物等もほとんどなくてですね、火災が発生しても煙が充満して消火活動が困難になるような場所ではないと。
4:31:30	ということなんですけど、今回感知器バックフィットにあたっては、一様に火災の発生を想定するというので、遊園火災面火災、
4:31:41	煙が発生した場合も、充満するということでも想定して、どうかと。
4:31:49	いう、そういうそういった
4:31:52	前提で、この資料を記載しております、
4:31:57	ちょっとどこまで、
4:31:59	想定するかということにもよりますけどそういった、
4:32:06	規制庁西内ですけど、まず少なくとも僕はそういう意図がないとだけ先に言うておきますけど、今の説明を聞くと、火災バックフィットはいうなれば、消火も含めたバックフィットのように聞こえるんですね。
4:32:18	要は、火災想定を変更したバックフィットのような説明に聞こえたんですけど、少なくともそうではなくてあくまで感知器の設置に係るバックフィットだと思うので、
4:32:29	少なくとも今までの消火の考え方まで、なんか波及するようなまず申請では僕ないと思ってたんですね。
4:32:36	だから単純に消化戸田だからここで言っているのはあくまで万が一っていうそういうレベルの話なんですかねっていうくらいですかね要は新基準時点の時にはしょうカー。
4:32:48	設備の設計としては、そもそもここはそういう煙によって充満するエリアではないので、
4:32:54	ないので、
4:32:56	自動消火設備は設置せずに、手動消火でやりますという話で、消火活動で終わってたはずで、あくまで、
4:33:04	ただそうは言っても、
4:33:06	ていう話もあるので、煙がまさに充満した場合にはこういう話をやりまして要は1段下がるような対応っていうそういうイメージで理解をすればいいんですかね。
4:33:15	ちょっと何て言うんですかね、あまり堂々と並列で書かれてしまうと、
4:33:20	煙が充満するエリアについては自動消火っていうその設計と何か差異がちよっと際立ってしまってちよっと事実関係がよくわからなくなるなというところなんです。
4:33:38	先生監査委員の話です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:33:40	ちょっと我々新規制基準の許可をいただいた時の消火の前提条件、この辺の整理がうまくできてないようなので、
4:33:50	このメンバーではできてないようなので、ちょっとその辺確認させていただいて、
4:33:56	多分、おっしゃった後者だと思うんですけども、万一の話だと思ってるんですけども、それが正しいのかどうか確認した上でちょっと回答させていただくことにさせていただけないでしょうか。
4:34:08	規制庁西内ですありがとうございます。ちょっとその状況を踏まえて文書が適正か、必要に応じていただければいいのかなと。
4:34:15	思います。
4:34:18	というのが、
4:34:23	消火の部分で、
4:34:25	ちょっと追加で確認をしたかったところ、
4:34:29	ですであとすみませんちょっとこれは本当に、参考までにお伺いしただけなんですけど、
4:34:35	ちょっと補足説明書になってたら申し訳ないんですけど、7ページの3一つ戻っていただいて、うん。
4:34:43	7ページの左っかわのう。
4:34:48	シー再生熱イオン交換器室の方の排気ダクトあるじゃないですか。
4:34:53	この排気ダクトの設計流量ってどこかに記載いただいてましたっけ。
4:35:22	関西電力吉澤でございます今、
4:35:26	出している補足説明資料では記載はないです。ただ今修正しておりますんで、次回出すところには、きちっと反映する予定です。
4:35:39	はい、規制庁ニシウチですわかりました。ありがとうございます。
4:35:44	私から介護資料関係でお聞きあとはすいませんこれもちょっと内容になるんですけど、あと1点だけ3ページ目に戻っていただいて、
4:35:56	これが一番のサマリーだと思うんですけど、
4:35:59	結果して美浜3号に関しては、設計基準1を適用する場所はない。
4:36:07	という結果になっていると思っていて、一方で基本設計方針には設計基準1は登場させるイメージでしたっけ。
4:36:14	そこは共通の考え方として入れておくっていう理解ですか。
4:36:19	はい。関西電力熊倉でございます。ご認識の通りで、設計基準①っていうのは、共通して記載する方向で考えております。
4:36:26	他に規制庁ニシウチですわかりましたで、実際に提携基準1を適用してる場所があるかないか、まだこの表のイメージですけど、この内容は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	添付資料の方でしっかり説明がなされるとそういう理解でよろしいですかね。
4:36:43	はい。関西電力熊倉でございます。ご認識の通りでございます。
4:36:48	はい。規制庁西内です理解しましてありがとうございます。
4:36:52	資料に関しては、私は以上です。はい。
4:37:04	火災対策室のサイトウで先ほど西内から確認させていただいて、棚橋さんから再度確認しますって話ですけれども、
4:37:16	そこって、火災防護審査基準の中にどこに書いてあるかっていうと、火災防護審査基準の 2.2. 1 の(2)の消火設備のところに、
4:37:26	①番ってというのがあって消火設備で、いかにか家掲げるところによることってところのHってところ 2、
4:37:35	河西
4:37:39	のサマリーで申し上げますと、火災時に、煙の充満や放射線の影響等により消火活動が困難なところにおいては、
4:37:49	手動消火設備または手動自動消火設備または手動操作による固定式消火設備を設置することと。
4:37:57	というのが書いてあってこれとの整合性をどのように整理されてますかという話なんですよ。その一方で、
4:38:08	火災防護審査基準の 2 点。
4:38:11	1.1 の
4:38:12	火災発生防止のところ、
4:38:15	火災の発生防止対策を講ずることって書いてある。(1)んところに③番に換気っていうのがあるんですよ。
4:38:23	換気のところは換気ができる設計であることとしか書いてないわけなんですよ。
4:38:28	そこの関係を、
4:38:32	それぞれ、今回のその話の中で、
4:38:35	隣の区画を確認エリアとして、と一緒に、
4:38:42	感知しますよという設計の中で、
4:38:46	実際に感知した後の火災防護、火災防護全体としての話として、消火のところまできちっと確認できるような設計になってるんですよっていう確認を、
4:38:58	これまでご説明いただいたとは思っておりますので、そこら辺のところを、
4:39:05	案を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:39:07	きちっと整理していただいて、
4:39:11	今の、
4:39:12	事実確認答えていただくような話になるのかなと。
4:39:17	考えてますんでよろしくお願ひいたします。これについては、
4:39:22	すいません事実関係の話だけ述べさせていただきます。
4:39:30	はい。関西電力吉田でございます。今の助言いただきました内容も考慮しまして、資料充実したいと思います。
4:39:45	伊勢規制庁ハタケヤマです。カート規制庁側から何かありますか。
4:39:51	よろしいですか。院長どうぞ。
4:39:54	さっき私最初に、
4:39:59	8ページ9ページのところの、火災場所、発生場所特定消火方法についてのところで資料充実化してくださいというところで、例えば参考にと いうことを申し上げてましたけども、
4:40:12	先ほど仲川の方が言っていたようにあくまでこの書類にすべて書いて いただく必要性はないと思って、例えば補足等ですすでに説明できる部 分であったり、書いてないということで、補足のほうに、充実化いただ いたり、
4:40:29	にしていた上で、記載いただければいいと思いますのでそこはち よつとご判断まず精査した上でやっていただければと思います。一応補 足です。はい。
4:40:38	すいません西内さん、お願いします。
4:40:42	衛藤。
4:40:44	まず今のハタケヤマ話に関してですけど、基本的に例えば、
4:40:51	そもそもコンクリートプラグの話をごとまでこのページするかって9ペ ージですけどね、するかって話はあるかもしれないですけど、基本、この 文章このページの文章で説明していることはこのページ上で完結するも しくは、
4:41:05	次のページに例えば図面とかを何か詳細つけるとか、基本的にはその 近くで、完結するような構成にはしていただきたいです。これ単純にわ かりやすさの観点ですけど、
4:41:14	逐一補足に飛んでいくと、なかなか全員見づらい構成になってしまうの でそれは単純にわかりやすさの観点でそういう、できれば近くで完結す るようにして欲しいとは思ひます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:41:25	で、あとちょっとあと最後に僕が1点だけ言いたかったのが4ページ目の、すいません。マター感知器を設置しない場所の設計のところですけど、
4:41:34	その
4:41:35	本規定に定めて管理するっていうワード基本設計方針で入れてもらっていて、
4:41:41	素直に読むと、これから家じゃ保安規定が出てくるんだなというイメージしか、多分わからないと思うので、保安規定規定済みで特段申請予定してないのであればもう規定済みで特段変更する気はないですっていう趣旨はちょっと読めるようにしておいていただきたいなど。
4:41:56	具体的な記載は、参考に飛ばすとかでもいいと思いますけど保安規定にはもうすでに規定済みとかですね、そういう趣旨を入れておいていただきたいなと思いますよろしくお願いします。
4:42:07	はい。関西電力吉澤でございます承知しました。
4:42:16	原子炉規制庁の竹山です。その他規制庁から、この介護資料、パワポの方にコメント等ありますか。
4:42:23	よろしいですかね。
4:42:26	では、
4:42:29	ちょっとお待ちください。
4:43:05	はい。
4:43:05	原子炉規制庁畠山です。ではまず、今回のコメント等を踏まえましてですね、スケジュール等、改めてお話をいただけたと思いますけども、
4:43:16	資料に基づいて、原案のスケジュールとちょっと考えていただければと。
4:43:22	はいコメントをお願いします。
4:43:24	はい。関西電力の小森でございます。それでは最後にスケジュールだけご説明したいと思います資料の3でございます。
4:43:35	この資料で言いたいことはですね、特重の方を12月の月上旬に申請したいというふうに考えているというものでございます。
4:43:48	後続のヒアリングも順調に進めていただいております12月の1日の審査会合に向けて進めております。
4:43:58	で、これらの状況踏まえまして、予定通り、12月に独自申請させていただきたいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:44:05	第3バッテリーでございますけどもこちらの方は1遍に考えてございますので、後続も含めて御認可いただいた後ですね、準備でき次第速やかに第三部あたりは申請すると。
4:44:19	いうふうなスケジュールで我々準備して参りたいというふうに考えてございます。ご説明以上です。
4:44:32	はい。原子炉規制庁立松特重と
4:44:36	03バッテリーの片理の部分を承知しました。で、
4:44:42	コンパいいの。それ以外といいますか、コメント等、させていただいてますけども、介護資料とかですね大体どれぐらいのスケジュール感でご提出いただけるかとそっちの方のスケジュールも、ご説明いただけますか。
4:44:54	はい、ありがとうございます。そちらの方なんですが次回のヒアリングを11月の21日に調整していただいているというふうに伺ってございます。
4:45:06	ですので、16日、11月の16日水曜日ぐらいをめぐりに、
4:45:16	資料を出したいなというふうに考えてございます。資料といたしましては、コメント回答まだ回答していないもの、ございますので、そちらの方の回答。
4:45:30	それと、本日審査会後資料をに関して江藤ご示唆いただきますので、そちらの方も直してですね、出したいと。
4:45:40	いうふうに、それで進めたいというふうに考えてございます。
4:45:48	満規制庁竹山です。衛藤。
4:45:51	まず、ご説明ありがとうございます。ちょっと進め方について規制庁から、今コメントすべき点とかあればお願いします。
4:46:03	規制庁西内ですけど、これはちょっとお願いなんですけど、自治会のヒアリングのタイミング、これはもう16日とは言わないんですけど、補足説明資料の全体セット版をちょっとご用意いただきたいなと。
4:46:17	多分今までその抜粋っていう形でいろいろご説明と当日資料、ご準備いただいている、
4:46:23	実際だから会合のときにも積むイメージの補足説明資料の全体版を一度ご用意をいただきたいな等で、
4:46:30	その時の構成って今、補足説明資料が1からスケジュール関係も含めて、ばらけてますけど、合本するイメージになるんですかねこれを、
4:46:41	関西電力熊井です。合本するイメージになろうかと思えます。合本というかこれまでの補足説明資料の体裁法って、
4:46:50	最新化するイメージかなと思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



4:46:54	またちょっとす。おそらく、それなりのボリュームになりますので、
4:47:00	ちょっとスケジュールについてちょっと、また、はい。歴史タイという形になろうかと思えます。
4:47:06	そうですね
4:47:08	基本的には次のヒアリングでのコメント回答資料とかを順次 16 日にいただいで、その上でヒアリング対応させていただければと思えますけど、あくまでその時に結局、今日もいついつのヒアリング資料のここに載ってますっていう話があったと思うので、最終的に多分 21 日が介護最後の事実確認の場になるかなと思えますので、
4:47:26	そのときに全体像となったものが手元にあると、ていうくらいの話なので最悪当日ぐらいにご提出いただくようなスケジュール感でも、
4:47:33	ただごめん、これはあくまで、他のコメント回答とかが順調に進んで資料作成が終わって対応できるっていう状況になってからの話なので、もしその前段のコメント回答がまだ一応終わってないんですとかそっちの方に時間がまだ割けない、かかるんですっていうことであればそこまでお願いするものではありませんけども、ちょっと
4:47:50	お願いベースでこれはご用意をいただきたいと。ただどっちにしても会合の場までには必要なので、
4:47:56	それをできれば最後のヒアリングの場にちょっと間に合わせていただければというくらいのものとらえていただければ幸いです。はい、承知しましたコメント回答が一番大事だと思ってますのでそちらの方をまず優先して対応します。それでおそらく、
4:48:11	全貌を一遍にやっているとおそらく、ちょっと手戻りもあるかもしれないので、それこそアノヨシザワ途中で言いましたけど園田代表例みたいなもので、
4:48:22	一色坂みたいなものをちょっと、できるだけ早めにお出しして、イメージ合わせして、その中でちょっとまた、修正必要なものはフィードバックすると。
4:48:33	おそらくそんな形になるのかなというふうにイメージしてます。
4:48:44	はい。規制庁西内ですありがとうございます。そうそうなイメージで進めていただければと思えますよろしく申し上げます。あとごめんなさい、最後になって申し訳ないんですけど。
4:48:53	ちょっと審査会合資料 1 個だけ思い出しましたすいません。
4:48:56	これ多分、今回もまだご説明いただいてない、多分次回の次回以降かな、次回のコメント、ヒアリング項目になってると思えますけど、結局大

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	岩の許可のて出席をせ局で許可の適正化って話が最後あって、まとめ資料ベースで、
4:49:11	スタンスは示してもらったと思うんですけど、今回も同様に、
4:49:16	美浜高浜とかも現時点で考えている範囲ですけど、許可の適正化は何かしら反映するつもりではいるんでしょうか。
4:49:25	関西電力福岡でございます。基本大飯と同じ対応をするものというふう に考えてございます。
4:49:33	わかりました。規制庁西内です。その具体的内容多分次回以降の多分 メニューにはなってると思うんですけど、これ会合パワーポとかにも反映 するイメージでしたかね。
4:49:44	それに関しては、今はつけないつもりで言いました。これちょっとどうしよ うかなっていうふうに思ってた途中でつけた方がいいかもなみたいな話 もあったようななかったようなちょっと
4:49:59	迷ったんですけども今のところ、つけないイメージでは思っていました。
4:50:04	つけたほうがよろしいというんだったらつけます。
4:50:38	はい。規制庁西内です現時点での考え方はわかりましたので、また多 分回りのヒアリングで具体的な内容を確認させていただくと思いますので その際に必要があればまた、
4:50:47	会合資料に明記していただくかどうかって話もさせていただければと思 いますよろしく申し上げます。すみません私からは以上です。
4:50:59	水木市長武山です。その他、確認すべき点、全体として何かありますで しょう規制庁の方からは、
4:51:07	よろしいですか。
4:51:09	関西電力今、本庁に来ていらっしゃる方でありますでしょうか。よろしい ですか。
4:51:15	あとは、リモートでつないでいただいております美浜発電所側。
4:51:19	ありますか。
4:51:23	1点だけ、本日の資料5でいただきました、20ページ等にありますが配置 タンクとか排出者増タンクとかは入り供給タンクにつきまして、
4:51:35	そのケーブルがあるかないかというところの、
4:51:38	1件だけご説明させていただいてもよろしいですか。
4:51:43	何何件もう一度よろしいでしょうか。
4:51:49	齋藤市長からいただきましたコメントで、挿受タンクのフゾク関係の計器 等のケーブルがあるんじゃないかというご質問いただいてたかと思うん ですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:52:00	それについて、
4:52:01	一緒に一瞬回答させていただいてもよろしいでしょうか。はい。お願いします。
4:52:07	申し訳ありません。すいません。これらのタンクにつきましては、水系及び圧力計がついてございます。ですけれども、室内にありますのは、計装系の配管でございまして、
4:52:17	この部屋の外に繋がっております、減速機等の伝送費、ケーブル等は、部屋の外にあると、というような構造でございます。すいません。以上でございます。
4:52:27	それ以外、美浜発電所からはございません。
4:52:34	火災対策室の齋藤です状況、理解いたしましたありがとうございます以上です。
4:52:42	原子炉規制庁の竹山です。美浜発電所、その他に何か全体としてコメントすべき点とかありますか。
4:52:51	関西電力の林でございます。その他ございません。はい、ありがとうございます。承知しました。リモートでつないでいらっしゃる、関西電力高浜発電所の方は全体として、
4:53:01	コメント等ございますでしょうか。
4:53:05	関西電力高浜発電所の佐野です。特にコメント等はございません。以上です。はい。ありがとうございます。では本日のヒアリングについては終了させていただきます。本日はありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。